

世田谷区立世田谷美術館の指定管理者の指定

1 主旨

世田谷区立世田谷美術館条例（以下、条例）第17条第1項に基づき、世田谷区立世田谷美術館の指定管理者の候補者の適格性審査を実施し、令和4年4月からの指定管理者候補者を選定した。

当該指定管理者候補者を指定管理者として指定するための議案を令和3年区議会第3回定例会に提出する。

2 施設名称及び指定管理者の候補者名等

施設名称	所在地	指定管理者候補者名 及び所在地
世田谷区立世田谷美術館	世田谷区砧公園1番 2号	公益財団法人せたがや文化 財団 世田谷区太子堂四丁目1番 1号
世田谷区立世田谷美術館分 館向井潤吉アトリエ館	世田谷区弦巻二丁目 5番1号	
世田谷区立世田谷美術館分 館清川泰次記念ギャラリー	世田谷区成城二丁目 22番17号	
世田谷区立世田谷美術館分 館宮本三郎記念美術館	世田谷区奥沢五丁目 38番13号	

3 指定期間

5年間（令和4年4月1日～令和9年3月31日）

4 選定方法等

（1）選定方法

世田谷区文化施設指定管理者選定委員会設置要綱に基づき選定委員会を設置し、選定方法について審議した結果、指定管理者制度を適用し、非公募による適格性審査により候補者選定を行うこととした。

条例第17条第3項の審査基準に基づき、事業者から提出された事業計画書等の書類審査、財務審査、及びヒアリングを行い、指定管理者候補者を選定した。

(2) 選定委員会の構成

氏名	役職・所属等
○伊藤 裕夫	日本文化政策学会顧問
垣内 恵美子	政策研究大学院大学教授 第3期文化・芸術振興計画（調整計画）検討委員
柏 雅康	しもきた商店街振興組合 理事長
草加 叔也	有限会社空間創造研究所 代表取締役
清水 昭夫	世田谷総合支所長 (※令和3年3月31日までは志賀 毅一)
内田 潤一	教育委員会生涯学習部長 (※令和3年3月31日までは林 勝久)
片桐 誠	生活文化政策部長 (※令和3年3月31日までは松本 公平)

※「○」は委員長

(3) 選定委員会開催状況

- 第1回選定委員会 令和3年3月 3日（選定方法の審議）
第2回選定委員会 令和3年5月31日（審査方法、審査項目の審議）
第3回選定委員会 令和3年7月 7日（最終審査、指定管理候補者の選定）

5. 選定結果

条例第17条第3項の審査基準に基づき、選定委員会において事業者から提出された事業計画書の審査、財務審査、ヒアリング等の結果を総合的に評価した結果、「適格」であるとの評価を受け、次期指定管理者の候補者として選定した。なお、選定結果は別紙1のとおり。

6. 選定理由

世田谷区立世田谷美術館の選定団体は、指定管理者として、豊富な実績とノウハウを有している。区の文化政策と連動した自主事業等の内容や、経験を活かした柔軟な事業展開について高い評価を得ている。また、各文化施設との連携企画も展開しており財団としての総合力を十分発揮している。施設の利用者数の減少がみられるが、より一層、区と指定管理者が連携・協力しながら施設運営及び事業展開に取り組むことで、施設利用の促進や更なる区民サービスの向上を図ることが期待できる。以上のことから、指定管理者の候補者として適していると判断した。

7. 今後のスケジュール（予定）

- 令和3年9月 区議会第3回定例会（指定管理者の指定の提案）
令和4年4月 次期指定管理者による管理運営開始

選定結果表

1. 施設名称

世田谷区立世田谷美術館

世田谷区立世田谷美術館分館向井潤吉アトリエ館

世田谷区立世田谷美術館分館清川泰次記念ギャラリー

世田谷区立世田谷美術館分館宮本三郎記念美術館

2. 申請団体

団体名・代表者	所在地
公益財団法人せたがや文化財団 理事長 青柳 正規	世田谷区太子堂四丁目1番1号

3. 指定管理者の候補者名

公益財団法人せたがや文化財団

4. 指定期間

5年間（令和4年4月1日～令和9年3月31日）

5. 審査結果

(1) 財務審査

評価結果	A（良好な法人と考えられる）

※公認会計士による4段階評価、A（良好な法人と考えられる）、B（おおむね良好な法人と考えられる）、C（改善が必要な法人と考えられる）、D（破綻状態にある法人と考えられる）とした。評価Dの場合は不合格とし、次の審査を実施しない。

(2) 総合評価

審査項目	配点	点数
運営方針・経営理念に関する事項	240	213
組織運営体制等に関する事項	360	282
管理運営に関する事項・安全管理に関する事項	240	168
区の文化政策と連動した自主事業等に関する事項	540	439
サービスの質の向上に関する事項	480	385
効果的な管理運営に関する事項	180	138
特に提案を求める事項	360	289
小計	2,400	1,914
管理運営の実績による加点		95
合計		2,009

※合格基準：配点合計の70%（1,680点）

※実績評価の反映として、「世田谷区指定管理者制度運用に係るガイドライン」に沿って、5%分を加点した合計点数を基に合格基準を満たしているか判断した。

会議録要旨

会議名	第1回世田谷区文化施設指定管理者選定委員
担当部署	生活文化政策部 文化・芸術振興課
開催日時	令和3年3月3日(水) 午後2時00分～4時00分
開催場所	北沢タウンホール3階ミーティングルーム
出席者	伊藤委員長、垣内委員、柏委員、草加委員、志賀委員、林委員、松本委員
会議次第	<ol style="list-style-type: none"> 1 開会 2 委員紹介・委員長の選出について 3 報告事項(1) 指定管理者制度の概要について 4 報告事項(2) 選定対象となる施設及び、現指定管理者の概要について 5 審議事項(1) 現指定管理者に対する評価について 6 審議事項(2) 次期指定期間の指定管理者の選定方法について 7 その他(今後のスケジュールについて等) 8 閉会
確認事項・主な意見等	<p><議題> 委員長の選出について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・互選により委員長を選出し、委員長から委員長職務代理者を指名した。 <p><議題> 現指定管理者に対する評価について</p> <p>令和4年4月より次期指定期間となる各施設について、過去3年分の指定管理者が行った自己評価及び施設所管が行った区の評価に基づき、現指定管理者の総合評価を実施した。</p> <p>対象施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・世田谷区立世田谷美術館 ・世田谷区立世田谷美術館分館向井潤吉アトリエ館 ・世田谷区立世田谷美術館分館清川泰次記念ギャラリー ・世田谷区立世田谷美術館分館宮本三郎記念美術館 ・世田谷区立世田谷文学館 ・世田谷区立世田谷文化生活情報センター <p>各委員より、以下の確認があった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各施設が行う指定管理業務と自主事業について ・各施設の利用者数の内訳・推移について ・新型コロナウイルス感染症の影響について <p><議題> 次期指定期間の指定管理者の選定方法について</p> <p>各委員より、以下の確認があった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・区の政策と連動した重要な役割や専門性等が認められる。 ・地域や関係団体と連携、協力しながら継続的に事業を実施し、地域コミュニティの活性化に寄与している。 <p>以上のことから非公募による選定とする。また、非公募選定にあたり、世田谷区の文化政策を見据えて、より良い事業を展開していくための区と指定管理者との事業検討方法等について検討・実施することについて附帯意見が付された。</p>
その他	

会議録要旨

会議名	第2回世田谷区文化施設指定管理者選定委員
担当部署	生活文化政策部 文化・芸術振興課
開催日時	令和3年5月31日(月) 午後4時00分～6時00分
開催場所	オンライン実施 (Web会議ツール「Zoom」により開催)
出席者	伊藤委員長、垣内委員、柏委員、草加委員、内田委員、片桐委員
会議次第	<ol style="list-style-type: none"> 1 開会 2 委員紹介・委員長の選出について 3 報告事項(1) 利用料金制度導入状況について 4 報告事項(2) 文化施設における事業について 5 報告事項(3) 利用者数の推移について 6 報告事項(4) 申請要項について 7 審議事項(1) 審査方法及び適格性の判定について 8 審議事項(2) 適格性審査票について 9 審議事項(3) 評価の次期選定への反映について 10 その他(今後のスケジュールについて等) 11 閉会
確認事項・主な意見等	<p><議題> 報告事項について 各委員より以下の確認・意見があった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申請事業者が提出する申請書類について確認した。 ・各施設の過去3年分の決算資料を参考資料として提出してほしい。 ・申請事業者に特に提案を求める事項についてアフターコロナの取り組みがどこまで事業計画に反映できるか気にかかる。自然災害は、地震・火災など何を指すのか具体的に示した方が良い。 ・公募によらず1社選定となることから、きちんと選定を行うため申請事業者から具体的な提案がほしい。 <p><議題> 審査方法及び適格性の判定について 審査方法及び審査基準等について、事務局から説明し、了承された。</p> <p>①審査(書類審査、プレゼンテーション・ヒアリング) 申請事業者より提出された提案書類等及びプレゼンテーション・ヒアリングに基づき、適格性審査票により採点する。審査の合計点が配点の7割に達していれば、指定管理候補者として適格性ありと判断する。</p> <p>②財務審査 申請事業者の安定性や継続性を審査するため、公認会計士または税理士に財務審査を依頼し、選定委員会に報告する。</p> <p><議題> 適格性審査票について 各委員より、以下の確認・意見があった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・世田谷美術館、世田谷文学館、世田谷文化生活情報センターごとに適格性審査を行うことを確認した。 ・審査項目のうち、特に提案を求める事項の配点が高く、一方、サービスの質の向上や効果的な管理運営の項目が低いと各審査項目の配点の見直しについて意見があった。 <p>以上のことから、委員から意見集約の結果、適格性審査票を一部修正したうえで審査を行うことが了承された。</p>

	<p><議題>評価の次期選定への反映について 「世田谷区指定管理者制度運用に係るガイドライン」に沿って現在の指定管理者が応募する場合、区の評価4年間分（平成29年度～令和2年度）の結果が良好だったことから、選定審査基準の合計点数に5%加点することが了承された。</p>
その他	

会議録要旨

会議名	第3回世田谷区文化施設指定管理者選定委員
担当部署	生活文化政策部 文化・芸術振興課
開催日時	令和3年7月7日(水) 午後4時00分～6時30分
開催場所	子育てステーション梅丘 地下1階 団体活動支援スペース
出席者	伊藤委員長、垣内委員、柏委員、草加委員、片桐委員
会議次第	<ol style="list-style-type: none"> 1 開会 2 本日の委員会の流れについて 3 審議事項 指定管理者候補者選定について <ol style="list-style-type: none"> (1) 財務審査結果の報告及びヒアリング事項の確認 (2) 団体によるプレゼンテーション (3) 選定委員によるヒアリング実施 (4) 選定委員による審議・審査 (5) 審査結果の確認及び指定管理者候補者の決定 4 その他(今後のスケジュールについて等) 5 閉会
確認事項・主な意見等	<p><議題>本日の委員会の流れ プレゼンテーションおよびヒアリングの時間配分・流れ、最終審査について事務局より説明し確認した。</p> <p><議題>財務審査結果の報告及びヒアリング事項の確認 ・公認会計士に依頼した財務審査の結果について、「良好な法人である」と評価されたことを事務局より説明。財務諸表の審査結果について了承された。 ・申請団体にヒアリングする事項について確認した。</p> <p><議題>団体によるプレゼンテーション・選定委員によるヒアリング実施 せたがや文化財団のプレゼンテーションのあと、ヒアリングにおいて主に以下について質疑を行った。 ・自主財源の確保について ・障がい者雇用の具体的な取り組みについて ・現指定期間における課題及び、事業提案への反映について ・各文化施設との連携企画・連携事業の取り組みについて ・利用者数減少に対する対策等について</p> <p><議題>審査結果の確認及び指定管理者候補者の決定 指定管理者候補者の選定について最終審査を行った。 いずれの施設についても適格性の判定基準である審査の合計点が配点の7割に達していることから適格性ありと判断された。 ・世田谷区立世田谷美術館(分館含む) 合計2,400点のところ2,009点(83.7%) ・世田谷区立世田谷文学館 合計2,400点のところ2,086点(86.9%) ・世田谷区立世田谷文化生活情報センター 合計2,400点のところ2,055点(85.6%)</p> <p>各委員より出された主な意見 ・各施設ともに優れた事業展開を行っている。 ・各文化施設で連携した事業展開を行うなど、団体の総合力が発揮されている。 ・運営方針・経営理念もよく理解しており、区の文化政策に則った事業提案がなされている</p>

	<p>る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・文学館は、文学を体験できる企画展の開催など全国の文学館の中でもモデルになっており、今後も頑張っていたきたい。 ・世田谷パブリックシアターは、全国でも先鋭的な劇場の一つであり有名な劇場である。 ・新型コロナウイルス感染症の影響により選定委員会としての施設の視察が中止となってしまった。世田谷文化生活情報センターは見学をすることができたため提案書にない部分についてもよく理解することができたが、世田谷美術館・世田谷文学館との審査に差が出たように感じたため、視察ができる年に選定しなかった。 ・より良い施設運営を目指し、区と指定管理者が緊密に連携・協力しながら、ともに意見を出し合い、区民ニーズに応じた事業の企画・実施に取り組むことを求める。
その他	

世田谷区生活文化政策部文化・芸術振興課 御中

世田谷区文化施設指定管理者提案書

[対象施設]

世田谷文化生活情報センター

世田谷美術館

向井潤吉アトリエ館

清川泰次記念ギャラリー

宮本三郎記念美術館

世田谷文学館

令和3年6月7日 提出

公益財団法人 せたがや文化財団

目次

第1章 管理運営方針・経営理念	1
1 財団の設立趣旨・経営理念	1
2 世田谷区及び財団を取り巻く社会状況と課題	2
(1) 人口構成の変化	3
(2) グローバル化の進展と多文化社会の到来	3
(3) 情報通信技術(ICT)の進展と普及	3
(4) 文化・芸術に期待される役割の変化	3
(5) 持続可能な社会づくりへの貢献	3
(6) 新しい生活様式の模索	4
3 管理運営（指定管理業務）に関する基本方針	4
(1) 維持・整備（ハードの面）	4
(2) 利用・事業の推進（ソフトの面）	4
4 区の文化施策と連動した事業展開の基本方針及び事業体系	5
(1) 事業展開の基本方針	5
(2) 事業展開の強化に向けて積極的に取り組む事項	6
(3) 財団の事業体系	9
5 危機管理に関する基本方針	12
(1) 危機管理体制	12
(2) 感染症等への対策	12
6 個人情報保護等に関する基本方針	12
(1) 個人情報への対応	12
(2) 情報化の進展への対応	13
(3) マイナンバー(個人番号)の取扱い	13
第2章 財団の経営体制	14
1 経営体制	14
(1) 法定機関等	14
(2) 業務執行組織	14
2 組織運営の方針	15
(1) 人材活用計画等に基づく持続可能な組織体制の整備	15
(2) 社会的使命を果たすための取組み	16

3 財務方針	17
(1) 公益法人の財務三基準	17
(2) 財政の推移と現状	17
(3) 公益性、収益性のバランスの取れた運営	18
(4) 安定的な財政基盤の構築	18
(5) 公益法人会計基準に基づく適正な運営	20
(6) 資金の適切な運用	20

第3章 世田谷文化生活情報センター	21
--------------------------	-----------

1 施設管理に関する提案	21
(1) 施設概要（指定管理の範囲）	21
(2) 施設の管理運営方針	22
(3) 安全管理に関する事項	25
(4) 危機管理体制の強化	25
(5) 個人情報の保護等に関する事項	26
2 事業計画に関する提案	28
(1) 生活工房	28
(2) 世田谷パブリックシアター	32
(3) 音楽事業部	37
(4) 国際事業部	41
3 第4期指定管理における事業実績(平成29(2017)年度～令和2(2020)年度)	44
(1) 生活工房	45
(2) 世田谷パブリックシアター	49
(3) 音楽事業部	55
(4) 国際事業部	59

第4章 世田谷美術館	61
-------------------	-----------

1 施設管理に関する提案	61
(1) 施設概要（指定管理の範囲）	61
(2) 施設の管理運営方針	63
(3) 安全管理に関する事項	66
(4) 危機管理体制の強化	66
(5) 個人情報の保護等に関する事項	67
2 事業計画に関する提案	68
3 第4期指定管理における事業実績(平成29(2017)年度～令和2(2020)年度)	75

第5章 世田谷文学館	82
1 施設管理に関する提案	82
(1) 施設概要（指定管理の範囲）	82
(2) 施設の管理運営方針	83
(3) 安全管理に関する事項	85
(4) 危機管理体制の強化	86
(5) 個人情報の保護等に関する事項	87
2 事業計画に関する提案	87
3 第4期指定管理における事業実績(平成29(2017)年度～令和2(2020)年度)	93
資料編	99
■財団役員名簿	100
■財団評議員名簿	101
■公益財団法人せたがや文化財団処務規程（分掌事務）	102
■世田谷文化生活情報センター処務規則（分掌事務）	103
■世田谷美術館処務規則（分掌事務）	106
■世田谷文学館処務規則（分掌事務）	107

第1章 管理運営方針・経営理念

本章では、財団の「設立趣旨」及び「経営理念」を明らかにするとともに、現下の社会状況とこれを背景とする課題を示し、事業展開によりこれらに対応しつつ設立趣旨を確実に、かつ、効果的に実現していくための管理運営方針を明確にします。

明確化にあたっては、「指定管理業務」「区の文化施策と連動した事業展開」「危機管理」「個人情報保護等」の観点から、それぞれの考え方を「基本方針」として示します。

1 財団の設立趣旨・経営理念

《設立趣旨》

- 文化・芸術は、人々の創造性を育み、その表現力を高めます。また、人々の心のつながりや相互理解の土壌を醸成し、多様性を受け入れることができる心豊かな社会を形成するものでもあり(文化芸術基本法前文)、これは正に、文化・芸術が持つ力といえます。
- 公益財団法人せたがや文化財団(以下「財団」という。)は、文化・芸術が持つ力を最大限に活かし、魅力あるまちづくりに貢献するための団体です。世田谷区における幅広い文化・芸術の展開と区民の多様な文化創造活動・市民活動・交流活動を支援することにより、地域の文化・芸術の振興と心豊かな地域社会の形成に寄与することを目的として(定款第3条)、平成15(2003)年4月に「財団法人」として設立されました。
その後、財団は、民間非営利部門の活動の健全な発展を促進するための公益法人制度改革の中で、平成23(2011)年4月、「公益財団法人」に移行して、再スタートしています。
- 設立時の活動領域は、「生活デザイン」「演劇(舞台)」「美術」「文学」でしたが、平成19(2007)年度には「音楽」が加わりました。また、令和2(2020)年度には、東京都への認定変更届出の経路を経て、世田谷区からの事業移管を含め、従来から取り組んでいた国際に関する事業を拡大するかたちで「国際交流」が追加され、一段と広い活動領域から設立目的を実現するために取り組んでいます。

〔財団の沿革〕

昭和 60(1985)年 11 月	財団法人世田谷区美術振興財団	設立(*)
昭和 61(1986)年 3 月	世田谷美術館	事業開始
平成 5(1993)年 7 月	世田谷美術館分館	向井潤吉アトリ工館事業開始
平成 7(1995)年 4 月	世田谷文学館	事業開始
平成 8(1996)年 11 月	財団法人世田谷区コミュニティ振興交流財団	設立(**)
平成 9(1997)年 4 月	世田谷文化生活情報センター	事業開始
平成 15(2003)年 4 月	財団法人せたがや文化財団	設立(*・**を統合)
平成 15(2003)年 11 月	清川泰次記念ギャラリー	事業開始
平成 16(2004)年 4 月	宮本三郎記念美術館	事業開始
平成 19(2007)年 4 月	音楽事業部	事業開始
平成 23(2011)年 4 月	公益財団法人せたがや文化財団	移行
令和 2(2020)年 4 月	せたがや国際交流センター	開設、国際事業部 事業開始

《経営理念》

○ 財団は、地域文化の創造並びにふれあいと活力にあふれた地域づくりに寄与することを目的として設立されました。このことを踏まえ、文化・芸術が持つ力を最大限に発揮すべく事業を展開し、成果を着実にあげていくためには、財団としての方向性を「経営理念」として明確にし、職員一人ひとりがその考えや取組みのベクトルを合わせ、一丸となって推進していくことが重要となります。

特に、新型コロナウイルスの感染拡大により社会基盤が揺らぐような危機の時代にあって、文化・芸術は、人間らしさやコミュニティの維持に欠かせないものとして、改めて認識されています。

財団は、次に掲げる経営理念のもと、将来世代のために、今後も設立目的を着実に実現し、その社会的役割を果たしていきます。

経営理念	補説
1 文化・芸術の力を活かし、地域社会の活性化に貢献する。	○ 文化・芸術が持つ力は、区民・利用者の暮らしを豊かにし、社会的課題の解決にも寄与するものです。 ○ この仕事に携わることを通じて職員のモチベーション向上、更なる成果や好循環へとつなげていきます。
2 区民・利用者の目線に立ち、利用ニーズを把握し、効率性、経済性を求めつつ実現する。	○ 日々、新しい情報をキャッチし、区民・利用者の多様なニーズの把握に努めます。 ○ これらのニーズを的確に整理し、費用対効果を考慮しつつ、効果的に成果に結びつけるべくチャレンジします。
3 実績と専門性を活かし、集積したノウハウに更に磨きをかけ、人を育てつつ前進する。	○ 技術の進展とともに多様化する文化・芸術の新たな展開に向け、固定観念にとらわれず、組織としての実績を活かし、人材育成にも力を注ぎプロフェッショナルと評される事業展開を続けていきます。
4 世田谷区の外郭団体、公益団体として、設立目的を実現することにより社会的使命を果たす。	○ 財団は、世田谷区が設置した公益財団法人として、区との緊密な関係のもとに事業を推進することで、区の文化・芸術施策実現に寄与します。 ○ 持続可能性の観点から財務や職員の働き方等コンプライアンスを遵守し、社会的な信頼に応えていきます。

2 世田谷区及び財団を取り巻く社会状況と課題

財団は、設立から間もなく20年を迎えます。この間、社会状況は大きく変化しています。将来のあるべき姿を見据え、時代の変化に対応していくことが財団の設立趣旨をより実現していくものであり、使命を果たせるものと考えます。

第5期指定管理の提案にあたり、次のような社会状況をふまえ、時々々のニーズに柔軟に対応した取組みを進め、財団としての役割を果たします。

(1) 人口構成の変化

世田谷区の人口は、コロナ禍の中で昨年7月初め～本年3月初めまでの間に5千人弱(約0.5%)減少し、その後の2か月(5月初めまで)で約1.7千人の増となり、短期的には増減の波がみられます。しかし、中長期でみる世田谷区の将来人口推計(平成29(2017)年7月)では、国全体で少子高齢化が進行する中、今後20年以上にわたり総人口は増加傾向、年少人口(0～14歳)や高齢者人口(65歳以上)も同様の傾向と推計されています。生産年齢人口(15～64歳)は当面増加するものの令和14(2032)年には、減少傾向に転じることが見込まれており、この状況を背景に独居や核家族化などが一層進行する中、孤立を生まない地域コミュニティの醸成が課題となります。

(2) グローバル化の進展と多文化社会の到来

高度な通信技術の進展などを背景に、社会経済活動において国や地域の境界線は薄れ、地球規模での活動が活発となるグローバル化が急速に進んでいます。

世田谷区では中長期的には外国人人口の増加が見込まれており(前掲の将来人口推計)、短期的には新型コロナウイルスの影響がみられるものの、この傾向は続くと思われれます。

こうした状況の中、雇用の流動化と格差のさらなる拡大、新たな排除の問題などが生じており、異なる文化を受け入れ、多様性を認め合える社会の形成が求められています。

(3) 情報通信技術(ICT)の進展と普及

通信技術の発展や情報ネットワークの進化は、産業経済活動の構造だけでなく、文化・芸術活動のあり方にも大きな変化をもたらしています。

さらに、新型コロナウイルスの影響を受け、ICTの日常生活への浸透が加速しています。

大量の情報を扱うことができ、いつでもどこでも容易にアクセスできること、誰でも情報の発信主体になれること、持続的なコミュニケーションが可能なことなどの特性を、効果的で効率的な組織、事業運営に活かすとともに、確実なセキュリティ対策を行うことが重要です。

(4) 文化・芸術に期待される役割の変化

平成29(2017)年に改正された文化芸術基本法では、文化・芸術が豊かな人間性を涵養し、創造力と感性を育み、人間相互の理解を促進するなど、人間らしく生きるための糧であり、また文化・芸術を創造し、享受することが人々の生まれながらの権利であるとし、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業との横断的な連携の必要性が謳われています。また、平成30(2018)年に施行された「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」においては、障がいの有無にかかわらず、文化・芸術を鑑賞・参加・創造する機会の拡大、支援の強化が求められており、これらの役割に応えることが財団に求められています。

(5) 持続可能な社会づくりへの貢献

平成27(2015)年9月の国連サミットにおいて全会一致で採択された「持続可能な開発目標(SDGs)」は、2030年までに、誰一人取り残さない、持続可能で多様性、包摂性のある社会の実現を目指す世界共通の目標です。17の国際目標、169のターゲット、232の指標が定められています。

これを受け、国が策定した持続可能な開発目標実施指針(令和元(2019)年12月改定)では、国や自治体、新しい公共、企業など多くの活動主体が総合的に取り組むこととされており、世田谷区の外郭団体として、この理念に沿った環境や包摂への配慮が強く求められています。

(6) 新しい生活様式の模索

令和 2(2020)年、世界中に新型コロナウイルス感染症が拡大し、あらゆる社会活動にその影響が及んでいます。文化・芸術活動においても、施設利用の制限や事業展開の制約など大きな影響があり、感染拡大防止を前提としたいいわゆる「新しい生活様式」への転換が必須です。

同時に、将来世代のために、困難な状況にあっても文化・芸術とそれに携わる人々の活動を守り、その灯を絶やさないようにすることも財団には求められます。制限のある中でも感染症対策をとりつつ、事業展開や財源の確保など、創意工夫をもって取り組んでいかなければなりません。

3 管理運営（指定管理業務）に関する基本方針

世田谷文化生活情報センター、世田谷美術館及び世田谷文学館は「公の施設」として世田谷区が保有するものであり、それは、区民の共有財産ともいえるとの認識に立ち、福祉の増進に資するべく、指定管理業務を遂行することが求められます。

財団は、世田谷区がこの「公の施設」について、指定管理制度を活用して運用することが効用をより高めるものとする点を十分に理解し、「維持・整備」と「利用・事業の推進」の両面から次の考え方を基本方針として管理運営していきます。

(1) 維持・整備（ハードの面）

世田谷区基本計画(平成 26(2014)年度～令和 5(2023)年度)にある「公共施設整備方針」に示されている「長寿命化」「予防保全」「環境負荷の低減」等の視点に立ち、安全性など施設としての質の向上と経費の抑制を目指します。そのため、寄せられる利用者の意見を大切にし、世田谷区との協議により定められた区との役割分担を踏まえ、また、長年培ってきたノウハウを活かし、積極的に世田谷区に提案することで、計画的な保守・修繕を実現していきます。

また、世田谷文化生活情報センターは、他の公の施設と異なり、区分所有ビルであるキャロットタワーにあることから、維持・修繕は世田谷区が組合員となる同タワーの管理組合と連携し、効率的なものとし維持・整備に取り組めます。

(2) 利用・事業の推進（ソフトの面）

施設利用に当たっては、利用者の視点に立ち、より快適に、また、公平・公正に利用できる環境を整えることが求められます。そのため、維持・整備の局面と同じく、利用者のニーズを的確に把握しつつ、ユニバーサルデザインの推進、コンプライアンスの順守を基本として取り組みます。

また、世田谷美術館、世田谷文学館においては博物館相当施設としての指定を平成 19(2007)年 3月に受けており（博物館法第 29 条）、同法に基づく調査・研究の対象となる収蔵品は、次世代に引き継ぐ貴重な財産であることから、適切に維持・管理する収蔵庫などでの保管に努め、また、収蔵品の調査・研究により、その持つ価値を区民・利用者が享受できるように分かりやすさに心がけた展覧会の実施、その他の事業を展開します。

4 区の文化施策と連動した事業展開の基本方針及び事業体系

(1) 事業展開の基本方針

財団は、世田谷区の外郭団体として、行政の補完・支援だけでなく、新たな政策展開や重点課題の実現のため、専門性や機動性を発揮して、区民サービスを充実・拡大させることが期待されており(世田谷区新実施計画〔後期〕(平成30(2018)年～令和3(2021)年度)208頁)、財団の事業展開は、世田谷区の文化施策と連動していくことが不可欠といえます。

財団が取り組む事業は、経営理念を軸に据え、次の基本方針のもとに展開します。

基本方針	補 説
1 世田谷区第3期文化・芸術振興計画を推進し、より質の高い事業展開に向け世田谷区と連携・協働する。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 第3期文化・芸術振興計画では、「計画の推進の方策」として、「(区と)財団との連携・協働による推進」が掲げられています。 ○ 財団は、区の外郭団体として区との密接かつ良好な関係の維持に努め、区と連携・協働して指定管理者としての業務を遂行し、また、指定管理者が行う自主事業においても同計画の施策目標を見据えた事業展開を実現します。
2 区民・利用者の目線に立ち、施設運営を基盤に、暮らしの場でも文化・芸術に触れることのできる事業展開を進める。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 財団は、設立以来、文化施設の運営を通じて区民が優れた文化・芸術に身近に触れる機会を提供してきました。 ○ さらに、各施設の内外で区民とともに創造する文化的活動を幅広く展開することにより、区民の生活の質の向上、地域文化の醸成に寄与しています。
3 公益団体として普及啓発に力を注ぎ、観る・聴くだけでなく参加することにより文化・芸術を幅広く享受できる事業を展開する。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 学校や福祉施設へのアウトリーチ活動に代表されるように文化・芸術のすそ野を広げていくことや、財団の実績を活かしたワークショップ型の事業、区民による活動発表の場の提供など区民・利用者が主体的に参加できる機会を今後も積極的に創り出していきます。
4 福祉、教育、環境、まちづくり等との連携を図り、文化・芸術が持つ力を心豊かに暮らせる地域社会づくりに活かす。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 文化・芸術は、創造性を育み、表現力を高め、また、人々の心のつながりや相互理解の土壌を醸成することにより、多様性を受け入れることができる心豊かな地域社会の形成に寄与します。 ○ 文化・芸術は人々のあらゆる生活領域に関わることを認識し、様々な分野と連携・協働することで財団の活動に広がりや深みを増し、より質の高いサービス提供につなげていきます。
5 施設管理と事業の一体運営、3館一括運営のスケールメリット、財団の文化・芸術の総合力など、財団の強みを発揮して事業展開する。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 文化生活情報センター、美術館、文学館の各館において施設管理と事業を一体的に行うことにより、柔軟で効果的な管理運営を行います。 ○ 事務局を中心とする組織体制によりノウハウを共有し内部事務を集約する等、3館を一括するスケールメリットを活かした効率的な管理運営を図ります。 ○ 「生活デザイン」「演劇(舞台)」「美術」「文学」「音楽」「国際交流」の幅広い領域における総合力を活かすとともに、相互の連携によってより一層の効果を発揮します。

(2) 事業展開の強化に向けて積極的に取り組む事項

財団は、前頁に掲げた基本方針に沿って事業を展開することによりその使命を果たすべく、特に次の点に力を注ぎ、取組みを更に推進します。

① 事業の適正化・重点化

世田谷区新実施計画における外郭団体行動計画(平成 30(2018)年度～令和 3(2021)年度)では、労働環境の整備と合わせて事業の選択と集中が求められ、財団では、これまでも職員の長時間労働の是正や業務の効率化とともに事業の適正化を進めてきました。

今後、厳しい財政状況が続く中で良質で価値ある事業展開を継続していくためにも、引き続きこの課題に取り組めます。

i) 時代の変化や区民ニーズを踏まえた事業の実施

- ・ 来場者・参加者アンケートの結果を反映させることにより、高い利用者満足度を維持し、更に高めます。
- ・ 新しい生活様式やアフターコロナの対応など、社会経済情勢の変化を事業に的確に反映していきます。
- ・ 事業評価システムを活用した PDCA を実践し、事業の質を向上させます。

ii) 適正な予算配分と事業の重点化

- ・ 毎年度、決算ヒアリング等を実施して予算配分、事業の重点化を検討します。
- ・ 当面厳しい財政状況が続くことを想定して、ガバナンスを強化し、財団全体の適正な運営を実現します。

iii) 事業計画に基づく業務の遂行

- ・ 年度ごとの事業計画を基本とし、計画的、効率的に質の高い事業を推進します。

② 戦略的な広報・PR 活動

パブリック・リレーションズの視点に立った広報・PR 活動は、個別の事業や施設利用の告知に留まらず、財団と財団を取り巻くあらゆる層とをつなぎ、関係性を築いていくチャンネルとして重要です。

情報発信により、各施設の認知度向上、利用促進、寄付の促進といった効果はもとより、日頃から文化・芸術を身近に感じていただくことで区民の満足度が高まり、世田谷区のシティープロモーション効果も期待できることから、今後も区民ニーズの的確な把握に努め、様々な対象者を想定して有効な媒体を活用し、よりわかりやすく効果的な情報発信に力を入れます。

i) ホームページの運営

- ・ 財団及び各施設がそれぞれの特性を活かしたホームページを運営し、より見やすく、わかりやすく情報を提供し、区民や利用者の利便性を高めます。
- ・ 施設間の相互リンクや的確な SEO 対策(検索エンジンで上位に表示される工夫)、SNS の連動等によりアクセス機会の可能性を高めていきます。
- ・ 定期的にアクセス状況を把握し、ホームページの質をアップしていきます。

- ii) 区、他団体との連携による広報媒体の活用
 - ・WEB メディアの届きにくい高齢世代も含め、広く区民に行きわたる広報手段として、(公財)世田谷区スポーツ振興財団と共同で発行する「せたがや文化・スポーツ情報ガイド」や、世田谷区の文化 PR 誌「芸術百華」等の印刷媒体を通じた広報を継続します。
- iii) パンフレットやチラシ、ポスターによる広報
 - ・区民が日常空間で情報に触れる機会として、公共施設等でのパンフレットやチラシの配布、公共スペースや交通機関でのポスター掲出等を継続します。
- iv) ソーシャルメディアや動画配信サイト等の積極的活用
 - ・若年層を中心に、より多くの人に情報を伝え、興味関心でつながることができるコミュニケーション手段として、Twitter、Instagram、Facebook 等のソーシャルメディアを活用し、発信力を高めていきます。
 - ・館や事業ごとにポリシーを明示した上で SNS アカウントを適切に運用します。
 - ・SNS とも親和性の高い You Tube 等による動画配信コンテンツを充実させ、幅広い広報を目指して進めます。
- v) パブリシティの取組み
 - ・新聞、雑誌、TV、ラジオ、地域情報誌、WEB メディア等に対し、取材や報道を働きかけるため、積極的にニュースをリリースしていきます。
 - ・事業に応じ記者発表を実施します。
- vi) 地域ニーズの把握
 - ・区民意識調査や区政モニターアンケート調査等、区が行う調査の結果を基礎データとして有効に活用し、効果的な取組みを実現していきます。
 - ・各館の来場者、参加者へのアンケート調査やモニターへのヒアリング等を実施するほか、友の会、地域活性化事業の実行委員会や地域のまちづくり関係者等の声を集め、幅広く重層的にニーズを把握し、より質の高い事業展開につなげます。

③ 事業推進を支える仕組の充実

財団は、世田谷から「日本」「世界」へと広い視野をもって優れた文化・芸術を紹介すると同時に、世田谷区の外郭団体として地域に根ざし、着実に事業を推進することができる環境を整えるため、「利用者サービスの向上」と「地域との連携」を進めます。

《利用者サービスの向上》

より多くの区民に参加、利用の機会を広げるために、次のような利用者サービスを提供します。

- i) せたがやアーツカード
 - ・15 歳以上の区民限定、会費・登録料無料で演劇、演奏会、展覧会等チケットを割引する制度の利用を促し、財団との関係性を深めていただくことに努めます。

ii) 友の会

- ・劇場(世田谷パブリックシアター)友の会では、演劇、演奏会のチケット優先販売、一部割引等のサービスを提供します。
- ・美術館友の会では、展覧会の年間無料招待のほか、レストラン、ミュージアムショップ等の割引、提携美術館の入館割引等のサービスを提供します。
- ・文学館友の会では、観覧料の割引、友の会事業への優先参加等のサービスを提供します。

iii) U24 (アンダー・トゥエンティー・フォー)

- ・18歳~24歳までを対象に、登録料無料で財団が主催する公演のチケットを一般料金の半額で提供するオンライン限定サービスを提供し、若い世代にも文化・芸術に親しむことができる環境を整えるとともに、未永く財団との関係性を形成する契機となるように取り組みます。

iv) シニア割引

- ・美術館・文学館において65歳以上割引を実施します。
- ・文化生活情報センターが実施する事業についても割引手法を検討し、親しみやすい環境づくりに努めます。

《地域との連携》

- i) 地域には、様々な活動体があります。財団の事業展開にあたり、地域の力となる活動体との協力、協働は、事業をより強力に実現していくことにつながることを念頭に、地域とのネットワークを大切にしたい取り組みを進めます。

- [例] ・区内に17もの大学(学部)を有する世田谷において、各大学の強みを発揮した社会貢献や地域課題の解決に共に取り組もうとする区の方針とも協調を図りながら、文化・芸術、国際化など多方面から区内大学との連携を図っていきます。
- ・各地域の町会・自治会、商店街、小・中学校や高校、福祉団体やNPO、その他多くの活動体が地域で様々な活動しています。財団は、これらの活動体と連携し、より魅力的で住み続けたい地域となるように文化・芸術の力を活かしていく取り組みを進めていきます。

- ii) 新型コロナウイルスの影響に伴う文化・芸術活動の停滞に対し、世田谷区が行う区民の主体的な文化・芸術活動への支援に、財団の専門性を活かして貢献します。

* 次頁に取り組み例を掲載

取組み（令和2年度の例）

令和2(2020)年度、コロナ禍でアーティストや民間文化施設の活動継続が困難となる中、世田谷区と共に「せたがや元気出せ Arts プログラム」を実施、世田谷区・(公財)世田谷区産業振興公社と共に、せたがや舞台芸術応援クラウドファンディング「がんばろう 世田谷の演劇人！」を実施しました。



せたがや元気出せ Arts プログラム

世田谷区が文化振興基金を活用してアーティストに発表の場を提供し、動画作品配信を支援するほか、ライブハウスや小劇場等の民間文化・芸術施設の活動支援等を行う取組みにおいて、文化財団は、主に作品の審査や発表・収録等を区と共に担いました。



せたがや舞台芸術応援クラウドファンディング「がんばろう 世田谷の演劇人！」

世田谷区・(公財)世田谷区産業振興公社と文化財団が協働して実施し、109名の方々から122万円余の寄附金をお寄せいただきました。

寄附金は、趣旨に賛同いただいた区内の劇場を經由して劇団、劇団員の活動支援に活用しました。

(3) 財団の事業体系

財団は、公益財団法人として、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(以下「認定法」と略す。)に規定する公益認定に基づきその事業体系を構築し、財団の設立目的実現に向けてそれぞれの事業を展開します。

《財団の事業区分》

- 財団が取り組む事業をその性質により区分すると、大きくは「公益」と「収益」に分けられ、それぞれが更に2つに区分され、別に経理することが求められています。

i) 公益目的事業（定款第4条第1項）

認定法の別表に定める公益に関する事業であって、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するものをいい、財団が行う事業の性質により2つに区分しております。

公1事業： 公演、企画展や教育普及事業など文化・芸術の振興に関する事業

公2事業： 市民活動の支援などに関する事業

ii) 収益事業（定款第4条第2項）

収益を図る事業であり、財団では従たる活動になります。また、財団が行う事業の性質により次の様に取り扱っています。

収1事業： ミュージアムショップ等の物品販売事業

収2事業： レストランの運営など飲食物提供事業

《公益目的事業と世田谷区の文化・芸術振興計画の施策目標との関係》

財団の事業は、財団の設立趣旨から、公益目的事業の公1事業が中心となります。財団は世田谷区の外郭団体として、世田谷区第3期文化・芸術振興計画の推進役として世田谷区と協働して、文化・芸術に係る事業を推進する使命があることから(同計画第5章)、次の表1に示す世田谷区の計画に掲げる施策目標及び施策の方向性と財団の事業の体系上の主な係りを対比することで連携・協働の関係性を示します(表2)。

【表1】

《世田谷区第3期文化・芸術振興計画(平成30(2018)～令和3(2021)年度) 第4章40頁》

- 世田谷区は、「心潤う、文化・芸術のまち 世田谷 ～文化・芸術に親しみ、魅力を発信する」を将来像に5つの施策目標、10の施策の方向性を示し取り組むこととしています。

施策目標	施策の方向
1 発信する	(1) 世田谷の文化・芸術情報の収集・発信
	(2) 世田谷の文化・芸術の魅力を高め・広める取組み
2 親しむ	(1) 文化・芸術を身近に鑑賞・体験できる機会の充実
	(2) 誰もが文化・芸術にふれることのできる取組み
3 支える	(1) 区民の文化・芸術活動の支援
	(2) 世田谷の文化・芸術を支える人材の支援
4 育む	(1) 子どもの創造性を育む取組みの推進
5 活かし・つなぐ	(1) 世田谷の文化資源や伝統文化を活かし継承する取組みの推進
	(2) 文化・芸術の力を活かしたまちの魅力づくり
	(3) 多文化共生と国際交流の推進

- また、以上を着実に実現していくため施策推進の方策として「公益財団法人せたがや文化財団との連携・協働による推進」を掲げています(同計画64頁)。

□ 財団の事業体系と区の文化・芸術振興計画の施策目標及び施策の方向性との主な関係性

【表2】

財団の事業体系		世田谷区第3期文化・芸術振興計画		
事業の区分	事業の性質	施策目標	施策の方向（主な該当項目）	
公益事業	公1 文化芸術の振興、 地域文化創造活動の 支援及び教育普及に 関する事業	1 文化芸術の振興に資する 展覧会、公演等の企画・ 実施及び調査研究	2 親しむ	2-(1) 文化・芸術を身近に鑑賞・体験できる機会 の充実 4-(1) 子どもの創造性を育む取組みの推進 5-(1) 世田谷の文化資源や伝統文化を活かし継 承する取組みの推進 5-(2) 文化・芸術の力を活かしたまちの魅力づ くり
		2 文化芸術の啓発、体験に 資する展覧会		
		3 文化芸術の啓発、体験、 支援などの教育普及活動	3 支える 4 育む	2-(2) 誰もが文化・芸術にふれることのできる 取組み 3-(1) 区民の文化・芸術活動の支援 3-(2) 世田谷の文化・芸術を支える人材の支援 4-(1) 再掲
		4 文化芸術活動の発表の 機会の提供	3 支える	3-(1) 再掲 3-(2) 再掲 4-(1) 再掲
		5 地域交流のための文化 芸術事業	5 活かし ・つなぐ	5-(1) 再掲 5-(2) 再掲
		6 文化芸術の活性化を図る ための情報提供	1 発信す る	1-(1) 世田谷の文化・芸術情報の収集・発信 1-(2) 世田谷の文化・芸術の魅力を高め・広める 取組み
		7 国際交流のための文化 芸術事業	5 活かし ・つなぐ	5-(3) 多文化共生と国際交流の推進
		8 文化芸術の拠点施設の 管理運営（指定管理）	「3 支える」を始め、全ての施策目標を実現するための基本 的な業務	
	公2 市民活動の支援及び 振興に関する事業	1 市民活動の支援及び振興 に関する事業	3 支える	3-(1) 再掲
収益事業	収1 物品販売事業	物品販売事業	—	
	収2 飲食物提供事業	飲食物提供事業	—	

5 危機管理に関する基本方針

区民・利用者が安心して文化・芸術に親しむことができる環境を整備し、日頃から事故、事件等の未然防止に努めることが強く求められます。財団は、人命の安全を第一とし、併せて、収蔵品等の文化資産の保存・維持管理に迅速に対応します。また、感染症対策について、特に、新型コロナウイルス等感染症への対策に引き続き取り組みます。

(1) 危機管理体制

- ・常に来場者の安全を優先し、災害や事故等発生に対応できるよう、より強固な体制を整備します。
- ・館ごとに危機管理マニュアルを整備し、火災や地震、大雨等の緊急時対応を想定した訓練を定期的
に実施し、併せて、緊急連絡網の整備状況などについて、実効性を継続的に確認していきます。
- ・災害等発生時は、世田谷区との緊密な連携により対応して、安全・安心を確保します。
- ・日頃から丁寧な点検などにより、事故等の未然防止に努めるとともに、万が一に備え賠償責任保険
等に加入します。

(2) 感染症等への対策

- ・新型コロナウイルス等感染症への対策については、国の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的
対処方針」や東京都が示す「新型コロナウイルス感染拡大防止のための緊急事態措置等」による事
業者向け要請と世田谷区がその都度示す取り組み方針に従い実施するほか、必要に応じて独自の取
組みも実施していきます。

(例)入館時の手指消毒・検温、各所への消毒液配置、入館の日時予約制導入、チケット販売時の連
絡先把握、施設内の余裕をもたせた客席配置・退場時の規制誘導、抗ウイルスコーティング、
出演者やスタッフの PCR 検査実施など

6 個人情報の保護等に関する基本方針

世田谷区は、指定管理者に個人情報等を取り扱う業務を委託する場合の手続を定め、指定管理者に個人
情報等の漏えい等の防止など適正な管理及び安全保護を図るために必要な措置を講じなければなら
ないこととしており(世田谷区個人情報保護条例第 12 条及び第 13 条)、個人情報保護法の趣旨とあわ
せて、財団は、厳格に対処すべきものとの認識を持ち取り組みます。

(1) 個人情報への対応

- ・財団が事業を実施する過程では、個人の名前や住所、連絡先など多くの個人情報をペーパーやシス
テム上、取得し、管理することは常態として生じることで、この個人を特定し得る個人情報は、個
人の人格尊重の理念の下に慎重に取り扱わなければなりません。
- ・そのため、財団は、「公益財団法人せたがや文化財団個人情報保護規程」及び「公益財団法人せた
がや文化財団個人情報保護規則」に則り、事業の実施に伴い生ずる個人情報の収集、管理等が適切
に行われる様に職員に注意喚起し、その履行を徹底します。
- ・更に、守秘義務の遵守や情報漏洩防止は、財団だけでなく、業務の一部を外部委託する際にも徹底

する必要があります。徹底した指導など、定めるルールを厳守し、情報管理の強化に取り組みます。

- ・また、令和 2(2020)年 6 月の個人情報保護法の改正により、「保有個人データの範囲の拡大」ほか多くの点で、個人情報の保護をより推進することとなり、この改正個人情報保護法の施行日が令和 4(2022)年 4 月 1 日となりました。財団は、関係規程や規則の改正やその他、必要な準備を着実に進め、運営の適正化を図ります。併せて、本年(2021 年)5 月の個人情報保護法の改正については 2 年以内の施行となっており、民間事業者への影響を把握しつつ対応していきます。

(2)情報化の進展への対応

- ・情報化の進展は、情報量の拡大、情報提供の即時性等、一方で利便性が高まったものの、他方でより情報漏えいのリスクが拡大する可能性が想定されることから、財団は、情報セキュリティの専門事業者と協議しつつ、情報機器及びネットワークのセキュリティ対策を実施します。

(3)マイナンバー(個人番号)の取扱い

- ・マイナンバー(個人番号)は、給料、報酬等の支払いにあたり、関係法令により職員や事業者(個人)から財団が収集することが求められます。収集等にあたっては、規定上のルールとして、番号の正確性や本人の同一性の確認、情報管理の点から実施体制の整備を図ることが必要とされており、マイナンバー(個人番号)に関する厳格な取扱いを進めていきます。

第2章 財団の経営体制

本章では、文化・芸術を推進する事業体としての財団について、組織構成・規模を「1 経営体制」と、組織運営の基本を「2 組織運営の方針」と、財団の財務に係る基本を「3 財務方針」として示します。

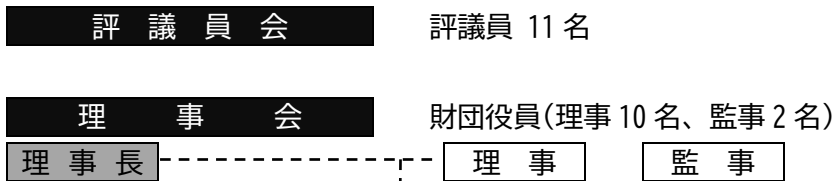
1 経営体制

財団は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の規定に従い、役員(理事・監事)及び評議員のほか、法定機関として、執行機関である理事会、執行機関をチェックし定款に定める重要事項を決定する評議員会を置いています。

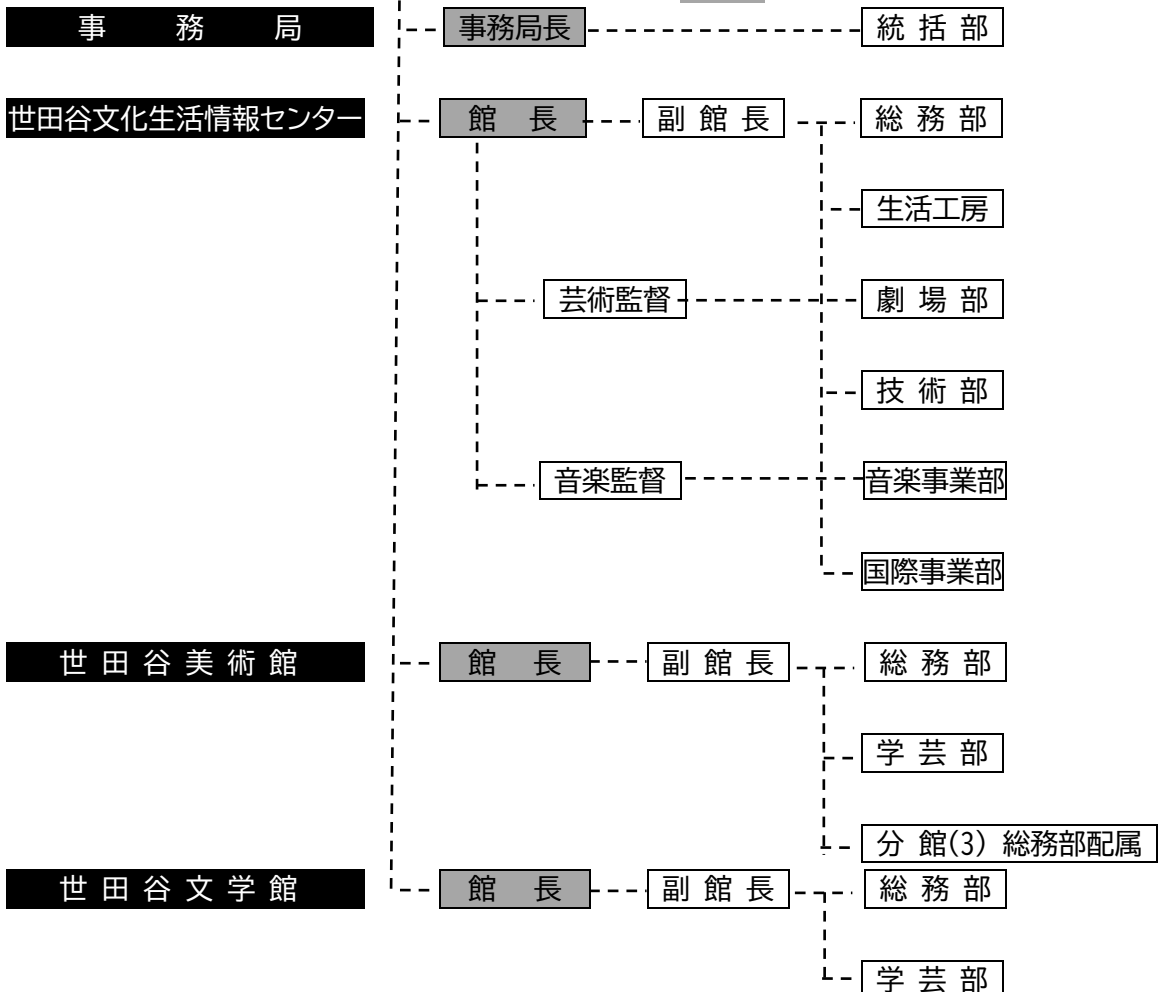
また、業務執行組織として代表理事である理事長の下に事務局、世田谷文化生活情報センター、世田谷美術館及び世田谷文学館の業務執行組織を置き、事務局の統括機能をはじめ、各業務執行組織がその役割を果たすべき業務を担います。所掌事務の詳細は、公益財団法人せたがや文化財団処務規程及び各業務執行組織の処務規則に定めています。

* 処務規程等、役員名簿・評議員名簿～資料編を参照

(1)法定機関等



(2)業務執行組織



2 組織運営の方針

財団は、世田谷区新実施計画(後期)において掲げる外郭団体行動計画(平成 30(2018)年度～令和 3(2021)年度)に沿って進めてきた取組みを踏まえ、**3 財務方針** による取組みと一体のものとして引き続き以下の組織運営の方針により、健全で安定的な財団経営を目指します。

(1) 人材活用計画等に基づく持続可能な組織体制の整備

財団は、平成 29(2017)年度に公益財団法人せたがや文化財団人材活用計画(以下「人材活用計画」と略)を策定し、持続可能な財団経営に向けた課題を解決すべく、1)職員の年齢構成の適正化、2)長時間労働への対応、3)職員のモチベーションの向上等に取り組み、職員の勤務形態や職員区分、職層の見直しを行いました。これらの取組みは、一過性のものではなく、継続することが重要であり、今後に向け、これまでの取組みを検証するとともに社会状況の変化も踏まえ、労働環境のさらなる整備を進めます。

① 安定した事業展開に向けた実施体制の実現と職員の人材育成

《安定した事業展開に向けた実施体制の実現》

- ・事業の着実な実施は、業務の実施体制について継続性があり、組織としての業務遂行力が保たれ、引き継がれていくことが必須です。財団の業務は多様であり、また、専門性もあります。経験等に基づく知識やノウハウが職場に蓄積し、適切に承継されることで質の高い業務を遂行することができると考えています。
- ・そのため、総合職員、専門職員、契約職員など、職員区分により担う役割に応じた職員配置に配慮し、効果的な事業展開を目指します。
また、職員制度の見直し以降、毎年度、所要人員調査を実施し、状況に対応できる実施体制づくりに努めてきましたが、所要人員調査を継続して実施体制づくりに取り組んでいきます。
- ・なお、財団は世田谷区の外郭団体であり、財団の財政基盤は区の補助金や委託料に依拠するところが大きく、財団の人事関係事項は、区との事前調整が求められています。区と円滑な情報共有を図り対応していきます。

《職員の人材育成》

- ・組織の質は、職員により決定づけられ、人材育成はその要となります。人材活用計画に基づく人事制度の定着を図る中で、長期的な視野に立った人事考課制度の運用を行うとともに、様々な業務経験を通じて素養を培うための人事異動や担当替え(ジョブローテーション)を実施し、また、職員の内部登用制度(注)の活用により、職員の意欲を向上させ、職場を活性化することに取り組めます。

(注) 内部登用制度

- ・非常勤職員、一般契約職員から専門職員への登用試験(専門職員就業規程第 16 条)
- ・専門職員、マネージャー級契約職員から総合職員への登用試験(総合職員就業規程第 15 条の 2)

- ・将来への投資の観点から財団の研修体系を充実させ、コンプライアンス、コミュニケーション、アイデア創発等、より実効性の高い研修を実施します。
- ・また、自ら主体的に学ぶ姿勢を育み、また、企画力や職務遂行のための能力を磨き、高める自主研修に対する財団の支援を「財団職員自主研修助成制度要綱」に基づき進めます。

② 働き方改革の推進

- ・平成 29(2017)年度 世田谷パブリックシアター劇場経営に関する基本方針を策定し、業務見直しや勤務時間帯のあり方を検証しての勤務シフトの細分化等により長時間労働を縮減
 - ・令和元(2019)年度 年次有給休暇の確実な取得(年 5 日以上)、労働時間の上限規制等を実施
- 今後も生活の豊かさを求める働き方に目を向け、働き方改革の動向を見据え取組みを継続します。

③ 同一労働同一賃金への対応

- ・令和元(2019)年度 改正短時間・有期雇用労働法等に対応し、非常勤職員等への賞与、扶養手当、住居手当の支給を実現
- 同一労働同一賃金に関しては多くの課題があり、また、それぞれの課題に対して様々な見解(考え方)があります。財団は、今後も課題認識を持ち続け、最高裁判例等の動向を注視して取組みを継続します。

④ ハラスメント防止

- ・パワーハラスメントの防止に関する改正労働施策総合推進法が令和 2(2020)年 6 月に施行され、使用者、職員を問わず知識を深め、防止に努めることが強く求められています。ハラスメントは、パワーハラスメントに限らず、労働者の尊厳を不当に傷つけるだけでなく、業務の遂行を阻害し、社会的評価に影響する問題との認識に立ち、今回の法改正に応じて関係規程を整備しておりますが、このことを踏まえ一層の取組みを推進していきます。
- ・ハラスメント防止の職員研修の実施や財団内の相談窓口設置の周知など、働きやすい環境づくりを継続して行います。

(2) 社会的使命を果たすための取組み

財団は、世田谷区の外郭団体として、区所管課及び関係機関と緊密に連携して、良好な関係の下に、次の取組みを通じて組織運営及び業務の遂行において社会的使命を果たし、区民・利用者の信頼を得ていきます。

① コンプライアンスの遵守

- ・区の外郭団体として、各種法令その他の規範を率先して遵守します。
- ・定期的にコンプライアンス研修を実施し、組織全体で意識の向上に取り組みます。
- ・障害者差別解消法に基づく合理的配慮は、自然に行うことができることを目指します。日常の業務を通してスタッフの意識改革を進めることが有効との認識に立ち取り組みます。また、区との連携を図り効果を高めます。

② 障がい者雇用の促進

- ・障害者の雇用の促進等に関する法律(以下「障害者雇用促進法」と略)は、障がい者が地域の中で生活できる共生社会の実現を目指すもので、財団としても組織全体で障がい者雇用への理解を深めることが重要と考えます。

- ・平成 30(2018)年 4 月の改正障害者雇用促進法により、精神障がい者も雇用義務化の対象となりましたが、財団は、就業への定着が課題とされる精神障がい者の雇用を継続的に行ってきた実績があります。これからも、財団は組織をあげ、雇用した職員の目線に立ち環境を整え、安定した就業を実現していきます。
- ・また、安定的な雇用継続の実績をもとに、同改正法に基づく令和 3(2021)年 3 月実施の法定雇用率引き上げに伴う法定障がい者雇用人数の基準を達成していきます。

3 財務方針

財団は、前述(15 頁)の外郭団体行動計画に沿い、これまで安定的な財政基盤の構築に取り組んできました。さらに、世田谷区中期財政見通し(令和 3~7 年度：令和 3 年 1 月時点)において今後さらに厳しい状況が予想されることを踏まえ、令和 3(2021)年度の予算編成において区が実施した区補助金の大幅削減に対して、財団事業の全面的見直しを行い対応してきました。新型コロナウイルス感染症の拡大が経済社会に大きな影響を与えていることから、この厳しい状況は当面続くものと考えられます。

財団では、このような状況を踏まえつつ、公益財団法人の財務三基準の原則に立って公益性、収益性のバランスを取りつつ自主財源を確保する等、財政基盤の安定化に努め、持続可能な経営を実現していきます。

(1) 公益法人の財務三基準

財団は、認定法に定められた認定基準のうち、会計処理や内部統制において特に重要となる財務三基準を順守し(認定法第 14 条~第 16 条)、財務の管理運営を行います。

① 収支相償

公益目的事業(財団が行う事業は 9 頁、11 頁を参照)に係る収入がその実施に要する適正な費用を超えないと見込まれること(認定法第 5 条第 6 号)。

② 公益目的事業比率

公益目的事業比率(公益目的事業費が団体全体の活動費に占める割合)が 50%以上となると見込まれること(認定法第 5 条第 8 号)。

③ 遊休財産額保有制限

遊休財産(財団の財産のうち使用目的が当該財団の実施する事業に紐づけられていない財産)の額が 1 年間の公益目的事業費を超えないと見込まれること(認定法第 5 条第 9 号)。

(2) 財政の推移と現状

財団の財政基盤の約 7 割は区の補助金や区からの受託料に拠っています(次頁 表 3)。

財団は、これまでも自主財源の確保に向けた努力を着実に重ねてきました(次頁 表 4)が、世田谷区の外郭団体として、世田谷区の財政状況を踏まえつつ、財政基盤の確立を目指すことが重要です。常にこの認識に立脚し財団を運営していきます。

【表 3】第 4 期指定管理期間における財団の財政基盤の推移 (単位：円)

年度	平成 29(2017)	平成 30(2018)	令和元(2019)	令和 2(2020)
① 区からの補助金	1,140,185,000	1,186,543,000	1,293,625,000	1,322,108,000
② 区からの受託料	501,833,440	517,999,610	543,905,880	552,762,000
A:区からの財源 (①+②)	1,642,018,440	1,704,542,610	1,837,530,880	1,874,870,000
B:経常費用	2,379,376,099	2,464,819,468	2,564,409,467	2,410,405,000
区からの財源割合 (A/B)	69.0%	69.2%	71.7%	77.8%

【表 4】第 4 期指定管理期間における財団の自主財源収入の推移 (単位：円)

収入区分 \ 年度	平成 29(2017)	平成 30(2018)	令和元(2019)	令和 2(2020)
①劇場や展覧会入場料 他	1,112,520,428	1,177,738,216	1,126,438,723	1,007,461,000
②ショップ・通信販売	30,120,439	60,649,127	28,349,218	10,182,000
③助成金等	73,082,701	73,484,393	68,152,123	76,566,000
自主財源収入(①+②+③)	1,215,723,568	1,311,871,736	1,222,940,064	1,094,209,000

*表 4 中の①の「他」は区からの受託料 *表 3、表 4 中の令和 2(2020)年度は、決算確定前の調整中の数値

(3) 公益性、収益性のバランスの取れた運営

財団は、収支相償及び公益目的事業比率の原則を踏まえ、公益目的事業を着実に実施するとともに、物品販売等による収益の向上を目指します。

- ・財団経費の大半(第 4 期指定管理期間の初年度である平成 29(2017)年度からの 3 年間で平均 98.7%)を占める文化・芸術の振興に資する展覧会、公演等の事業は、(i)収入と支出のバランスを図ることに留意しつつ、(ii)自主事業におけるチケット代について、民間施設とは異なり公共施設であることから幅広く、また、容易に利用に結び付けられる料金設定をすとの要請に応える価格とし、着実に実施します。
- ・利用者ニーズを様々な手法を活用して把握し、展覧会、公演等と連動したものとし、利用者の満足度を高める商品開発を進める等、収益向上の取組みを強化します。

(4) 安定的な財政基盤の構築

財政基盤の安定化を目指すことは、世田谷区の外郭団体行動計画(前掲 15 頁)の重要な課題として掲げられています。新型コロナウイルス感染症の影響が長引く中で、引き続き財団の使命を果たすためにも、自主財源の確保に努めます。

① 事業収入の確保

- ・入場料、参加料の徴取は、公益財団としての公共性の観点から事業目的に応じ柔軟かつ合理的に行います。

(例) 劇場やコンサート、展覧会は内容に応じた適切な料金設定とする。

人材育成や地域活性化をめざす教育普及事業は無償あるいは実費のみ負担とする。

- ・クレジットカード決済の利用を可能とすることによる収納の効率化を図ります。
- ・前述の様に事業内容に応じた商品開発を行う等、物品販売の充実により収入を確保します。

② 協賛金、寄付金、助成金の獲得

- ・協賛金等の獲得のため、特定の目的を掲げ積極的提案を行う等、厳しい経済状況下でも取組みを強化します。
- ・寄付文化醸成の機運をとらえ、広く賛同を得るための周知やクレジットカード利用を可能とする等、寄付手段を工夫し財団との距離を縮めます。併せて、公的、または民間の助成金の獲得にも引き続き注力します。

③ 事業手法の工夫による、より効果的・効率的な事業展開

- ・公演や展覧会について、各館相互や他団体との共同開催、巡回等、手法を工夫して効果的に展開します。
- ・この間進めてきた施設案内業務等の委託化を継続するとともに、委託内容を見直し、可能な業務は内製化することにより委託費を削減していきます。
- ・過去の展示物や舞台セットの改修・再利用等により環境にも配慮しつつ経費を節減します。
- ・公演の出演者数縮減、公演時間の短縮等、感染症対策を取りながら経費も縮減します。
- ・積極的に収蔵品・資料を活用し、展覧会期間等を工夫する等、より深い理解の促進を図ります。

取組み(令和2年度の例)

令和2(2020)年度、コロナ禍で各施設が休館を余儀なくされた中、世田谷美術館では美術館の建物そのものの美しさを味わっていただくこと、施設再開後に「作品のない展示室」を開催。思わぬかたちで注目を集める企画となりました。そして最終日には、無観客でのダンス・パフォーマンス「明日の美術館をひらくために」を開催し、この映像記録をオンラインで配信しました。



【 明日の美術館をひらくために 】

撮影：堀 哲平

(5) 公益法人会計基準に基づく適正な運営

財団は、引き続き公益法人会計基準に則り、適正な財務運営を行います。

- ・ 事業計画書、収支予算書に基づく適正な執行管理
- ・ 公益法人会計基準に準拠し、区の補助金や国の助成金等の活用を含め財務状況を明示

(6) 資金の適切な運用

財団はこれまでも公益財団法人せたがや文化財団資金運用規程に定める資金運用の基本原則及び取扱基準に則り、安定的経営のための資産運用を図ってきました。

「ESG」（環境、社会貢献、企業統治の頭文字）が注目される中、公益財団として、安全性に留意しつつ資産の運用を通じた社会貢献も視野に、「ESG 債」と呼ばれる持続可能性や社会課題の解決に資金を充てる債券を積極的に選択するなど、適切な資産運用に努めます。

第3章 世田谷文化生活情報センター

1 施設管理に関する提案

(1) 施設概要（指定管理の範囲）

	生活工房		世田谷パブリックシアター	
所在地	世田谷区太子堂 4-1-1 キャロットタワー内			
延床面積	高層棟、中層棟、低層棟 計 12,216 m ² 他に共有床部あり			
開館時間	9時00分～22時00分		9時00分～22時00分	
休館日	年未年始(12月29日～1月3日) 月曜日(祝日除く)、設備保守点検日		年未年始(12月29日～1月3日) 設備保守点検日	
各階概要	高層棟 3階	生活工房ギャラリー、市民活動支援コーナー(情報プラザ) スタッフ室(兼サーバールーム) 倉庫、キッズルーム	中層棟 B2階、 3階～ 9階	世田谷パブリックシアター (主劇場 約600席) 公演スタッフ室 楽屋5室・シャワー室(共用)
	高層棟 4階	ワークショップ室A(コミュニティ・キッチン含む)、ワークショップ室B 印刷室、スタッフ室、倉庫(メディア工房)	低層棟 B4階 ～3階	シアターラム(小劇場 約200席) 楽屋4室・シャワー室(共用) 稽古場3室、作業場2室 録音スタジオ(音響スタジオ)
	高層棟 5階	セミナールームA セミナールームB 事務室*	高層棟 5階	チケットセンター*
	中層棟 2階	住民票・印鑑証明書発行窓口* ※世田谷区世田谷総合支所区民課が管理運営 マイナンバーカード専用窓口* ※世田谷区地域行政部番号制度・マイナンバーカード交付推進担当課が管理運営 (いずれも旧ギャラリー・喫茶スペース)		
	低層棟 2階	せたがや国際交流センター*		
	掲示 施設	三軒茶屋パティオ内掲示施設		
	根拠 規程	世田谷区立世田谷文化生活情報センター条例 世田谷区立世田谷文化生活情報センター条例施行規則		
その他	キャロットタワー管理組合等が定める管理基準に従い、施設の管理運営を行う。 共用部3、4、5階に男女トイレ、3、4階にバリアフリートイレあり。			

各階概要の*：行政財産使用許可

*以外：指定管理対象施設

(2) 施設の管理運営方針

これまでの実績を活かし、創意工夫に基づいた管理運営によってより質の高いサービスを提供します。

①施設の適切な保守管理

<保守管理についての取組みの方針>

「長寿命化」「予防保全」「環境負荷の低減」等の観点から、施設の維持管理に取り組み、利用者が安全・安心・快適に利用できる環境を整備します。

- 維持保全業務標準仕様書等に従い、いつでも利用者に安全・安心・快適に利用いただけるよう、日常及び定期保守管理業務、清掃業務、保安管理業務等、施設の管理運営を行います。
- 日常点検や施設内の巡回を確実にを行います。施設内外の破損などの異常をいち早く発見できるようにします。
- 設備等に不具合や問題が発生した場合、速やかに区に報告し相談のうえ対応します。
- 効率的運営の観点から、可能な業務は十分な検討を経て、外部の事業者へ委託します。
- 外部委託にあたっては、業務内容を適切に履行できる経験と信頼性のある事業者を選定するとともに、業務仕様書を明確に定めそれに適合するよう、委託事業者を指導・管理し、責任を持って施設の運営を行います。

<外部委託事業>

委託事業	委託先
清掃業務、保安管理業務、日常管理、定期保守、維持修繕 (建築・機械・電気・空調・給排水衛生設備等)	キャロットタワー管理組合の指定する事業者へ委託
情報機器、ネットワークの保守管理 生活工房施設の音響設備、映像設備、キッチン付帯設備	専門事業者へ委託

- 劇場舞台設備は国内有数の高度な専門設備であることから、熟知した専門の技術者を常駐配置し、財団職員と共同して適正な施設維持管理を行います。
- 各施設の特徴と、保有する機能を有効に発揮できる管理運営を行います。特に劇場は、最先端の設備を備え利用者の自由度が極めて大きい特徴を活かし、財団職員と専門技術者との役割分担と連携による効率的かつ効果的な手法によって管理経費の節減を図ります。

<持続可能な環境づくりに向けた取組み>

世田谷区環境基本条例、世田谷区気候非常事態宣言等の趣旨に基づき、持続可能な環境づくりに配慮した施設運営を行います。

- 世田谷区の環境マネジメントシステム「EC0 ステップせたがや」の取組みに倣い、物品等の購入にあたっては、環境負荷の小さい製品を選び、適正量の購入に努めるなど、グリーン購入の推進を図ります。
- 照明やOA機器等は、必要最小限度の使用を徹底し節電に努めるとともに、クールビズに取り組み、施設の省エネルギー対策を図ります。
- キャロットタワー全館の分別区分に応じた資源・ごみの回収容器を使用し、ごみの削減やリサイクルの徹底を図ります。
- 「世田谷区環境方針」や環境配慮の取組みについて、職員及び利用者に周知し、環境意識の維持と向上に努めます。

②利用者サービスの向上

<利用の予約、受付等に関する方針>

■生活工房

- ・キャロットタワー5階に受付窓口を設置し、開館時間中は常時職員を配置し、利用の受付や問合せに対応します。
- ・展示やものづくりを目的としたワークショップ室の利用者には事前打合せを行い、付帯設備の使用、展示方法等を案内し、サービス向上を図ります。

■世田谷パブリックシアター

- ・貸館等の施設利用に関して、劇場施設や使用団体の状況等を熟知した貸館担当者を劇場部内に配置し、利用の受付や問合せに対応します。
- ・利用申込案内をホームページで公開し、利用時の注意事項を分かりやすく丁寧に説明します。
- ・劇場・稽古場の利用者には事前打合せを行い、付帯設備の使用方法等を案内し、サービス向上を図ります。

<利用者ニーズの把握と運営への反映>

地域に開かれた施設運営を図るため、利用者ニーズを把握し、反映できるものは積極的に取り入れ、利用者の満足度を高めます。

- 施設利用者を対象としたアンケート(職員の対応や清掃状況など)を実施し、ニーズの把握に努めます。また、施設利用者からの要望等は、詳細を把握し検証したうえで、運営に反映できるよう努めます。

<苦情への対応>

利用者からのご意見(苦情等)は真摯に受け止め、可能な限り迅速に対応します。

- ご意見(苦情等)については、ミーティング等で内容・対応方法・結果を従業員に周知し、情報の共有化を図ります。
- 職員研修を定期的実施し、接客能力等の向上に努めます。また、施設利用時の注意点等を丁寧に分かりやすく説明します。

<公平・公正な施設利用>

公の施設として利用者に対して公平・公正な利用機会を確保し、安定した施設運営及び利用者サービスの向上を図ります。

- 利用者に対して公平・公正な利用機会を確保するため、施設の利用案内を作成し、利用ルールなど利用者に分かりやすく案内します。
- 従事職員全員が一定のサービスを提供できるよう業務マニュアル等を整備するとともに、計画的に研修を実施します。
- ワークショップ室の先行予約受付では、特定の団体の利用に偏らないよう平等で分かりやすい抽選を行います(例：回転抽選機の使用等)。

<ユニバーサルデザインの取組み(合理的配慮要望の対応)>

障害者差別解消法、世田谷区ユニバーサルデザイン推進条例、世田谷区多様性を認め合い男女共同参画と多文化共生を推進する条例等の趣旨に基づき、乳幼児、高齢者、外国人等を含め、障がいの有無にかかわらず、誰にでも開かれた利用しやすい施設運営を目指します。

生活工房	世田谷パブリックシアター
<ul style="list-style-type: none"> ■館内表示に日本語/英語を併記します。 ■生活工房ホームページ、情報誌等媒体に日本語/英語を併記します。 ■乳幼児を連れた来館者のために、授乳室を設置します。 ■合理的配慮に関する苦情や要望を受けた場合には、課題に応じて区担当課に報告し、対応を調整します。 	<ul style="list-style-type: none"> ■身体の不自由な方のために客席に車いすのまま観劇いただけるスペースをご用意します。チケット料金は10%引き、介助者1名分は無料にします。 ■視覚障がいのある方のための舞台説明会(特定の主催公演)や音声ガイド(特定の主催公演)等を行い、障がいの有無に関わらず舞台鑑賞ができる取組みを進めます。また介助犬を伴っての観劇にも対応します。 ■入場券を有料で前売りする公演では託児サービスを実施します。 ■聞こえにくい方向けのヒアリングサポートシステム(特定の主催公演)を提供します。 ■聴覚障がいのある方のための上演台本を事前に貸し出します。

③施設使用料・観覧料の取扱いについて

文化生活情報センター条例、施行規則等に基づき、収納金管理責任者を配置して公正な収納事務を遂行します。

■生活工房

<利用料金の取扱範囲>

セミナールーム及びワークショップ室の付帯設備使用料

※施設使用料は、区立施設の案内情報や施設予約を行う「世田谷区公共施設利用案内システム『けやきネット』」の収納事務を受託した事業者が使用料の収納等を行います。

せたがや文化財団では、『けやきネット』の対象外となる付帯設備使用料を、利用日当日に、生活工房受付にて収納します。

<収納事務>

- 付帯設備使用料を徴収したときは、利用者に使用承認書控兼領収書を交付します。
- 使用料の収納日ごとに収納金日計表を作成します。収納金の点検は職員2名以上で行い、最後に収納金管理責任者が行います。
- 収納金は、施設内の金庫に保管し、翌日金融機関の専用口座へ預金します。
- 翌月の月初めに収納金月報を作成し、速やかに区へ報告します。
- その後、区からの送付される納入通知書により、ひと月分の収納金をまとめて納付します。
- 収納金関係書類は、収納事務取扱要領に定める期間、保存します。

■世田谷パブリックシアター

<利用料金の取扱範囲>

劇場施設利用料、付帯設備利用料、劇場フロントスタッフ利用料

<収納事務>

- 劇場施設利用料及び付帯設備利用料は、世田谷文化生活情報センター条例に定める上限額内において、あらかじめ区長の承認を得て額を設定します。
- 利用料の収納管理については、収納管理担当者を定めるとともに、請求管理者と入金管理者に異なる人員を配置し、未収や未請求等が発生しない体制を採り、適正管理に努めます。
- 収金額が高額になることも多く、請求書の発行、銀行振込による収納を基本とし、高額の現金取扱いのリスクを無くすとともに、入金記録管理の徹底を図ります。
- 月初に区へ収納金月報を提出し、収受した利用料金の内訳等について報告します。

(3) 安全管理に関する事項

利用者の安全・安心の確保を最優先とすることを基本とし、日ごろから緊急時の対応訓練や研修を重ね、万全の対応を図ります。

- 地震、風水害、火災、不審者来訪、事故等発生時における利用者の安全確保のため、文化生活情報センター危機管理マニュアル、災害時行動マニュアル、消防計画等を整備しています。
- キャロットタワー全館との連携が不可欠であることから、管理組合・防災センターと定例防災会議を開催する等、共同で防災対策を実施します。
- キャロットタワー管理組合の実施する年 2 回の合同防災訓練に参加する以外に、世田谷パブリックシアター独自でも自主防災訓練を年 1 回以上実施し、職員の防災意識を高め、安全管理を徹底します。
- 防災管理点検報告特例等(現在認定)を今後も目指します。
- 夜間、休日も含め、非常時の緊急連絡体制を明確にし、万全の対応を図ります。

(4) 危機管理体制の強化

①新型コロナウイルス感染症防止対策

新型コロナウイルス感染症の感染拡大が続く状況において、利用者と従事職員の安全を確保するため、感染予防・感染拡大防止に向けた最大限の対策を実施します。

- 区と緊密に連携をとり、感染状況に対応した臨時休館／再開、事業の中止／延期／実施(実施形態の変更含む)等に迅速、的確に対応します。
- 感染状況に応じた東京都の措置、世田谷区の方針及びガイドラインに従い、利用定員の制限、利用時間の短縮、飲食を伴う利用の停止等を実施します。
- 施設利用者が安心して利用できるよう、施設側で万全の対策を講ずるとともに、感染防止対策について、ホームページ、館内表示、利用者向けリーフレット等により注意喚起、マスク着用等、感染防止対策への協力を呼びかけます。
- 国・都・区の決定による臨時休館を除いて、これまで施設運営に起因する臨時休館を招くことなく運営を継続してきており(提案書作成日時点)、今後も緊張感をもって運営にあたります。

	施設使用	事業実施
全館共通の 取組み	<ul style="list-style-type: none"> ■施設内に抗ウイルスコーティング施工済、施工箇所以外は消毒作業を徹底 ■ビル全館で空調機能を確保していることを確認済み、加えて可能な場所については施設の換気等を実施 ■受付窓口にアクリル板を設置、施設内の随所に手指消毒用アルコールを設置 ■感染症拡大による利用中止にはキャンセル料を免除 	<ul style="list-style-type: none"> ■入室時に参加者の検温、手指消毒を徹底 ■内容に応じ、オンライン等のツールを活用して事業を実施 ■受付窓口にアクリル板を設置 ■必要な箇所に手指消毒用アルコールを配置 ■公演・講演等 多くの参加者がある事業の場合、退場時の規制誘導
各部の特記 事項	<ul style="list-style-type: none"> ■感染者発生に備え、利用団体に「利用者名簿」の提出を依頼（生活工房） ■感染拡大状況により、不特定多数が利用する市民活動支援コーナーのフリースペースの利用を休止（生活工房） ■非接触式体温計に加え、国の補助金活用により導入したサーモカメラの活用（パブリックシアター） ■国の補助金を活用し、区により機能増強いただいた劇場空調機器の適正管理（パブリックシアター） 	<ul style="list-style-type: none"> ■世田谷区のガイドラインに沿って、参加人数を抑え、座席の間隔を広くとる、随時換気を行う等対策を実施（生活工房） ■チケット販売時の連絡先把握（パブリックシアター、音楽事業部） ■事業実施時の連絡先把握（生活工房、国際事業部） ■出演者・スタッフについて PCR 検査実施（パブリックシアター、音楽事業部）

②その他緊急対応

- 気候変動にともなう大型台風や豪雨等への対策を強化し、災害発生時には、世田谷区をはじめ関係官公署等と緊密に連携して対応します。
- 文化生活情報センターとして施設に係る賠償責任保険、業務従事者に係る傷害保険に加入し、また、財団として動産に係る動産総合保険に加入します。その他、個人情報保護、役員に係る賠償責任保険に加入し、万が一に備えた対応を図ります。

(5) 個人情報の保護等に関する事項

- 指定管理者として行う業務の遂行にあたって、世田谷区文化施設の管理運営に関する基本協定、同年度協定及び電算処理の業務委託契約の特記事項を遵守することはもとより、世田谷区個人情報保護条例、財団の個人情報保護規程等に基づき、個人情報の管理、保護を徹底し、機密漏洩、改ざん等を防ぎます。

（具体的行動(例)）

- ・利用目的を明確にし、必要な範囲に限定して収集します。
- ・収集した個人情報は目的外には使用しません。
- ・必要がなくなった個人情報は速やかにデータ消去又は裁断処理します。
- ・個人情報の外部提供は行いません。
- ・個人情報の取得、利用の制限などルールを定め、職員に周知し、安全管理の徹底を図ります。

・漏洩事故を未然に防ぐため、メール等において誤送信が発生しないよう注意喚起を定期的に行います。

■2019(令和元)年度に実施したパソコン及びサーバのリプレイス時に、文化生活情報センターの ICT 環境の老朽化、情報処理量増加等に対応するため、併せて ICT 環境整備を行いました。具体的には、一部機能のクラウド化、ADSL(アナログ)回線から光(デジタル)回線への切替、機器や配線の更新を行い、情報機器、ネットワークの利便性向上を図りました。

■これに加え、情報セキュリティ対策に万全を期す観点から、2020(令和2)年度に美術館・文学館を含め3館共通でファイアウォール機能を強化しています。

■また、情報セキュリティの重要性について研修を通じて職員の理解を深めており、今後も継続的に職員の意識喚起を図っていきます。

2 事業計画に関する提案

文化生活情報センターは、生活工房、パブリックシアター、音楽事業部、国際事業部の4部門で構成されていることから、事業計画に関する提案を28ページ以降に4部門ごとに、第4期指定管理における事業実績を44ページ以降に4部門ごとに記載します。

(1) 生活工房

①事業展開に関する基本方針

i 理念	<p>新型コロナウイルスの感染拡大によって、世界中の人々の「生活」は一変し、本当に大切なもの、本当の豊かさの根本が問われています。このような社会の大きな転換期に、生活工房は「暮らし」や「生きること」を見つめなおし、地域の文化や営み、人々の日々の想い等を掬い上げながら、生活デザインの視点から、身近な暮らしの中にある楽しさ、喜びを提案していきます。</p> <p>20世紀の大量生産・大量消費の時代から、持続可能性に配慮し、誰一人取り残すことなく人々が安全で快適に暮らせる社会を指向する時代への変化に呼应し、未来に向けて、社会をより良くするためのデザインの力を発信します。</p>
ii 使命	<p>世田谷区文化・芸術振興計画における「生活デザイン部門」として、幼児から高齢者まで様々な世代の人々が集い、対話し、ともに学ぶ場をつくります。暮らしと文化、市民活動の拠点となる施設の管理運営を基盤に、日常の暮らしの境界にあるデザインや生活文化を題材とした展覧会やワークショップ、子どもの創造性を育む事業等を展開します。身近なまちの文化施設として、区民が世田谷ならではの文化・芸術に触れ、豊かさを感じられる機会を創出します。</p>
iii 事業方針	<ul style="list-style-type: none"> ■衣・食・住から最先端の科学まで、多様な切り口から「生活」を考察 ■見る、体験する、対話する場を重視するとともに、オンラインを活用して参加機会を創出【拡充】 ■財団他施設、大学、民間事業者等との提携による事業を展開【拡充】 ■若手クリエイターや研究者と協働し子ども向けの事業を実施【拡充】 ■印刷媒体やWEBメディアの制作等を通じ先進的なデザインを発信 ■市民活動団体との協働による市民活動支援事業を実施【新規】 ■事業収入のほか物販や寄付金により収入を確保【拡充】
iv 5か年の達成目標	<p>■来場者数 5か年累計 370,000人（オンライン含む）</p> <p>*コロナ禍・アフターコロナの影響を勘案した目標設定とします。</p>

②新たな取組み

- 他施設、大学、民間事業者等との協働・連携事業を積極的に開拓します。
- 8mmフィルム映像アーカイブを活用し、障がいのある人とともに鑑賞するプログラムの開発に取り組みます。
- 市民活動支援コーナーの情報発信を強化し、市民活動団体との協働による市民活動支援事業を実施します。
- これまで来館したことのない層にも届くよう、WEB配信を強化します。
- ホームページのアクセス解析を行い、情報発信の改善に活かします。
- 全館で整備済みのICT環境に加え、貸館時にオンライン前提で利用される場合のICT環境整備を検討します。

③利用者数向上に向けた取組み

- オンライン参加事業の拡充を図ります。
- SNSを含め多様なメディアを積極的に活用して効果的な広報により、施設の認知度向上に取り組みます。

④アウトリーチ事業の拡充

- 展覧会・イベントの区内公共施設等への巡回・出張開催を検討します。
- 8mm フィルム映像アーカイブを活用した、区内施設等での鑑賞会を開催します。
- 動画配信コンテンツを拡充します。

⑤コロナ禍・アフターコロナにおける新たな事業展開

- コロナ禍においては、区と緊密に連携をとり、感染状況に応じた区の方針及びガイドラインに従い、施設利用定員の制限、利用時間の短縮、飲食を伴う利用の停止等を実施します。
- 施設利用者が安心して利用できるよう、施設側で万全の対策を講ずるとともに、ホームページ、館内表示、利用者向けリーフレット等を通じ、感染防止対策への協力を呼びかけます。
- 臨時休館や開館時間短縮などの影響を回避するため、展覧会の会期を長く設定し、セミナー・ワークショップ等についてはリモートを併用するなどの対策を行います。
- 「コロナ禍・コロナ後の生活」を踏まえて企画に反映させるとともに、来場者を分散させる工夫や、臨場感あるリモート事業等、感染防止に配慮しつつ参加者満足度を高める事業運営を検討します。
- 事業の重点化や、他機関・団体等との提携の取組みを進めるとともに、収入確保のための新たな事業のあり方についても検討し、効率的、効果的に事業を行います。

⑥事業計画

世田谷区文化・芸術振興計画における「生活デザイン部門」として、幼児から高齢者まで様々な世代の人々が集い、見ること、感じること、体験することを通じて考え、学び、対話する場をつくります。暮らしと文化、市民活動の拠点となる施設の管理運営を基盤に、日常の暮らしの境界にあるデザインや生活文化を題材に展覧会やワークショップ、子どもの創造性を育む事業、異文化理解に資する事業等を展開します。身近なまちの文化施設として、区民が世田谷ならではの特徴を活かした文化・芸術に触れ、豊かさを感じられる機会を創出します。

施策目標 1 発信する

- (1)世田谷の文化・芸術情報の収集・発信
- (2)世田谷の文化・芸術の魅力を高め・広める取組み

事業体系		内容
公1-6 文化芸術の活性化 を図るための情報 提供	生活工房広報	・WEBサイトの運営 ・イベント情報誌の発行、アニュアルレポートの発行 ・Twitter、Facebook、Instagram等、SNSによる情報配信 ・事業記録等の動画配信 ・各種プレスリリース ・他団体との連携による広報媒体「せたがや文化・スポーツ 情報ガイド」、「芸術百華」等の印刷媒体を通じた事業告知 ・施設内における区内外の文化芸術情報の配架、掲示

施策目標2 親しむ

- (1) 文化・芸術を身近に鑑賞・体験できる機会の充実
 (2) 誰もが文化・芸術にふれることのできる取組み

事業体系		内容
公1-2 文化芸術の啓発、 体験に資する展覧 会	デザイン・ア ートの展示	<ul style="list-style-type: none"> ・デザイン、生活文化に関する大型展示企画(1企画/年) ・生活工房ギャラリーで開催する「衣」「食」「住」「まち」 など身近なテーマの展覧会(2~3企画/年) ・財団他施設、大学、民間事業者等との提携による展覧会【新 規】(1~2企画/年) ・生活工房常設展示(通年) ・展覧会関連イベント(随時)
公1-3 文化芸術の啓発、 体験、支援などの 教育普及活動	ワークショッ プ・講座	<ul style="list-style-type: none"> ・セミナー、ワークショップシリーズ ・区内で収集した8mmフィルム映像アーカイブのWEB公開 と、資料を活用したワークショップ(通年) ・朗読講座(4コース/年)
	子どもワークシ ョップ	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの創造性を育む事業(1シリーズ/年) ・中学生に向けた事業(1シリーズ/年)

施策目標3 支える

- (1) 区民の文化・芸術活動の支援

事業体系		内容
公1-8 文化芸術の拠点施 設の管理運営	文化芸術の拠点 施設の管理運営	<ul style="list-style-type: none"> ・セミナールーム、ワークショップ室の管理運営(指定管理 /通年)
公2-1 市民活動の支援及 び振興に関する事 業	市民活動支援	<ul style="list-style-type: none"> ・市民活動団体支援事業【リニューアル】 (1シリーズ/年) ・市民活動支援コーナーの運営(通年) ・世田谷アートフリマ(2回/年)

- (2) 世田谷の文化・芸術を支える人材の支援

事業体系		内容
公1-4 文化芸術活動の発 表の機会の提供	区民の表現の場 の提供	<ul style="list-style-type: none"> ・区内デザイナー、アーティスト、活動団体等との事業を 通じた協働、連携(通年) ・市民活動団体によるイベントの運営支援(通年) ・区民の活動発表の場としてのイベント等の開催 ・世田谷芸術アワード“飛翔”生活デザイン部門のこれまで の成果を踏まえ、区と連携した若手アーティスト育成の 取組み

施策目標4 育む

(1) 子どもの創造性を育む取組みの推進

事業体系		内容
公1-3 文化芸術の啓発、 体験、支援などの 教育普及活動	子どもワークシ ョップ(再掲)	・子どもの創造性を育む事業(1シリーズ/年) ・中学生に向けた事業(1シリーズ/年)
	人材育成	・区内大学等インターンシップ受け入れ

施策目標5 活かし・つなぐ

(1) 文化資源の保存・継承・活用

事業体系		内容
公1-3 文化芸術の啓発、 体験、支援などの 教育普及活動	ワークシヨッ プ・講座	・区内で収集した8mmフィルム映像アーカイブのWEB公開 と、資料を活用したワークショップ(通年)[再掲] ・施設内常設コーナーにて、8mm映像資料を公開(通年)

(2) 文化・芸術の力を活かしたまちの魅力づくり

事業体系		内容
公1-2 文化芸術の啓発、 体験に資する展覧 会	デザイン・ア ートの展示	・生活工房ギャラリーで開催する「衣」「食」「住」「まち」な ど身近なテーマの展覧会(2~3企画/年) [再掲] ・財団他施設、大学、民間事業者等との提携による展覧会 【新規】[再掲]
公1-4 文化芸術活動の発 表の機会の提供	区民の表現の場 の提供	・区内デザイナー、アーティスト、活動団体等との事業を 通じた協働、連携(通年) [再掲] ・市民活動団体によるイベントの運営支援(通年) [再掲]

(3) 多文化共生と国際交流の推進

公1-7 国際交流のための 文化芸術事業	国際交流・異文 化理解の推進	・デザイン、生活文化に関する大型展示企画 [再掲] ・生活工房ギャラリーで開催する「衣」「食」「住」「まち」な ど身近なテーマの展覧会・セミナー、ワークショップシリ ーズ [再掲]
----------------------------	-------------------	---

その他 収益事業等

事業体系		内容
収1 物品販売事業	物品販売事業	・展覧会等関連グッズの販売(随時)

(2) 世田谷パブリックシアター

①事業展開に関する基本方針

i 理念	<p>新型コロナウイルスの感染拡大によって、世界中の人々の芸術に親しむ機会が奪われてしまいました。人々にとって本当に大切なものは何か、本当の豊かさとは何かが問われています。このような社会の大きな転換期に、劇場という共通の場を集い、身近で芸術に触れ、その感動を多くの人々と共有することで、芸術に親しむ原点を再認識してもらい、これからの文化的で豊かな地域社会の形成に貢献していきます。</p>
ii 使命	<p>区民が優れた演劇、舞踊、音楽等の文化、芸術を享受できる機会並びに区民自らが文化活動及び芸術活動を実践できる場を提供します。また区民の地域交流活動、国際交流活動を促進すると同時に日本全国、世界に向けて発信を続ける拠点劇場としても、なお一層舞台芸術の発展に寄与します。またこれからの公立劇場のあり方を追求しながら、舞台芸術が持つ力と劇場という場が備えている力を活用して、世田谷区文化・芸術振興計画に基づき、誰もが等しく文化・芸術に親しみ、共有できる事業の展開を目指します。</p>
iii 事業方針	<ul style="list-style-type: none"> ■優れた舞台作品の創造発信、日本文化を再認識し国際文化交流を意識した事業の展開、国内交流・国際交流のネットワークの構築 ■文化芸術の体験、支援、教育及び発表機会の提供 ■行政との連携及び協働、地域交流の活発化 ■専門家、技術者、アーティスト等、次世代を担う人材の育成 観客、劇場支援者の開拓、育成の推進 ■鑑賞機会の整備として各種割引制度の設定、託児サービスや障がい者のための車椅子スペースの確保、新型コロナウイルスによって中断していた舞台説明会や音声ガイド等様々な来館者サポートの充実 ■SNS等の広報宣伝活動を通じて、区内外に情報を広く周知し、地域の劇場/創造発信型劇場の存在意義を高める。国や公共機関、及び民間企業等の助成や協賛の積極的な獲得
iv 5か年の達成目標	<p>■5年間の累計来場者・参加者目標：年間200,000人×5年間=1,000,000人 *コロナ禍・アフターコロナの影響を勘案した目標設定とします</p>

②新たな取組み

- 公演を多面的に理解して頂くために、さらに多くの公演でパンフレットを作成販売し内容を深く理解いただく一助とします。また公演関連のポスターやチケットホルダー、物入れとしてのサコッシュなどのロゴ入りの物販を拡充し、観劇の思い出になる商品を提供します。
- 教育普及事業では、コロナ禍でも参加者・スタッフの安全を確保しつつ演劇ワークショップを実践するための方法論を検討する一つとしてオンラインでのワークショップを行い、その結果から新たなワークショップのノウハウの共有を図ります。

③利用者数向上に向けた取組み

- パブリックシアターで予定されている公演やワークショップなどの情報を様々な世代に伝えるため、紙媒体中心の広報に加え、SNS等多様なメディアをこれまで以上に活用して効果的な広報を行い、知名度・情報の認知度向上を図り利用者数向上を目指します。

④アウトリーチ事業の拡充

- 世田谷には17もの大学があり、そこには若い世代を中心に文化芸術に関心のある学生が存在します。そこでU24(アンダー24)制度やパブリックシアター友の会とは違ったかたちで近隣大学生協やゼミの担当者と交流し、公演事業への広報と割引した価格での案内を積極的に進め新たな観客・ワークショップ利用者の向上を目指します。
- 世田谷区の秋の風物詩として定着しているフェスティバル『三茶 de 大道芸』のように、三軒茶屋の街を舞台に地域と共に行う事業は、三軒茶屋の街の活性化と地域文化の向上に寄与します。令和2年12月に行ったチャリティイベント「三茶にサンタがやってくる！」は、コロナ禍で経済的に困りの区内のご家庭を支援するための寄付を募ることを目的に、地元の有志が結成した実行委員会が主催したイベントに、パブリックシアターも地元商店街や大学などとともに協力し、三軒茶屋に集まったサンタたちと一緒に多数の親子の参加で大いに盛り上がりました。今後も、こうしたイベントに積極的に参画することで、新たな団体との連携を通じてパブリックシアターのプレゼンスの向上を図るとともに地域への貢献に取り組んでいきます。

⑤コロナ禍・アフターコロナにおける新たな事業展開

- コロナ禍の渦中ですが令和2(2020)年度からの感染症予防対策の経験を踏まえ、観客とスタッフの安全で安心な事業運営に努め、対応マニュアルを見直し更新していきます。
- 教育普及事業では、コロナ禍でも参加者・スタッフの安全を確保しつつ演劇ワークショップを実践するための方法論を検討する一つとしてオンラインでのワークショップを行い、その結果から新たなワークショップのノウハウの共有を図ります。
- コロナ禍において令和2(2020)年に設立した「緊急事態舞台芸術ネットワーク」(令和3年4月末で220団体。世田谷パブリックシアターは設立当初から参加団体)における情報共有の成果を踏まえ、各団体との交流をアフターコロナでも継続し、劇場やカンパニーの抱える課題を共有し事業運営に活かします。また公共劇場の集まりである「劇場、音楽堂等連絡協議会」などを通じてアフターコロナにおける見取り図を描く取組みにも参画します。
- アフターコロナにおいてはコロナ禍での知見経験を活かし、失った人と人との出会い場所、時間、空気感の共有を図り、劇場ならではの感動を最大限享受できるよう努めます。

⑥事業計画

区民が国内・海外の優れた演劇、舞踊、音楽等の文化及び芸術を享受できる機会、並びに区民自らが文化活動や芸術活動を実践できる場を提供します。また、区民の地域交流や国際交流に資する文化芸術事業を進めることにより、豊かな地域社会の形成に資することを基本方針とします。さらに、地域や区民のニーズに沿って、幅広い世代に向けた普及啓発・人材養成事業の充実を図ります。そして多様なサービスを通じて劇場に足を運びやすい環境を醸成し、一人でも多くの方が、共に生きる場としての劇場の「地域の常連客」になっていただくことを目指します。

施策目標1 発信する

- (1)世田谷の文化・芸術情報の収集・発信
 (2)世田谷の文化・芸術の魅力を高め・広める取組み

事業体系		内容
公1-6 文化芸術の活性化を図るための情報提供	劇場広報	<ul style="list-style-type: none"> ・劇場営業広報宣伝 ・学芸共通広報宣伝 ・劇場雑誌の発行

施策目標2 親しむ

- (1) 文化・芸術を身近に鑑賞・体験できる機会の充実

事業体系		内容
公1-1 文化芸術の振興に資する展覧会、公演等の企画・実施及び調査研究	公演	<ul style="list-style-type: none"> ・国内演劇創作事業(6企画/年) ・こどもプロジェクト(3企画/年) ・ダンス提携公演(2~3企画/年) ・音楽提携公演(1~2企画/年) ・演劇提携公演(6~8企画/年)

- (2) 誰もが文化・芸術にふれることのできる取組み

事業体系		内容
公1-3 文化芸術の啓発、体験、支援などの教育普及活動	ワークショップ・講座	<ul style="list-style-type: none"> ・コミュニティプログラム(3企画/年) ・高齢者施設や障がい者施設を訪問する移動劇場@ホーム公演の企画 ・学校とその他区内施設との連携プログラム(通年) ・研究育成プログラム(観客育成・専門家育成プログラム) ・舞台技術者人材育成プログラム(舞台技術講座・舞台技術支援) ・大学等インターンシップ受入れ ・鑑賞機会の整備として各種割引制度の設定、託児サービスや障がい者のための車椅子スペースの確保、舞台説明会や音声ガイド等様々な来館者サポートの充実

施策目標3 支える

- (1) 区民の文化・芸術活動の支援
 (2) 世田谷の文化・芸術を支える人材の支援

事業体系		内容
公1-3 文化芸術の啓発、体験、支援などの教育普及活動	ワークショップ・講座	<ul style="list-style-type: none"> ・コミュニティプログラム(3企画/年) [再掲] ・学校とその他区内施設との連携プログラム(通年) [再掲] ・研究育成プログラム(観客育成・専門家育成プログラム) [再掲]

公1-3 文化芸術の啓発、 体験、支援などの 教育普及活動	ワークショップ ・ 講座	・ 舞台技術者人材育成プログラム(舞台技術講座・舞台技術支援) [再掲] ・ 大学等インターンシップ受入れ
公1-4 文化芸術活動の発表の 機会の提供	区民の表現の場の 提供	・ 世田谷芸術アワード“飛翔”舞台芸術部門のこれまでの成果を踏まえ、区と連携した若手アーティスト育成の取組み ・ 市民活動団体によるフリーステージイベントの運営支援 ・ 子どもに向けた戯曲リーディング
公1-8 文化芸術の拠点施設の 管理運営	文化芸術の拠点施設の 管理運営	・ パブリックシアター、シアター tram、稽古場、作業場、音響スタジオ等の管理運営(指定管理/通年)

施策目標4 育む

(1) 子どもの創造性を育む取組みの推進

事業体系		内容
公1-1 文化芸術の振興に 資する展覧会、公演等 の企画・実施及び調査 研究	公演	・ こどもプロジェクト(3企画/年) [再掲] ・ 小学校古典芸能鑑賞教室(区受託) ・ U24(アンダー24)や高校生以下割引等のチケット販売制度
公1-3 文化芸術の啓発、 体験、支援などの 教育普及活動	ワークショップ ・ 講座	・ コミュニティプログラム(3企画/年) [再掲] ・ 学校とその他区内施設との連携プログラム(通年) [再掲] ・ 演劇・ダンスのワークショップ ・ 大学生インターンシップ受入れ
公1-4 文化芸術活動の発表の 機会の提供	区民の表現の場の 提供	・ 市民活動団体によるフリーステージイベントの運営支援 [再掲] ・ 子どもに向けた戯曲リーディング [再掲]

施策目標5 活かし・つなぐ

(2) 文化・芸術の力を活かしたまちの魅力づくり

事業体系		内容
公1-5 地域交流のための 文化芸術事業	地域活性のための 文化芸術事業	・ 世田谷アートタウン「三茶 de 大道芸」の運営 ・ 区民を中心に街を取材した作品「地域の物語」の企画

(3) 多文化共生と国際交流の推進

公1-7 国際交流のための 文化芸術事業	海外招聘・国際 共同制作	・ 国際共同制作(演劇・ダンス) ・ 世田谷アートタウン海外招聘公演
----------------------------	-----------------	---------------------------------------

その他 収益事業等

事業体系		内容
収1 物品販売事業	物品販売事業	・パブリックシアター・シアターラムの上演公演パンフレット・DVD等の販売
収2 飲食物提供事業	飲食物提供事業	・世田谷パブリックシアターのロビーカフェの運営

(3) 音楽事業部

①事業展開に関する基本方針

i 理念	<p>「音と、ココロの、重なるところ。」を合言葉にして、区民のみなさんの傍らに、様々な種類の、質の高い音楽がある暮らしをつくっていくため、活動していきます。</p> <p>鑑賞する事業だけでなく、歌や演奏を体験するワークショップ、アマチュア愛好家の発表機会の提供等、音楽を自ら奏でる魅力を味わう事業も展開していきます。とりわけ、せたがやジュニアオーケストラはじめ、子どもたちに向けた事業に力を注ぎます。</p> <p>池辺晋一郎音楽監督、宮川彬良スペシャル・プロデューサーのもと、世田谷ならではの特色を活かしながら、誰もが音楽を楽しむことができる、「すべての区民に音楽を」の実現を目指します。</p>
ii 使命	<p>音楽専用のホールを所有しない事業部として、区民会館等の公共施設をはじめ、公園・街角など、区民の暮らしの近くにあるところで、音楽会やワークショップ等の事業を展開します。世田谷区文化・芸術振興計画に基づき、区民の生活に音楽を通じて、世田谷ならではの文化に触れ、豊かさを感じられる機会をつくり、区の音楽シーンをリードしていきます。</p>
iii 事業方針	<ul style="list-style-type: none"> ■区民が身近に感じられる事業を行う ■質の高い音楽を追求する ■さまざまな音楽を紹介する ■区民が参加・体験できる機会をつくる ■子どもたちの創造性や社会性を育む事業に力を入れる ■区内の音楽家・音楽関係者との連携を図る
iv 5か年の達成目標	<ul style="list-style-type: none"> ■5年間の累計来場者目標：40,000人 ■リモート及びSNS発信による鑑賞参加者：50,000人 <p style="text-align: center;">*コロナ禍・アフターコロナの影響を勘案した目標設定とします</p>

②新たな取組み

- これまで演奏会に出かけることが難しかった人たち、特にハンディキャップのある人たちなどにも音楽に親しんでいただけるような配慮をしていきます。
- オンラインを利用したコンテンツを制作して、対面での実施がかなわない場合などに備えて、ステイ・ホームで楽しめる材料を提供します。
- 世田谷区内の音楽家たちとの交流、連携に努めていきます。彼らの力を借りた事業に積極的に取り組み、区民に向けて発信します。
- 「せたがやジュニアオーケストラ」をより区民に近い存在としていくため、東京フィルハーモニー交響楽団と連携した運営体制強化に加え、区民の皆さんによる応援組織づくりに着手します。

③利用者数向上に向けた取組み

- 導入が遅れていたSNSをはじめ、各種のメディアを利用して、公演の案内にとどまらず、様々な情報を発信して、知名度の向上を図ります。
- 会場に来なくても楽しむことのできる、オンライン・コンテンツを使った事業に取り組み、従来接点のなかった層へのアプローチを試みます。

④アウトリーチ事業の拡充

- 区民が身近な場所で、気軽に楽しめる「まちかどコンサート」に力を入れていきます。機会を増やしていくとともに、内容を見直し、より充実したものにしていきます。
- 学校や保育園での事業展開は、現在コロナ禍で休止していますが、状況が許すようになり次第、感染症対策を十分に施しながら、再開していきます。

⑤コロナ禍・アフターコロナにおける新たな事業展開

- ともすれば心が折れてしまいそうになる時だからこそ、愛好家だけに留まらず、区民の皆さんに広く音楽を届けられる事業を増やしていきます。区とも連携を密にして、地域に音楽が持っている力を伝えていきます。
- ステイ・ホームでも楽しめる材料を提供するため、オンラインを利用したコンテンツの制作に取り組みます。
- 世田谷区内の音楽家や音楽団体との交流を深め、厳しい状況にある彼らの活動を区と連携しながら支援していきます。

⑥事業計画

コロナ禍に疲れた心を癒し、慰めるため、音楽の力を活かし、区民のみなさんに親しんでいただける演奏会を開催していきます。まちかどで耳にするもの、家族連れで楽しむもの、じっくり腰を据えて耳を傾げるもの、日本の伝統音楽に触れるものなど、様々な企画を用意します。

一方、区民参加型の事業も欠かせません。内容を見直し、新たな企画に取り組みます。特に、次の時代を担う人々に向けた事業には力を入れます。台湾・高雄市との交流コンサート、創立から10年を経た「せたがやジュニアオーケストラ」をさらに成長させ、“区民のオーケストラ”にしていきます。また、東京2020大会に合わせた3年間プロジェクトで評判となった「Setagaya 太鼓塾」に続く、子どもワークショップも考えていきます。

令和5(2023)年度に新装オープンする世田谷区民会館での事業展開も考慮に入れながら、世田谷の特色を活かしつつ、音楽の力で、活力のある地域づくりに貢献することを目指します。

施策目標1 発信する

- (1)世田谷の文化・芸術情報の収集・発信
- (2)世田谷の文化・芸術の魅力を高め・広める取組み

事業体系		内容
公1-6 文化芸術の活性化 を図るための情報 提供	音楽事業部広報	・「情報ガイド」をはじめとする各種広報活動 ・イベント案内の発行 ・「せたがや音楽通信」の発行

施策目標2 親しむ

(1) 文化・芸術を身近に鑑賞・体験できる機会の充実

事業体系		内容
公1-1 文化芸術の振興に資する展覧会、公演等の企画・実施及び調査研究	身近に親しむ演奏会	<ul style="list-style-type: none"> ・せたがやジュニアオーケストラ オータムコンサート (1企画/年) ・室内楽シリーズ(2企画/年) ・シリーズ和・華・調(1企画/年)
	活動をつなぐ演奏会	<ul style="list-style-type: none"> ・異分野とのコラボレーション(1企画/年) ・せたがや名曲コンサート(1企画/年) ・連携コンサート(随時)

(2) 誰もが文化・芸術にふれることのできる取組み

事業体系		内容
公1-3 文化芸術の啓発、体験、支援などの教育普及活動	ワークショップ・講座	<ul style="list-style-type: none"> ・せたがや音楽研究所(1企画/年) ・区民音楽(合唱)体験ワークショップ ・子どもワークショップ
	次の時代のためのプログラム	<ul style="list-style-type: none"> ・せたがやジュニアオーケストラ運営(通年) ・せたがやジュニアオーケストラ定期演奏会(1企画/年) ・学校へのアウトリーチ(随時)

施策目標3 支える

(1) 区民の文化・芸術活動の支援

(2) 世田谷の文化・芸術を支える人材の支援

事業体系		内容
公1-1 文化芸術の振興に資する展覧会、公演等の企画・実施及び調査研究	身近に親しむ演奏会	<ul style="list-style-type: none"> ・せたがやジュニアオーケストラ オータムコンサート (1企画/年) [再掲] ・室内楽シリーズ(2企画/年) [再掲] ・シリーズ和・華・調(1企画/年) [再掲]
	活動をつなぐ演奏会	<ul style="list-style-type: none"> ・異分野とのコラボレーション(1企画/年) [再掲] ・せたがや名曲コンサート(1企画/年) [再掲] ・連携コンサート(随時) [再掲]
公1-4 文化芸術活動の発表の機会の提供	区民の表現の場の提供	<ul style="list-style-type: none"> ・せたがやアーティスト支援企画 ・世田谷区民音楽団体の支援 ・世田谷芸術アワード“飛翔”音楽部門のこれまでの成果を踏まえ、区と連携した若手アーティスト育成の取組み ・区民音楽表現コンテスト
公1-5 地域交流のための文化芸術事業	地域活性のための文化プロジェクト	<ul style="list-style-type: none"> ・せたがやまちかど・まちなかコンサート(随時) ・せたがや音楽プロジェクト ・Setagaya Music Festival

施策目標4 育む

(1) 子どもの創造性を育む取組みの推進

事業体系		内容
公1-1 文化芸術の振興に資する展覧会、公演等の企画・実施及び調査研究	身近に親しむ演奏会	・せたがやジュニアオーケストラ オータムコンサート (1企画/年) [再掲]
公1-3 文化芸術の啓発、体験、支援などの教育普及活動	ワークショップ・講座	・子どもワークショップ [再掲]
	次の時代のためのプログラム	・せたがやジュニアオーケストラ運営(通年) [再掲] ・せたがやジュニアオーケストラ定期演奏会(1企画/年) [再掲] ・学校へのアウトリーチ(随時) [再掲]
公1-4 文化芸術活動の発表の機会の提供	区民の表現の場の提供	・世田谷区民音楽団体の支援 [再掲]

施策目標5 活かし・つなぐ

(2)文化・芸術の力を活かしたまちの魅力づくり

事業体系		内容
公1-5 地域交流のための文化芸術事業	地域活性のための文化プロジェクト	・せたがやまちかど・まちなかコンサート(随時) ・せたがや音楽プロジェクト ・Setagaya Music Festival

(4) 国際事業部

①事業展開に関する基本方針

i 理念	<p>世田谷区の外国人人口は、2014年から増加の一途をたどり、新型コロナウイルスの影響で少し減少したものの、現在は約2万2千人になっています。</p> <p>国際事業部が運営する国際交流センターでは、在住外国人の日常生活における困りごと相談や様々な案内を行っています。また、自国とは違う外国の文化やものの考え方を理解し、受け入れ、外国人とともに生活していくというダイバーシティとインクルージョンの考え方を基本に事業を進めていきます。</p>
ii 使命	<p>言葉の違いから、必要な情報を効果的に効率的に探し出して使うことができるという情報リテラシーが不足している外国人に対して、暮らしにおける困りごとを解決するための課題整理と相談先を明確にお知らせすることや、ICTを活用し、必要な情報をできるだけ多言語でお知らせするという情報提供を行います。</p> <p>また、日本人に対しては、海外の文化や生活の違い、価値観の違い等を知る講座を実施することで、外国人とのコミュニケーションの取り方等について学習する機会を提供します。</p> <p>世田谷区に住む日本人と外国人など、地域に住む区民が主体となって交流するきっかけをつくっていきます。あわせて、外国人支援を希望する区民ボランティアの活躍の場を提供していきます。</p>
iii 事業方針	<ul style="list-style-type: none"> ■外国の文化や生活の違いを知る多文化理解講座の開催 ■日本語が分からない外国人に対する支援及び学ぶ機会の創出 ■区民ボランティアによる外国人支援や国際交流の推進 ■ICTを活用した外国人に対する情報提供の充実(ホームページ、Facebook、Twitter、メールマガジン、ニュースレター等) ■区民活動団体への支援と協働による国際交流事業の開催 ■子どもから大人まで日本人と外国人が交流できる機会の創出
iv 5か年の達成目標	<p>■5年間の累計事業参加者・施設来館者目標：22,000人 (せたがや国際交流センター来館者14,000人、事業参加者8,000人(オンライン含む)) *コロナ禍・アフターコロナの影響を勘案した目標設定とします</p>

②新たな取組み

- 異文化理解に資する展示やイベントについて、豊富なノウハウを有する生活工房との協働により開催します。
- 区やせたがやボランティア協会と連携した、災害時の外国人への「やさしい日本語」を活用した情報提供の手法やボランティア活用の取組みを検討します。

③利用者数向上に向けた取組み

- 様々な団体に働きかけて SNS、メールマガジン登録者数の増加に取り組むとともに、FM 世田谷など多様な手法を活用して効果的な広報を行い、知名度の向上を図ります。
- 気軽に来館できる施設にするため、明るい接客に努め、親しみやすい展示や表示の工夫を行います。

④アウトリーチ事業の拡充

- 区民活動団体が行う事業への広報支援や団体との協働により、国際交流事業の開催促進を図ります。
- 区が実施する日本語教室との連携による「日本語交流会」開催、まちなか観光の取組みと連携した「外国人のためのまち歩きツアー」実施等、様々な年代の日本人と外国人が交流できる機会を創出します。

⑤コロナ禍・アフターコロナにおける新たな事業展開

- コロナ禍においては、外国人向けの新型コロナやワクチン接種に関する情報を SNS やニュースレターなどを活用して積極的に発信します。これにあたっては、文化生活情報センター施設内のワクチン接種会場案内表示における「やさしい日本語」導入事例を参考に、より分かりやすい情報発信に努めます。
- コロナ禍・アフターコロナの時期を通じて、講座やイベントなど、オンラインでの配信を拡充します。

⑥事業計画～世田谷区多文化共生プランの基本方針に沿って～

せたがや国際交流センターでは、在住外国人が日本で暮らしていくために有益な情報提供や、相談に対する案内、日本人との交流の場を提供するなどし、日本での生活が充実したものになるように支援していきます。

日本人に対しても、日本と外国の文化の違い、考え方の違いを学ぶ機会を提供することで、世田谷区で生活する同じ地域住民として、ともに活躍し支えあうことができる社会を目指します。そのうえで、区民の方々の持つ能力を、外国人支援や地域活動に活かしていける仕組みを構築します。

基本方針1 地域社会における活躍の推進

(1)多文化共生の地域交流促進

(2)地域活動への参加促進

事業体系		内容
公2-1 市民活動の支援 及び振興に関する事業	市民活動支援	・区内活動団体及び区内大学等との連携による事業 ・ボランティアの活躍の場の提供
	国際交流・異文化理解の推進	・区内外国人と国際交流ができる場の提供 ・「せたがや国際メッセ」や「国際交流 IN せたがや」等、区民国際交流事業の実施
	ワークショップ・講座	・日本語交流会

基本方針2 誰もが安心して暮らせるまちの実現

(1)外国人への日本語支援

(3)生活基盤の充実

(5)ICT を活用した環境整備

事業体系		内容
公2-1 市民活動の支援 及び振興に関する事業	市民活動支援	・在住外国人への生活相談や問合せへの対応等、せたがや国際交流センターの運営
	ワークショップ・講座	・日本語交流会 [再掲] ・日本語が分からない外国人への日本語学習機会の提供
	国際事業部広報	・せたがや国際交流センターの施設案内、国際事業部の事業等の情報発信 ・区内国際交流団体の情報、団体主催のイベント情報の発信 ・外国人の生活に役立つ情報の発信(ホームページ、Facebook、Twitter、情報ガイド、メールマガジン、ニュースレター)

基本方針3 多文化共生の意識づくり及び偏見・差別の解消

(1)多様な文化を受け入れる意識の醸成

(3)多文化共生・国際交流活動団体の支援

事業体系		内容
公2-1 市民活動の支援 及び振興に関する事業	市民活動支援	・区内国際交流活動団体への支援 ・区内国際交流活動団体との連携による事業の実施 ・ボランティアの活躍の場の提供[再掲]
	国際交流・異文化理解の推進	・「せたがや国際メッセ」や「国際交流 IN せたがや」等、区民国際交流事業の実施[再掲] ・外国人のためのまち歩きツアー
	ワークショップ・講座	・多文化理解講座 ・多様な世代が参加できる講座の実施

3 第4期指定管理における事業実績(平成29(2017)年度～令和2(2020)年度)

公益財団法人せたがや文化財団は、平成29(2017)年度からの5カ年を期間とする第4期指定管理者として、世田谷文化生活情報センターの管理運営を担ってきました。この間、平成30(2018)年度からの世田谷区第3期文化・芸術振興計画を指針として事業を展開するとともに、平成29(2017)年度に「公益財団法人せたがや文化財団人材活用計画」「世田谷パブリックシアター劇場経営に関する基本方針」を策定し、組織経営面からの改善にも取り組んできました。

令和2(2020)年の新型コロナウイルス拡大と東京2020大会の延期は、施設運営、事業実施の両面において多大の影響がありましたが、施設の臨時休館、感染症対策を施しての再開、オンライン活用の工夫、区民の文化・芸術活動支援など、区との緊密な連携により、財団として世田谷における文化・芸術振興の一翼を担う役割を全力で務めてきたものと考えています。

第4期指定管理期間における実績について、以下、代表的な事業や取組みを記載します。

(1) 生活工房

生活工房は、三軒茶屋に整備された再開発ビル、キャロットタワー内に、“暮らしをデザインする”をコンセプトに平成9(1997)年に開設されました。「生活デザイン」をテーマにした展覧会やセミナー、ワークショップ等を通じ、質の高いデザインやアートに区民が日常的に触れることのできる機会を提供しています。また、区民の活動拠点としてセミナールーム、ワークショップルーム、市民活動支援コーナーの管理運営を行っています。



■第4期指定管理期間における成果

第4期指定管理期間は、文化生活情報センターの開館20周年にあたる平成29(2017)年度からスタートしました。開館当初から掲げられた「である」「つくる」「ひろげる」という機能を継承しつつ、ICTの急速な進展、少子高齢化、グローバル化、大規模災害への危機感等社会状況の変化や、世田谷区の公共施設としての役割をふまえ、区民の生活に近いまちの文化施設として運営に努めてきました。

事業企画では、暮らしにかかわる「モノ」だけでなく「コト」に着目し、衣・食・住や、身近なまちから遠い国まで様々な地域の手工芸や生活文化、先端のテクノロジー等、多様な視点から生活を見つめる事業を展開しました。次世代を担う子どもたちに向けては、毎年夏休みに「子どもワークショップ」を開催し、科学やデザイン等をテーマに楽しみながら体験し、考える場を提供してきました。同時に、市民活動、生涯学習、国際交流等の拠点として、市民活動支援事業にも力を入れました。令和元(2019)年度には、季刊情報誌とウェブサイトを更新して内容、機能の充実を図り、多文化共生社会に対応し英文を併記する等、情報発信を強化しました。

令和2(2020)年度は、コロナ禍による臨時休館や、事業の中止、延期が相次ぎましたが、郵送やオンラインを駆使した「テレ(遠隔)ワークショップ」等、子ども、高齢者も参加できる新たな手法を工夫し、事業を継続しました。また、生活工房が所有する記録映像や資料を活用した代替展示や、ウェブの活用により、文化芸術の発信を絶やさず続けてきました。

施設運営においては、施設・設備の経年劣化が進む中、いつでも安全・安心に利用できるよう維持管理に努め、照明設備のLED化など省エネルギー化にも取り組みました。令和4(2022)年には築25年となる施設の安全点検と維持管理に、引き続き区と連携しながら取り組むことが重要と考えています。

■事業実績

平成 29(2017)年度

- 開館 20 周年記念事業 家電のある生活展～暮らしのデザインミュージアム 2017
- ミャオ族の刺繍と暮らし展 ■衣服・祝いのカタチ～赤をめぐる旅展
- クレオール・ニッポンの旅―無名詩人の民謡から、日本を聴く ■みっける 365 日展
- 第 5 回世田谷区芸術アワード“飛翔”受賞発表展 世田谷を“はかる”プロジェクト 2017-2018
- 子どもワークショップ 2017 ものづくり／アニメーション／中学生次世代車教室／
14 歳のワンピース／おはなしいっぱい
- 穴アーカイブ ■映像のフィールドワークラボ
- 世田谷アートフリマ 2018 ■市民活動団体支援事業 ほか



ミャオ族の刺繍と暮らし展



子どもワークショップ 14歳のワンピース



穴アーカイブ

平成 30(2018)年度

- 祝いの衣服 赤を巡る旅展 vol.3 文様を訪ねて ■漆がつなぐアジアの山々
- 20 世紀の映像百科事典をひらく―映像のフィールドワーク展
- 折り紙生活展―もしも日常に折紙が織り込まれたら!?
- 鳥の巣がおしえてくれること―鈴木まもる 絵本原画と鳥の巣コレクション展
- 人はあそび―メキシコ民芸玩具展 ■新雪の時代―江別市世田谷の暮らしと文化
- 子どもワークショップ 2018 創作楽器ワークショップ／ポップコーンの不思議 ほか
- 日常を見限らない―音と身体ワークショップ ■哲学対話 PARA SHIF (パラシフ)
- 陸前高田の 8 年の記録を読みなおす／声に出す ■国際交流 in せたがや ほか



人はあそび―メキシコ民芸玩具展



子どもワークショップ 創作楽器ワークショップ



哲学対話 PARA SHIF (パラシフ)

令和元(2019)年度

- 希望のうたと舞いをつくるー東京スーダラ 2019
- <すわる>を旅するーアジアとアフリカの、あの坐り方と低い腰かけ
- 世田谷クロニクル 1936-83 ■世田谷アカカブの会
- 世田谷線にのって展 ■プライベート・コレクション展
- トルコ・トカットの木版<バスク>展 ■家族って しまおまほと家族、その記憶と記録
- プレーバック! プレーパーク展 ■火と人の上映会
- 子どもワークショップ 2019 科学とデザイン/食とデザイン/おはなしいっぱい ほか
- 10代に向けたセミナー 分身ロボット Orihime で会いにゆくー孤独を消すためのデザイン ほか



希望のうたと舞いをつくるー東京スーダラ 2019 子どもワークショップ 食とデザイン

世田谷アートフリマ

令和 2(2020)年度

- 渦巻く智恵 未来の民具 しめかざり
- 第6回世田谷区芸術アワード“飛翔”受賞発表展 未来に伝えるせたがや今ばなし
- 生活工房バックヤード展 ■大平農園と畑のレシピ帖展
- 生活工房アーカイブ展 日常を見限らない/ポスターでたどる生活工房ヒストリー ほか
- 夏のこども“テレ”ワークショップ 日常探検 LABO 時間のフシギ編
- 日常を見限らないー音風景のワークショップ
- 10代に向けたセミナー 分身ロボット Orihime で会いに行く
- 世田谷アートフリマつながり展 ■NPO・市民活動のためのステップアップ講座 ほか



日常を見限らないー音風景のワークショップ

夏の子ども“テレ”ワークショップ

渦巻く智恵 未来の民具 しめかざり

■来場者・事業参加者の声 *事業参加者アンケート、SNS より抜粋

平成 29 年度「クライム・エブリ・マウンテン vol.1 ミャオ族の刺繍と暮らし展」

生命の誉れ、魂の吐露。観ていると限りない励ましを与えてくれる。 (70代・男性)

平成 30 年度「鈴木まもる・絵本原画と鳥の巣コレクション展 鳥の巣が教えてくれること」

すごい面白い！きれい！かたちかわいい！鳥の巣が家ではなくてお母さんのお腹のようなもので初めて知った。 (年代・性別不明 twitter)

令和元年度 10代向けセミナー「分身ロボット Orihime で会いに行くー孤独を消すためのデザイン」

これからどのように生きて人とどのように接すればいいのか分かった。 (小学4年生・女子)

同「プレーバック・プレーパーク！遊び場をめぐる冒険」展

たくさんの資料と建築的な展示がとても良かった。 (50代・男性)

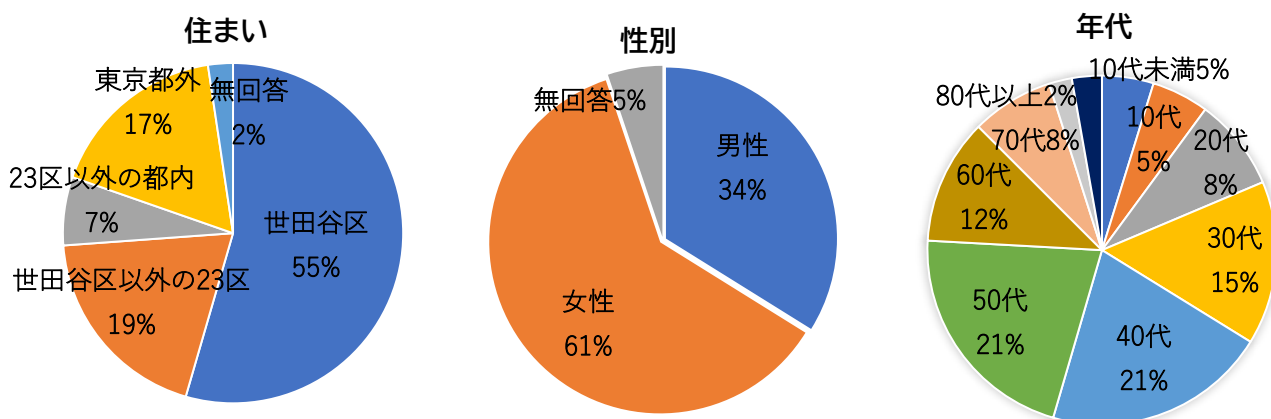
令和2年度「日常を見限らない 音風景のワークショップ」

非常に充実していました。生き方の話とか、触覚と聴覚のつながりの話とか、いろいろ刺激になるころがありました。人のタイプを生活音から分類できるのかも？と思いました。 (30代・男性)

同「渦巻く智恵 未来の民具 しめかざり」展

劇場の帰りに偶然通りかかり、いいものを見せていただきました。出身が三重で伊勢神宮もあり、子ども時代はよくしめ縄を見ていました。車などに飾っていたのが懐かしいです。今年は飾ってみたいです。 (20代・女性)

来場者の属性 令和元(2019)年度



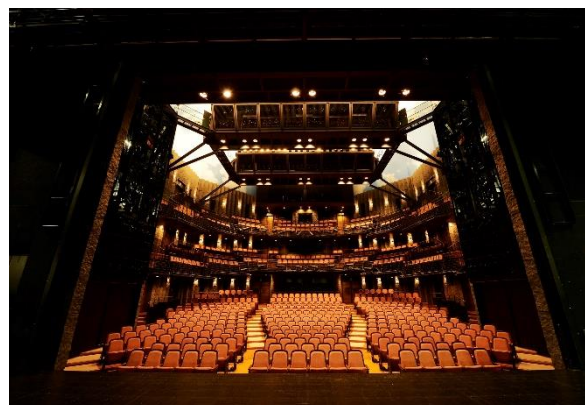
■事業参加者・施設入場者の推移

(単位：人)

平成 29(2017)年度	平成 30(2018)年度	令和元(2019)年度	令和 2(2020)年度
135, 222	132, 017	113, 845	44, 163

(2) 世田谷パブリックシアター

世田谷パブリックシアターは、平成9(1997)年に三軒茶屋のキャロットタワー内に設置された世田谷パブリックシアター、シアタートラムの2つの劇場と3つの稽古場を使い演劇・ダンス公演等の運営を行っています。区民との地域交流活動、アーティストや舞台スタッフ等を対象とする人材養成、演劇、ダンスのワークショップ等の普及啓発事業、国内外の劇場とのネットワーク事業等、地域の劇場という枠だけにとどまらない全国的にも稀な多様な形態、内容の事業を展開する創造発信型劇場として積極的に活動しています。



■第4期指定管理期間における成果

第4期指定管理期間は、平成29(2017)年度からスタートしました。この年は開場20周年にあたり、狂言『唐人相撲』/『MANSAI ボレロ』『ABSOLUTE ZERO 絶対零度2017』芸術監督の野村萬斎演出『子午線の祀り』『パール・ギュント』4作品が記念企画として上演され、数々の賞を受賞しました。以後、毎年上演される主催公演は常に話題を呼び、2018年度『バリーターク』『CHIMERICA チャイメリカ』、2019年度『終わりのない』『メアリ・スチュアート』、2020年度『殺意 ストリップショウ』『エレファント・マン』現代能楽集×『幸福論』等が受賞し、演劇界に話題を提供しました。劇場になかなか足を運ばない多くの区民に向けては、区の受託事業として区内小学校全校6年生を対象に「狂言」とワークショップを組み合わせた『古典芸能鑑賞会』を毎年実施し、伝統的な文化に触れる機会を提供。さらに、高齢者施設や障害者施設を訪問して行う@ホーム公演『チャチャチャのチャーリー』シリーズは毎年14~15か所を訪問して多くの皆さんに楽しんでいただく機会となりました。コミュニティプログラムや学校プログラムでは年間を通じて劇場や区内小中学校で積み重ねている多種多様なワークショップ事業をさらに充実させ広く区民全般に向けたもの等様々な対象に応じてワークショップ、レクチャー、研究会などを展開しました。開場以来の区民参加型企画『地域の物語』は「生と性をめぐるささやかな冒険」「家族をめぐるささやかな冒険」等様々なテーマでワークショップからシアタートラムでの演劇発表会までを実施し、アフタートークで多くの来場者と意見交換することも行いました。さらに地域との結びつきでは区民が舞台に立つ機会を提供する『フリーステージ』を毎年実施し、音楽、バレエ、ダンスの各部門に区民が参加し、日頃の練習の成果を発表する機会になりました。また、地域と交流する世田谷アートタウン『三茶 de 大道芸』は三軒茶屋の街一帯で毎年約20万人の人たちが集い、大きな賑わいと経済効果をもたらしました。さらに国際交流として韓国、中国、スウェーデン、フランスなど様々な地域から毎年カンパニーを招聘し、舞台芸術を通じた更なる異文化理解を促進する貴重な機会を創出しました。2019年度は10月に台風19号による臨時休館、2020年度は新型コロナウイルスの影響で年度前半には臨時休館や公演事業中止、延期が相次ぎましたが、チケットセンターも窓口受付からオンラインや電話受付に変更して事業を継続し、客席も50%入場制限の中での公演を行いました。

■主催作品の受賞歴(平成 29(2017)～令和 2(2020)年度)

平成 29(2017)年度

- 『子午線の祀り』(07/01～23) 毎日芸術賞・千田是也賞(演出・野村萬斎)
読売演劇大賞・最優秀作品賞
読売演劇大賞・優秀女優賞(出演・若村麻由美)
- 『チック』(08/13～27) 小田島雄志・翻訳戯曲賞(翻訳・小山ゆうな)
読売演劇大賞・優秀演出家賞(演出・小山ゆうな)
読売演劇大賞・優秀スタッフ賞(美術・乗峯雅寛)
- 『管理人』(11/26～12/17) 紀伊国屋演劇賞・個人賞(出演・温水洋一)
伊藤憲朔賞・本賞(美術・香坂奈奈)
- 『シャンハイムーン』(02/18～03/11)
読売演劇大賞・優秀男優賞(出演・山崎一)
- 『岸 リトラル』(02/20～03/31) 読売演劇大賞・優秀作品賞
読売演劇大賞・最優秀男優賞(出演・岡本健一)

平成 30(2018)年度

- 『バリーターク』(05/12～06/03)
小田島雄志・翻訳戯曲賞
- 『The Silver Tassie 銀杯』(11/09～25)
読売演劇大賞・優秀男優賞(出演・横田栄司)
- 『CHIMERICA チャイメリカ』(02/06～24)
読売演劇大賞・最優秀スタッフ賞(照明・服部基)

令和元(2019)年度

- 『終わりのない』(10/29～11/17)
文化庁芸術祭賞・新人賞(出演・山田裕貴)
- 『メアリ・スチュアート』(01/27～02/16)
小田島雄志・翻訳戯曲賞

令和 2(2020)年度

- 『殺意 ストリップショウ』(07/11～26)
読売演劇大賞・大賞及び最優秀女優賞(出演・鈴木杏)
紀伊国屋演劇賞・個人賞(出演・鈴木杏)
芸術選奨文部科学大臣新人賞(演劇部門)(出演・鈴木杏)
- 『エレファント・マン』(10/27～11/23)
読売演劇大賞・杉村春子賞/優秀男優賞(出演・小瀧望)
- 現代能楽集『幸福論』～能「道成寺」「隅田川」より(11/29～12/20)
読売演劇大賞・選考委員特別賞
読売演劇大賞・優秀演出家賞(演出・瀬戸山美咲)
読売演劇大賞・最優秀スタッフ賞(照明・齊藤茂男)

■事業実績

平成 29(2017)年度

■世田谷パブリックシアター開場 20 周年記念公演

世田谷区制 85 周年 狂言『唐人相撲』 / 『MANSAI ボレロ』・『ABSOLUTE ZERO 絶対零度 2017』
・『子午線の祀り』・日韓交流企画『パール・ギュント』

■第 5 回世田谷区芸術アワード“飛翔”受賞記念公演 ネクスト・ジェネレーション VOL.10 to R mansion『The Wonderful Parade』 ■MANSAI®解体新書その式拾七「古事記」 ■『チック』

■世田谷アートタウン 2017『三茶 de 大道芸』・関連企画カンパニーXY『夜はこれから』■『管理人』

■『フリーステージ 2017』 ■こまつ座&世田谷パブリックシアター『シャンハイムーン』

■せたがやこどもプロジェクト子どもとおとなのための◎読み聞かせ『お話の森』・コンドルズ 『NEVERENDING STORY』 ■地域の物語 2018「生と性をめぐるささやかな冒険」発表会

■『岸 リトラル』■Technical Theatre Training Program 2017 舞台技術講座 36th/37th



子午線の祀り



チック



管理人



シャンハイムーン



子どもとおとなのための読み聞かせ・お話の森



岸 リトラル

平成 30(2018)年度

■KAAT×世田谷パブリックシアター『バリーターク』■狂言劇場 能『鷹姫』・狂言『檜山節考』

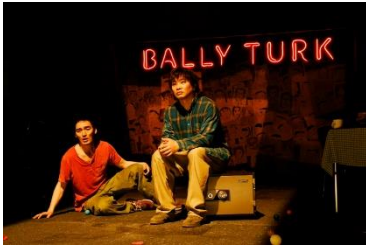
■現代能楽集IX『竹取』■日中平和友好条約締結 40 周年記念公演『風をおこした男—田漢伝』

■日本・スウェーデン外交関係樹立 150 周年 世田谷アートタウン 2018 関連企画 サーカス・シル クール『LIMITS/リミッツ』■『The Silver Tassie 銀杯』■MANSAI®解体新書その式拾八「日本」

■世田谷パブリックシアター×パソナグループ『CHIMERICA チャイメリカ』■『熱帯樹』

■『エノーマスルーム』■世田谷アートタウン 2018『三茶 de 大道芸』■せたがやこどもプロジェ クト 2018 子どもとおとなのための◎読み聞かせ『お話の森』・『日野皓正 presents “Jazz for Kids”』

■Technical Theatre Training Program 2018 舞台技術講座 38th/39th



バリーターク



日野皓正 presents “jazz for Kids”



The Silver Tassie 銀杯



CHIMERICA チャイメリカ



世田谷アートタウン 2018 三茶 de 大道芸



エノーマスルーム

令和元(2019)年度

- MANSAI◎解体新書その貳拾九「発酵」 ■世田谷パブリックシアター×KERA・MAP#009『キネマと恋人』 ■MANSAI◎解体新書その参拾 特別版「5W1H」 ■『メアリ・スチュアート』 ■『チック』
- 世田谷パブリックシアター×エッチビィ『終わりのない』 ■『フリーステージ 2019』
- 世田谷アートタウン 2019 関連企画 カンパニールーブリエ/ラファエル・ボワテル『When Angels Fall/地上の天使たち』 ■せたがやこどもプロジェクト 2019 子どもとおとなの◎読み聞かせ『お話の森』・『日野皓正 presents “Jazz for Kids”』・コンドルズ『Don' t Stop Me Now』
- ネクスト・ジェネレーション vol.12 悪い芝居 vol.25『ミー・アット・ザ・ズー』
- 世田谷アートタウン 2019『三茶 de 大道芸』 ■世田谷パブリックシアター@ホーム公演『チャチャチャのチャーリー～10年だよ、チャーリー誕生秘話』 ■普及啓発・人材養成事業 ほか
- Technical Theatre Training Program 2019 舞台技術講座 40th



終わりのない



MANSAI◎解体新書その貳拾九「発酵」



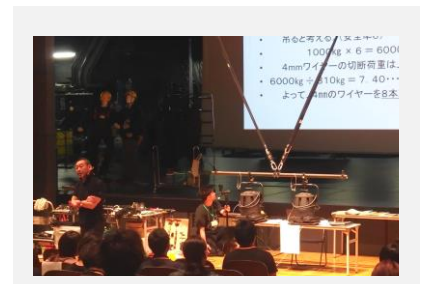
メアリ・スチュアート



フリーステージ 2019



@ホーム公演 チャチャチャのチャーリー



舞台技術講座 40th

令和 2(2020)年度

- 『殺意 ストリップショウ』
- せたがやこどもプロジェクト 2020 子どもとおとなの◎読み聞かせ『お話の森』・『せたがや夏いちらくご』 ■ MANSAI®解体新書その参拾巻「伝」 ■ 世田谷アートタウン 2020『三茶 de 大道芸』
- 『エレファント・マン THE ELEPANT MAN』
- 第 5 回世田谷区芸術アワード“飛翔”受賞記念公演ネクスト・ジェネレーション Vol.13 PANCETTA(パンチェッタ) “un” ■現代能楽集X『幸福論』～能「道成寺」「隅田川」より
- 『子午線の祀り』 ■『地域の物語 2021』演劇発表会 ■『三茶にサンタがやってくる』
- Technical Theatre Training Program 2020 舞台技術講座 42nd/43rd
- 普及啓発・人材養成事業 ほか



殺意 ストリップショウ



せたがや 夏いちらくご



エレファント・マン



現代能楽集X 幸福論



PANCETTA(パンチェッタ) UN



地域の物語 2021 演劇発表会

■来場者・事業参加者の声 *事業参加者アンケートより抜粋

令和2年度『殺意 ストリップショウ』

私は、10年以上前から世田谷パブリックシアターに通っております。文化に触れて楽しむことは、人間の精神にとって一番大切なものなのだと今回の舞台で改めて思いました。 (30代)

感染症対策もしっかりしていただけて安心して舞台を観ることが出来ました。ありがとうございます。素敵な時間をありがとうございました。また観劇させていただきます。 (10代)

令和2年度『三茶 de 大道芸』(野外会場を変更してパブリックシアターで開催)

予防対策をされての劇場大道芸と楽市の開催、ありがとうございました。パフォーマーさんと商店街の方々のYOU TUBEも楽しく、関係者の皆様のおかげで、とても充実した一日でした。(都内 40代)

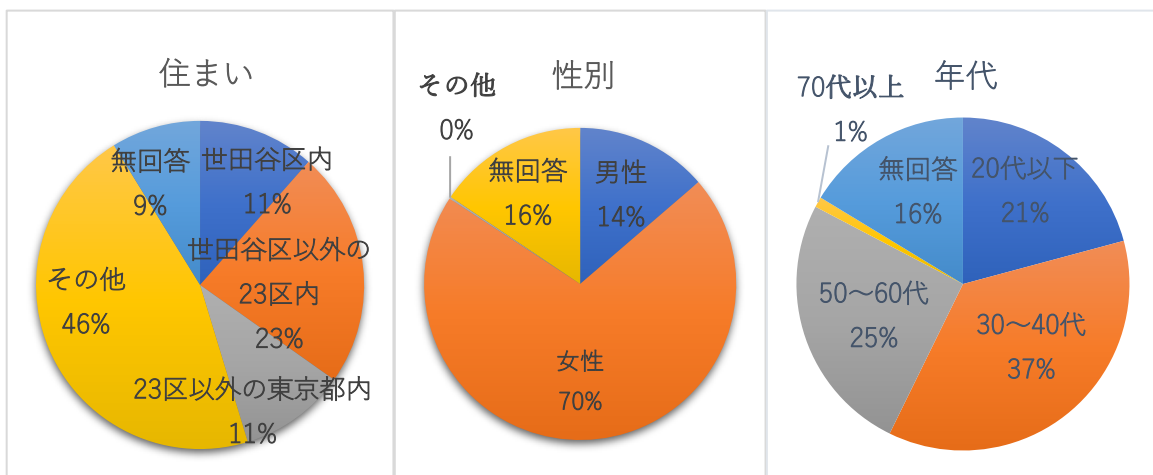
令和2年度 現代能楽集X『幸福論』

映画は毎年200本程度観るが、演劇はこれまであまり良い経験が無くまず観ない。ただ、今回の舞台は素晴らしかった。これからも、特に脚本家に注目して観ていきたい。(神奈川 40代)

令和2年度『MANSAI●解体新書その参拾巻』

大変面白い内容で拝見出来て良かったです。劇場で観覧出来る喜びを噛み締めておりました。今後も劇場での観覧を楽しみにしておりますので、どうぞ宜しくお願い致します。(首都圏 30代)

来場者の属性 (令和元(2019)年度 ニッセイ基礎研究所調査)



■事業参加者・施設入場者の推移

(単位：人)

平成 29(2017)年度	平成 30(2018)年度	令和元(2019)年度	令和 2(2020)年度
225, 035	220, 974	228, 234	100, 974

(3) 音楽事業部

音楽事業部は、区民に身近な地域で様々な音楽に親しんでいただくために、平成 19(2007)年に発足しました。「せたおん」の愛称で活動しています。

音楽監督に作曲家の池辺晋一郎、スペシャルプロデューサーに作曲家・舞台音楽家の宮川彬良を擁し、世田谷の特色を活かし、より活力のある地域づくりに貢献することを目指しています。音楽専門施設を持たないため、公演内容に合わせて主に区立施設を使用し、幅広い充実した事業を展開しています。



■第 4 期指定管理期間における成果

第 4 期指定管理期間は平成 29(2017)年度からスタートし、「生活のとなりに良質の音楽を」をコンセプトに、区民の皆様にも音楽をより身近に楽しんでいただける多彩なプログラムを提供しました。

毎回世田谷にゆかりのある著名で高度な技術を有する音楽のコンサートを行った「室内楽シリーズ」、世田谷ならではの地域活性化と音楽家の連携を目指して新たな展開を始めた「せたがや音楽プロジェクト」、人間国宝を迎え質の高い邦楽プログラムを提供している「和・華・調」シリーズ、ユニークな視点から池辺監督が音楽をとらえる「異分野とのコラボレーション」など世田谷独自のオリジナル企画を展開しました。

「せたがやジュニアオーケストラ」は、オータムコンサート、定期演奏会に加え、海外公演の実施や東京フィルハーモニー交響楽団との提携など内外共に大きく実績を伸ばし青少年育成の大きな柱として存在感を高めています。またオリンピック・パラリンピック支援事業として平成 30(2018)年度より開始した「Setagaya 太鼓塾」は林英哲塾長のもと、元気な子どもたちが和太鼓の演奏に取り組み内面的にも大きな成長を遂げ、令和 2(2020)年 12 月にファイナルコンサートを盛大に開催しました。

また、区民参加プログラムとして熱き闘いを繰り広げた「せたがやバンドバトル」と歌う喜びを日常にとして実施した「Let's Sing ゴスペル！」は毎年大盛況で、200 名を超える参加者を達成しました。

「宮川彬良のせたがや音楽研究所」では区民参加の合唱団と共に音楽の不思議と発見を身近に展開。毎回好評を博し、学校コンサートも展開しました。幼児の音楽体験として「コトコトさんのドレミ図書館」を実施。教育委員会主催の保育園訪問も行いました。

音楽が持つ力と芸術性を分かりやすく、幅広い世代に幅広いジャンルで提供し、区民の皆様にも飲ばれる企画力のある事業展開を実施することが出来ました。

■事業実績

平成 29(2017)年度

- 室内楽シリーズ「古部賢一&鈴木大介」「山崎伸子」
- 区制 85 周年 記念コンサート(世田谷区主催) ■塩田美奈子のおはなしオペラ「蝶々夫人」
- かわさきジャズ連携プログラム「せたがやジャズクラブ」
- こどものための茶の湯と邦楽のワークショップ
- 音楽は自由をめざす vol.3～何故に私は日本で歌い続けるのか？
- せたがや名曲コンサート「ラ・ボエーム」 ■お話と音楽で贈る「建築と音楽」
- 宮川彬良のせたがや音楽研究所 #9～世の中のことは音楽から学べ！
- せたがやジュニアオーケストラ 第8回定期演奏会 ほか



古部賢一&鈴木大介



せたがや音楽研究所



こどものためのワークショップ

平成 30(2018)年度

- まちなかコンサート「コトコトさんのドレミ図書館～耳をすますと きこえてくるよ♪」
- 音楽は自由をめざす vol.4 美空ひばりとブラジル ～国境を越えた日本の歌～
- シリーズ和・華・調 第1回「雅楽」 ■室内楽シリーズ「モルゴーア・クアルテット」
- 台湾 高雄市青少年交響楽団・せたがやジュニアオーケストラ交流コンサート
- 午後の音楽会カルボナーレ！ 変幻自在のクラリネット
- Let's Sing ゴスペル！2018 コンサート with ワークショップクワイア
- 商店街アートプロジェクト ■第7回 せたがやバンドバトル
- せたがや名曲コンサート ヴェルディ「レクイエム」 ■Setagaya 太鼓塾ワークショップ
- 異分野とのコラボレーション～お話と音楽で贈る「エジプト、クレオパトラと音楽」 ほか



シリーズ和・華・調「雅楽」



Let's Sing ゴスペル！



ジュニアオーケストラ交流コンサート

令和元(2019)年度

- 岡田知之パーカッションアンサンブル「知られざる打楽器のルーツとリズム」
- シリーズ和・華・調 第2回「地歌・箏曲・京舞 富山清琴の世界」
- 外山喜雄とデキシーセイント「サッチモとディズニー 楽しいデキシーランド・ジャズの世界」
- 宮川彬良のせたがや音楽研究所#11～せたがや音楽研究所的“かなり大胆な”音楽史～
- 2020 カウントダウンコンサート「せたがや和の音楽祭」
- 室内楽シリーズ「竹澤恭子」 ■音楽は自由をめざす Vol.6～ 艶歌と艶話
- せたがやジュニアオーケストラ オータムコンサート
- <27th キネコ国際映画祭>Music Live & Concert for KIDS ほか



岡田知之パーカッションアンサンブル



外山喜雄とデキシーセイント



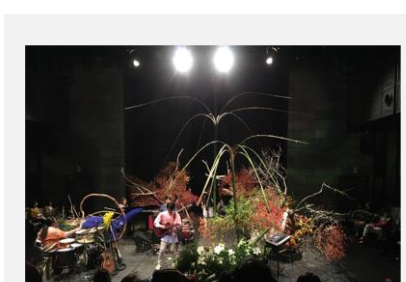
シリーズ和・華・調「地歌・箏曲・京舞」

令和2(2020)年度

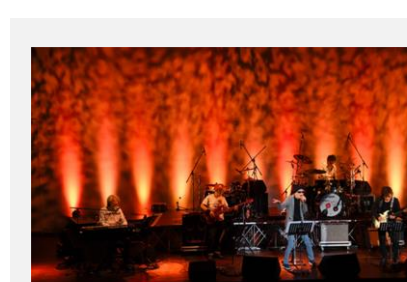
- 連携コンサート「展示室の音色」
- 室内楽シリーズ アラウンド・ザ・ピアノー児玉麻里&菊池洋子 2台ピアノの饗演
- 宮川彬良のせたがや音楽研究所#12～#家族で音楽やってみた!!～
- 第6回世田谷区芸術アワード“飛翔”受賞公演 四時の歌 秋編ージャズ、いけばな、テクノロジー
- シリーズ和・華・調 第3回 静と動の響 ～笛・琵琶～
- 室内楽シリーズ 須川展也 サクソフォン・リサイタルーバッハ・シーケンス
- せたがやミュージックフェス イン 烏山
- 2020 Final Concert せたがや和の響演
- 異分野とのコラボレーション 「天体と音楽」
- せたがやバンドバトル ～FINAL LIVE～ ほか



2020 Final Concert



芸術アワード“飛翔”受賞公演



せたがやバンドバトル～FINAL LIVE～

■主な区民参加事業一覧

●「せたがやジュニアオーケストラ」 平成 29 年度～令和 2 年度

「オータムコンサート」「定期演奏会」のほか、「川場村合宿」（平成 30 年度）、「台湾・高雄市への演奏旅行」（令和元年度）などを実施

小学校 3 年生から 9 年間、素晴らしい先生方と音楽仲間に出会って成長することができました。年齢も学校も異なる 88 名と同じ目標に向かうのは、容易なことではありませんでしたが、皆音楽が好きという思いのもと、各々努力を重ねてきました。今まで本当にありがとうございました！

（平成 31 年度・団員）

●「Let`s Sing ゴスペル！」 平成 29 年度～令和 2 年度

「ワークショップ」、「コンサート」を実施

毎回とてもわかりやすく、そして面白教えてください、時間があつという間に感じるほど楽しかったです。生きてる！！って感じがしました！！

（平成 29 年度・ワークショップ参加者）

●「せたがやバンドバトル」平成 29 年度～令和 2 年度

「音源審査」「ライブハウス予選」「決勝大会」実施(平成 29 年度～令和元年度)、
「FINAL LIVE」実施(令和 2 年度)

4 年前に世田谷に移り住み、家族バラバラが続きましたが、バンドが家族を一つにしてくれました。家族全員一丸となって一生懸命取り組みます。

（平成 30 年度・ライブハウス予選参加者）

●「宮川彬良のせたがや音楽研究所」平成 29 年度～令和 2 年度

「ワークショップ」「コンサート」実施(平成 29 年度～令和元年度)、「コンサート」実施(令和 2 年度)

地元でパンフレットを見て気軽に来ることが出来てたいへんうれしい。クラシックはなかなか行きにくいのでこのような企画はとても楽しい。ずっと続けてほしいと思いました。

（平成 29 年度・観客）

●「Setagaya 太鼓塾」平成 30 年度～令和 2 年度

「ワークショップ」実施、「せたがや和の音楽祭」（令和元年度）・「せたがや和の響演」（2 年度）出演

初めてのたいこで少し不安もあったけれど、たのしくできました。リズムが少しむずかしかったけどおもしろかったです。やる気・こん気・本気！！

（平成 30 年度・冬休みワークショップ参加者）

■事業参加者・施設入場者の推移

（単位：人）

平成 29(2017)年度	平成 30(2018)年度	令和元(2019)年度	令和 2(2020)年度
8,392	16,158	5,331	3,189

※新型コロナ感染拡大により令和元年、2 年は公演中止や入場者数の制限など大きく制約を受けた。

(4) 国際事業部

国際事業部は、在住外国人の増加や東京2020大会の開催を契機とした区民の国際化気運の高まり、さらにはグローバル化の進展などを踏まえ、令和2(2020)年に開設しました。

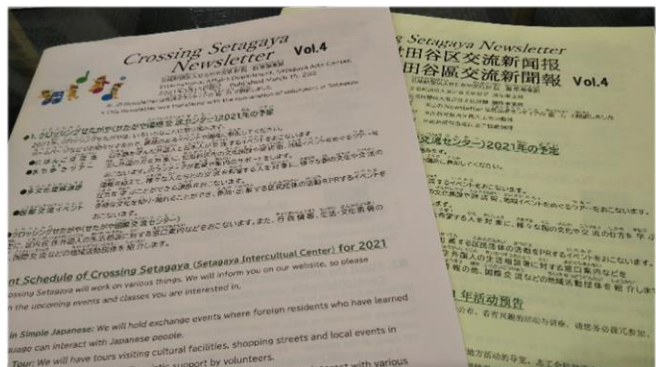
多文化共生や国際理解を広めるイベントや講座などの実施、地域活動を希望する区民・団体が活躍できる場を提供していきます。

また、暮らしに役立つ情報の提供や地域活動団体の紹介、窓口案内を行う、せたがや国際交流センターの管理運営を行っています。

コロナ禍により国際交流センターのオープニングイベントを中止し、センター窓口も4月から2か月間は電話とオンラインに限られたのはじめ、多くの事業が開設初年度から制約を余儀なくされましたが、講座の一部をオンライン併用とするなど事業を再構築して実施しました。



せたがや国際交流センター Crossing Setagaya 外観
(東急世田谷線 三軒茶屋駅上)



せたがや国際交流センター Crossing Setagaya ニュースレター

■事業実績

令和2(2020)年度

- 外国人と関わる団体のオープン情報交換会
- 多文化理解講座
 - ①多文化共生の第一歩
 - ②外国にルーツを持つ子どもの言語教育を考える
 - ③JICA(独立行政法人国際協力機構)が行う国際協力、海外支援活動について
 - ④地震や大雨、日本の災害対策や避難所のルールを外国人に伝えるには
- せたがや国際メッセ(世田谷区との共催事業)
- 日本語コミュニケーション講座
- えほんのよみきかせ(多言語 Multilingual Picture Book Reading)
- せたがや国際交流センターの運営



外国人と関わる団体のオープン情報交換会



多文化理解講座



せたがや国際メッセ



日本語コミュニケーション講座



えほんのよみきかせ(多言語)



せたがや国際交流センター 展示

■事業参加者数・参加者の声(令和2(2020)年度)

*事業参加者アンケートより抜粋

「外国人と関わる団体のオープン情報交換会」

参加者数 35人

- ・世田谷での異文化共生活動を知る上で、有意義なイベントでした。横断的につなげていこうという試みは大変良いことと思いました。

「多文化理解講座」

参加者数(第1回～第4回 計) 88人

- ・多文化共生について考えるよい機会になった。当事者の方が感じる違和感についての話も興味深く、講師の先生のお話も大変勉強になった。
- ・講師の方のお話は今までの数々の現場経験が詰まっていてとても勉強になりました。
- ・何度か災害ボランティア等の活動に参加したことがあるので、大変参考になりました。

「せたがや国際メッセ」

参加者数(第1部・第2部 計) 173人

- ・実際に難民キャンプで医療従事している方のお話を聞くことができ良かった。
- ・地球のどこかで起きている現状を知り、私なりの「できること」を考えたいと思いました。

「日本語コミュニケーション講座」

参加者数(水曜夜:オンライン・土曜午後:集合形式 計) 19人

- ・I really enjoyed the level of this class.

「えほんのよみきかせ(多言語 Multilingual Picture Book Reading)」

参加者数 9人

- ・いろんな言語で絵本を読んでいただいたり、交流することができて楽しかったです。

国際交流センター「Crossing Setagaya」の運営(火～日曜 10時～18時開館)

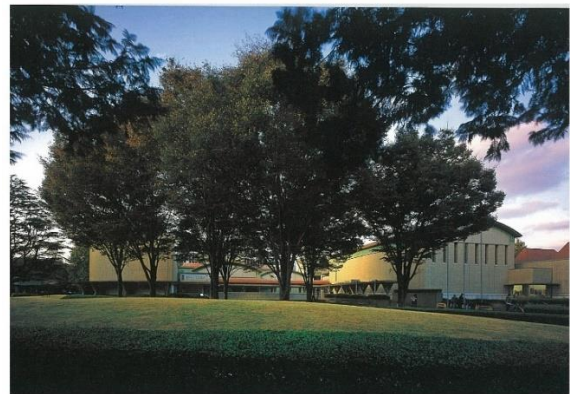
来場者数 2,214人

第4章 世田谷美術館

世田谷美術館は昭和 61(1986)年 3 月 30 日に都立砧公園の一角に開館しました。建築家・内井昭蔵による建物は、周囲の公園環境を活かし、外光を取り入れ、明るく親しみやすいデザインで、展示室や講堂のほか、区民ギャラリー、創作室、アートライブラリー、レストランやカフェ等、様々な設備が充実しています。

世田谷ゆかりの作家や素朴派の作品を中心に、国内外の優れた美術作品を収蔵し、“芸術と自然は人間を健全に導く”というコンセプトのもと、区民が日常的に芸術に触れる機会を、展覧会をはじめ、講座やワークショップ、コンサート等のイベントを通じ提供しています。また、地域の学校やボランティアと協働した様々なプログラムも行っ

ています。そして、本館と併せ、向井潤吉アトリエ館(弦巻)、清川泰次記念ギャラリー(成城)、宮本三郎記念美術館(奥沢)の 3 つの分館も区民の憩いの場として運営しています。



© 奥村浩司

1 施設管理に関する提案

(1) 施設概要 (指定管理の範囲)

	世田谷美術館	
所在地	世田谷区砧公園 1-2	
開館	昭和 61 (1986) 年 3 月	
面積	敷地面積：19,000 m ² 、建築面積：5,240 m ² 、延床面積：8,577 m ²	
開館時間	10 時 00 分～18 時 00 分 (最終入場は 17 時 30 まで)	
休館日	年末年始(12 月 29 日～1 月 3 日)／月曜日(祝・休日の場合はその翌日)、設備保守点検日	
各階概要	1 階	企画展示室 (1 階展示室／1,025 m ²)、区民ギャラリー 2 室(320 m ²)、一時保管庫・荷解室 (518 m ²)、講堂(180 m ² /143 席)、ミュージアムショップ* (45 m ²)、事務室* (355 m ²)、レストラン* (544 m ²)、エントランスホール (200 m ²)
	2 階	常設展示室 (2 階展示室／783 m ²)、収蔵庫 (645 m ²)、講義室 (50 m ² /60 席)、ライブラリー (100 m ²)
	地階	創作室 4 室 (294 m ²)、カフェ等の休憩スペース* (88 m ²)、機械室 (821 m ²)
根拠 規程	世田谷区立世田谷美術館条例、世田谷区立世田谷美術館条例施行規則	
その他	共用部 1、2、地階に男女トイレ 1 階にバリアフリートイレあり 来館者用駐車場：(3,682 m ² /60 台分)	

各階概要の*：行政財産使用許可

*以外：指定管理対象施設

■世田谷美術館分館

	向井潤吉アトリエ館	清川泰次記念ギャラリー
所在地	世田谷区弦巻 2-5-1	世田谷区成城 2-22-17
開館	平成 5 (1993) 年 7 月	平成 15 (2003) 年 11 月
延床面積	250.9 m ² 敷地面積：490.4 m ² ／建築面積：177.3 m ²	238.6 m ² 敷地面積：599.9 m ² ／建築面積：208.8 m ²
開館時間	10 時 00 分～18 時 00 分 (最終入場は 17 時 30 まで)	10 時 00 分～18 時 00 分 (最終入場は 17 時 30 まで)
休館日	月曜日(祝・休日の場合はその翌日) 展示替え期間 年末年始(12 月 29 日～1 月 3 日)	月曜日(祝・休日の場合はその翌日) 展示替え期間 年末年始(12 月 29 日～1 月 3 日)
各階概要	1 階	展示室(81 m ²)、収蔵庫(27 m ²)、事務室
	2 階	展示室(40 m ²)
各階概要	1 階	展示室 1(38.8 m ²)、展示室 2(15 m ²)、収蔵庫(66 m ²)、事務室、区民ギャラリー1・2(34.6 m ²)
	2 階	事務室・倉庫
根拠規程	世田谷区立世田谷美術館条例 世田谷区立世田谷美術館条例施行規則	世田谷区立世田谷美術館条例 世田谷区立世田谷美術館条例施行規則
その他	共用部 1、2 階に男女共用トイレ／来館者用駐車場 駒沢パーキング C3・C4 の計 2 台分	共用部 1 階に男女共用トイレ、バリアフリートイレ／来館者用駐車場：3 台分

	宮本三郎記念美術館	
所在地	世田谷区奥沢 5-38-13	
開館	平成 16 (2004) 年 4 月	
延床面積	480 m ² 敷地面積：430.51 m ² ／建築面積：240 m ²	
開館時間	10 時 00 分～18 時 00 分 (最終入場は 17 時 30 まで)	
休館日	月曜日(祝・休日の場合はその翌日) 展示替え期間 年末年始(12 月 29 日～1 月 3 日)	
各階概要	1 階	講座室(72 m ²)、事務室、倉庫
	2 階	展示室(155.32 m ²)、書庫
根拠規程	世田谷区立世田谷美術館条例 世田谷区立世田谷美術館条例施行規則	
その他	共用部 1 階に男女トイレ、バリアフリートイレ／来館者用駐車場：2 台分	



向井潤吉アトリエ館 © 宮本和義



清川泰次記念ギャラリー © 宮本和義



宮本三郎記念美術館 © 宮本和義

(2) 施設の管理運営方針

これまでの実績を活かし、創意工夫に基づいた管理運営によって、より質の高いサービスを提供します。

①施設の適切な保守管理

<保守管理についての取組みの方針>

「長寿命化」「予防保全」「環境負荷の低減」等の観点から、施設の維持管理に取り組み、利用者が安全・安心・快適に利用できる環境を整備します。

- 維持保全業務標準仕様書等に従い、いつでも利用者に安全・安心・快適に利用いただけるよう、日常及び定期保守管理業務、清掃業務、保安管理業務等、施設の管理運営を行います。
- 日常点検や施設内の巡回を確実にを行います。施設内外の破損等の異常をいち早く発見出来るようにします。
- 設備等に不具合や問題が発生した場合、速やかに区に報告し相談のうえ対応します。
- 効率的運営の観点から、可能な業務は十分な検討を経て、外部の事業者へ委託します。
- 外部委託にあたっては、業務内容を適切に履行出来る経験と信頼性のある業者を選定するとともに、業務仕様書を明確に定めそれに適合するよう、委託業者を指導・管理し、責任を持って施設の運営を行います。

<外部委託事業>

委託事業
建築・機械・電気・空調・給排水衛生設備等の日常管理、定期保守、維持修繕
清掃業務
保安管理業務
情報機器、ネットワークの保守管理
その他（特殊建築物定期点検業務、建築設備定期検査を委託）

<持続可能な環境づくりに向けた取組み>

世田谷区環境基本条例、世田谷区気候非常事態宣言等の趣旨に基づき、持続可能な環境づくりに配慮した施設運営を行います。

- 世田谷区環境マネジメントシステム「ECO ステップせたがや」の取組みに基づき、物品等の購入にあたっては、環境負荷の小さい製品を選び、適正量の購入に努める等、グリーン購入の推進を図ります。
- 照明やOA 機器等は、必要最小限度の使用を徹底し節電に努めるとともに、クールビズに取り組み、施設の省エネルギー対策を図ります。
- 分別ごとの資源・ごみ回収容器を使用し、ごみの削減やリサイクルの徹底を図ります。
- 「世田谷区環境方針」や環境配慮の取組みを職員に周知し、環境意識の維持と向上に努めます。

②利用者サービスの向上

<利用の予約、受付等に関する方針>

- 1階エントランスホールに受付窓口を設置し、開館時間中は常時職員を配置し、チケット販売、利用についてのご案内や問合せに対応します。
※チケット販売は17時30分まで
- 展示室内、ミュージアムショップにおいても、利用者からの問合せに正確、迅速に対応します。
- 区民ギャラリー、講堂の利用者とは事前打合せを行い、利用案内リーフレット等により、付帯設備の使用、展示方法等も案内し、安心して利用出来る環境を整備します。

<利用者ニーズの把握と運営への反映>

地域に開かれた施設運営を図るため、利用者ニーズを把握し、反映出来るものは積極的に取り入れ、利用者の満足度を高めます。

- 職員の対応や清掃状況等を含む施設利用者を対象としたアンケートを実施し、ニーズの把握に努めます。また、施設利用者からの要望等は、詳細を把握し検証したうえで、運営に反映出来るよう努めます。

<苦情への対応>

利用者からのご意見(苦情等)は真摯に受け止め、可能な限り迅速に対応します。

- ご意見(苦情等)については、ミーティング等で内容・対応方法・結果を従業員に周知し、情報の共有化を図ります。
- 職員研修を定期的実施し、接客能力等の向上に努めます。また、施設利用時の注意点等を丁寧に分かりやすく説明します

<公平・公正な施設利用>

公の施設として利用者に対して公平・公正な利用機会を確保し、安定した施設運営及び利用者サービスの向上を図ります。

- 利用者に対して公平・公正な利用機会を確保するため、施設の利用案内を作成し、利用ルール等利用者に分かりやすく案内します。
- 従業員全員が一定のサービスを提供出来るよう業務マニュアル等を整備するとともに、計画的に研修を実施します。
- 区民ギャラリー・講堂の予約受付では、特定の団体の利用に偏らないよう回転抽選機を用いて、平等で分かりやすい抽選を行います。
- ユニバーサルデザインの取組み(合理的配慮要望の対応)
障害者差別解消法、世田谷区ユニバーサルデザイン推進条例、世田谷区多様性を認め合い男女共同参画と多文化共生を推進する条例等の趣旨に基づき、乳幼児、高齢者、外国人等を含め、障がいの有無にかかわらず、誰にでも開かれた利用しやすい施設運営を目指します。

世田谷美術館・世田谷美術館分館

- 館内表示、ホームページ、情報誌等に、日本語/英語を併記
- 視覚障がい者へのアプリケーションを使用した音声ガイドの配置
- 視覚障がい者が美術作品の構図等を楽しむことが出来る触察図の開発
- 講演会等での手話通訳
- 車いすの貸出
- ベビーカーの貸出
- 乳幼児を連れた来館者のために、授乳室を設置
- 合理的配慮に関する苦情や要望を受けた場合には、課題に応じて区担当課に報告し、対応を調整

③施設使用料・観覧料の取扱いについて

世田谷美術館条例、施行規則等に基づき、収納金管理責任者を配置して公正な収納事務を遂行します。

<利用料金の取り扱い範囲>

- 世田谷美術館及び分館の常設展示の観覧料並びに、特別観覧料、区民ギャラリー・講堂の施設使用料及び付帯設備使用料

<収納事務>

- 美術館及び分館の観覧料金は、各受付窓口で販売し、チケットの半券をもって領収書に代えます。
- 区民ギャラリー使用料は、施設等利用申請書の提出に基づき美術館総務部にて徴収します。口座振替または、現金納付の場合は世田谷区収納(徴収)事務受託者専用領収書を交付します。
- 区民ギャラリーの付帯設備使用料については、利用最終日に美術館総務部が徴収し、世田谷区収納(徴収)事務受託者専用領収書を発行します。
- 講堂の利用料及び付帯設備使用料は、施設等利用申請書の提出に基づき、予約日より1週間以内に美術館総務部が徴収し、世田谷区収納(徴収)事務受託者専用領収書を発行します。
- 観覧料・使用料それぞれの収納日ごとに収納金日計表を作成します。収納金の点検は職員2名以上で行い、最後に収納金管理責任者が行います。
- 収納金は、施設内の金庫に保管し、翌日金融機関の専用口座へ預金します。
- 翌月の月初めに収納金月報を作成し、速やかに区へ報告します。
- その後、区からの送付される納入通知書により、ひと月分の収納金をまとめて納付します。
- 収納金関係書類は、収納事務取扱要領に定める期間、保存します。

(3) 安全管理に関する事項

利用者の安全・安心の確保を最優先とすることを基本とし、日頃から緊急時の対応訓練や研修を重ね、万全の対応を図ります。また、収蔵品保護・安全対策についても取り組みます。

- 地震、風水害、火災、不審者来訪、事故等発生時における利用者の安全確保のため、美術館災害対策(地震)マニュアル、美術館消防計画、新型コロナウイルス拡大に伴う臨時休館運用マニュアル等を、適宜改訂し整備します。
- 地震、火災等を想定した防災訓練を、消防署の指導、監督のもとに年2回実施します。
- 全職員向けの普通救命講習会を実施します。
- 館内諸業務を委託する専門事業者とも日常的に情報交換を行い、多面的に安全管理を実施します。
- 防災管理点検報告特例等(現在認定)を今後も目指します。
- 夜間、休日、休館日も含め、非常時の緊急連絡体制を明確にし、万全の対応を図ります。

(4) 危機管理体制の強化

①新型コロナウイルス防止対策

新型コロナウイルス感染症の感染拡大が続く状況において、利用者と職員の安全を確保するため、感染予防・感染拡大防止に向けた最大限の対策を実施します。

- 区と緊密に連携をとり、感染状況に対応した臨時休館／再開、事業の中止／延期／実施(実施形態の変更含む)等に迅速、的確に対応します。
- 感染状況に応じた東京都の措置、世田谷区の方針及びガイドラインに従い、利用定員の制限、利用時間の短縮、飲食を伴う利用の停止等を実施します。
- 施設利用者が安心して利用出来るよう、施設側で万全の対策を講ずるとともに、感染防止対策について、ホームページ、館内表示等により注意喚起、マスク着用等、感染防止対策への協力を呼びかけます。
- 国・都・区の決定による臨時休館を除いて、これまで施設運営に起因する臨時休館を招くことなく運営を継続してきており(提案書作成日時点)、今後も緊張感をもって運営にあたります。

	施設使用	事業実施
本館・分館の 取組み	<ul style="list-style-type: none">■ 展覧会観覧者、レストラン利用者、カフェ利用者、また打合せ等で来館される外部者のすべてに検温、手指消毒を実施■ 受付窓口、ミュージアムショップ、展示室入口もぎり、ライブラリー受付カウンター等にアクリル板を設置、施設内の随所に手指消毒用アルコールを配置	<ul style="list-style-type: none">■ 新型コロナウイルス対策として、展示室内の来館者数を一定に保持するために、事業規模によって観覧の日時予約制を実施■ 展示室内、ミュージアムショップ、レストラン、カフェ等の利用者数を常に管理し、安全性を確保し、事業を実施

	<ul style="list-style-type: none"> ■開館日は毎日、手すり、トイレ、ベンチ等、館内各所の消毒を定期的実施 ■新型コロナウイルス拡大による利用中止にはキャンセル料を免除 	<ul style="list-style-type: none"> ■対面が困難な事業について積極的にデジタル・コンテンツを制作し配信 ■学校連携事業は教育委員会、参加各校と綿密に調整し、安全を確保して事業を実施
特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ■感染者発生に備え、利用団体に「利用者名簿」の提出を依頼(区民ギャラリー) ■非接触式体温計に加え、国の補助金を活用しサーモカメラを活用(本館) ■館内各所の空調については、極力多量の外気を導入するとともに、サーキュレーターを各所に配置し、空気循環を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ■世田谷区のガイドライン及び日本博物館協会のガイドラインに沿って、参加人数を抑え、展示室内における員数制限、座席の間隔を広くとる、随時換気を行う等対策を実施 ■チケット販売時の連絡先把握(企画展)

②その他緊急対応

- 気候変動にともなう大型台風や豪雨等への対策を強化し、災害発生時には、世田谷区をはじめ関係官公署等と緊密に連携して対応します。
- 美術館として施設に係る賠償責任保険、業務従事者に係る傷害保険及び自動車保険、美術館として野外彫刻等の動産に係る動産総合保険に加入し、万が一に備えた対応を図ります。

(5) 個人情報保護等に関する事項

- 指定管理者として行う業務の遂行にあたって、世田谷区文化施設の管理運営に関する基本協定、同年度協定及び電算処理の業務委託契約の特記事項を遵守することはもとより、世田谷区個人情報保護条例、財団の個人情報保護規程等に基づき、個人情報の管理、保護を徹底し、機密漏洩、改ざん等を防ぎます。
- 次の基本的事項を定期的に職員に周知し、これを徹底して実施します。
 1. 利用目的を明確にし、必要な範囲に限定して収集すること。
 2. 収集した個人情報は目的外には使用しないこと。
 3. 必要がなくなった個人情報は速やかに消去すること。
 4. 個人情報の外部提供を行わないこと。
 5. 個人情報の取得、利用の制限等ルールを定め、職員に周知し、安全管理の徹底を図ること。
 6. 漏洩事故を未然に防ぐため、メール等において誤送信が発生しないよう注意喚起を定期的に行うこと。
- 本館及び分館においては、個人情報の保護に関する事項を、ホームページで公開するとともに、各種講座の参加者、美術館関係者名簿等の個人情報の管理状況を定期的に検査し、不要となったデジタル情報を処理、また文書については溶解処理等の対応を行っています。令和2(2020)年度には、文化生活情報センター・文学館を含め3館共通でファイアウォール機能を強化しています。

2 事業計画に関する提案

①事業展開に関する基本方針

i 理念	<ul style="list-style-type: none"> ■人類共有の財産である貴重な美術作品、資料の価値を人々と分かち合い、文化を継承・発展、さらには創造していく機関として、日々の活動を通じて人々の感性と知性を豊かにし、文化的な力量を蓄えた社会を築く役割を担います。 ■様々な事業、活動を通じて、美術館運営に携わる人と美術館を通して美術を享受する人が相互に交流し、更には美術を享受する人同士が相互に交流し、万人に開かれた公共性、社会に広く役立つ公益性を高く維持し、その役割を果たしていくことを目指します。
ii 使命	<ul style="list-style-type: none"> ■世田谷区という地域に根差した美術状況の歴史的検証を行い、日常的な調査研究を通じ、美術、芸術の根幹を探究し、グローバルな視野も入れながら世田谷区民、人類の財産となる優れた美術作品の収集事業を推進します。 ■収蔵作品の適切な保管業務を行い、これらを展示・公開することで、日々の暮らしのなかにとけこむ鑑賞の場をつくっていきます。 ■様々な年代を対象とする普及事業を拡充することにより、文化を幅広く享受する場をつくり、社会教育施設としての役割を果たしていきます。 ■既成概念にとらわれない新たな視点をもって美術や社会を考え、従前적ではない企画展事業を展開していきます。 ■美術という領域だけにこだわることなく、多彩な視点をもって、文化が暮らしのなかに息づくために必要な事業を実施します。
iii 事業方針	<ul style="list-style-type: none"> ■「世田谷区文化・芸術振興計画」に示された施策目標をふまえ、美術館運営の専門的な知識と経験を活かし、質の高い事業を実施します。 ■世田谷区民、ひいては人類共有の財産となる優れた美術作品の収集は、美術館に課せられた重要な使命の一つであり、それは、日常的な調査研究の上に成立するものです。こうした使命を達成するために、美術館では美学・美術史等の専門的な知識と経験を有する学芸員によって、恒常的に美術作品の収集活動を行います。 ■美術作品の管理にあたっては、区、専門事業者等とも連携し、各作品に相応しい良好な保管環境を整備すると同時に、各作品に対する適切な修復やメンテナンス等を、学芸員が修復の専門技術者と連携して実施します。さらに、こうした取組みの充実度を高めるために、全国の美術館とも情報を交換し、より有効な修復方法、先端的な技術を導入していきます。 ■美術の領域にとどまらず、美術と関係性を深く結ぶ、文学、演劇、音楽、デザイン等が織りなす多彩な文化状況についても検証し、財団の他部門と積極的に連携することで、社会からの期待に応える事業を実施します。 ■どなたにでも安心して来館していただけるように、バリアフリー等をはじめとする館内外の環境整備に努めます。

	<ul style="list-style-type: none"> ■館内、展示室での三密を回避するために、事業の性格等に応じて予約制を導入し、お客様と館員の安全を確保します。
iv 5か年の達成目標	<ul style="list-style-type: none"> ■各事業の魅力を幅広く広報するために SNS を積極的に活用し、認知度の向上を図り、来館者層の幅を拡充します。 ■5年間の累計美術館利用者数目標：1,000,000人

②新たな取組み

- 全国の美術館との連携、交流をさらに強化し、共同研究、巡回展の企画に関する協力関係を構築し、質の高い展覧会事業の開催、情報の交換と共有、また事業経費抑制等に取り組みます。
- 職員の環境問題への意識を高め、美術作品の安定的保管を目的とした総合的病害虫管理（Integrated Pest Management, IPM）についての知識、経験を深め、実践に結びつけます。
- 新型コロナウイルス問題を意識した展示空間のデザインを研究し、来館者に不安を生じさせないディスプレイを実現します。
- 美術館の事業をさらに知っていただくこと、より良質な情報を広くお伝えすることを目的として、積極的にデジタル・コンテンツの制作を進め、社会教育施設である美術館としての使命を意識し、社会的役割を果たします。
- ホームページ、各種 SNS（Twitter、Facebook、Instagram）の閲覧回数、閲覧時間等の解析を深め、情報発信の改善を行います。

③利用者数向上に向けた取組み

- 広報ツールの多様化に対応し、デジタル・コンテンツの開発、紙媒体とのタイアップ等に関する研究を深め、実際の広報活動に反映させます。
- 企画展ごとに実施する、対面式アンケート調査によって得た、事業の認知経路、利用交通機関、博物館等の利用頻度等を重点的に解析し、より有効な広報事業を実施します。
- デジタル・コンテンツ、紙媒体を問わず、これらの制作にあたっては、より優れたデザインを採用し、美術館のブランドイメージの向上を図ります。
- ミュージアムショップの商品選定、またディスプレイを固定化せず、展覧会事業に即した品ぞろえを心がけるとともに、アートと暮らしを結びつけ、より豊かな生活のための提案を行います。
- 飲食部門においては、展覧会事業のタイアップメニューの開発、常に新鮮な視点を得るために、地域の大学と連携し、その活性化を図るための取組みを進めます。

④アウトリーチ事業の拡充

- 新型コロナウイルス対策を意識し、小学生、中学生を対象とする「美術鑑賞教室」を、これまでにまして、参加する児童、生徒の立場を意識したプログラムづくりを進め、また、幼児が家庭で保護者とともに楽しめるデジタル・コンテンツの発信を行います。
- 新型コロナウイルスの影響による影響で、来館が出来ない小中学校には、オンライン授業の実施、また教材としての動画コンテンツを提供します。
- 成人層、あるいは何等かの理由でご来館が困難なお客様のニーズに応えたデジタル・コンテンツについては、創作のためプログラム、美術史や美術作品、あるいは美術家について深く知るためのプログラム等、美術館ならではの内容として提供します。
- 展覧会カタログ、またミュージアム・グッズの通信販売についても告知を進め、より心豊かな暮らしに貢献します。

⑤コロナ禍・アフターコロナにおける新たな事業展開

- 新型コロナウイルスの蔓延状況においては、展覧会の性質等を考慮し、日時予約制を導入し会場内の来館者数を常に定数管理し、感染リスクの低減に努め、安全を最優先した事業形態を整備します。また、講演会、コンサート等の事業を実施する際には、会場となる講堂等における定員数を制限するとともに、換気を充実させ発表と鑑賞の両立を図っていきます。
- 新型コロナウイルスが蔓延する現況下での海外展事業は、借用先本国との連携を密にし、事業実施にともなう安全性の確保と、借用作品の保全と確実な返却プランを作成し、これを着実に履行します。
- 新型コロナウイルスの影響によって、海外からの作品借用による展覧会事業は、非常に高いリスクを負うことから、国内の美術館相互のネットワーク、また当館学芸員が長年にわたって構築してきた人的ネットワークを活かし、美術館相互の交換展の開催、各館の所蔵作品を活用した巡回展の企画・立案等、事業におけるリスクを回避しつつ、企画性とクオリティの高い展覧会事業を実施します。
- 普及事業については、対面での事業が困難であることから、自宅や小グループで楽しめるデジタル・コンテンツを制作し、鑑賞して楽しむもの、実際に創作を楽しむもの、文化に対する関心や好奇心を高めてもらえるプログラムを提供します。
- コンサート事業については、コンサートでのプログラムの一部を、オンラインで配信するとともに、演奏者による作品解説や演奏者としてのコメント等を、館のホームページを通じて配信します。
- アフターコロナに向けては、海外展事業等も視野に入れ、具体的な事業をシミュレーションし、海外の美術館、また新聞社、放送局等とのメディアとの関係を継続し、具体的な事業の企画・立案を行います。
- 当館の普及事業では、400人を超えるボランティアの支援が大きな推進力となっています。新型コロナウイルスの蔓延期においても、オンラインでのボランティア研修会を定期的で開催し、ボランティアの美術館離れを最小限にとどめ、アフターコロナに向けての準備を継続します。

■小中学校を対象とした「美術鑑賞教室」では、教育委員会、参加各校と綿密に計画を検討し、安全性を第一に、児童、生徒、そして保護者が安心して参加出来る環境を整備します。このことは、アフターコロナという状況下でも同じであり、感染の再拡大につながらないよう、全館的に取組みを強化します。

■アフターコロナの中に潜むリスクを、多面的に想定し、安全対策に必要な組織上の準備、実際に要するアルコール洗浄剤やマスク等の物品を備蓄し、事業再開後も、安全に展覧会事業や普及事業が実施出来るよう、公立美術館としての態勢を強化します。

⑥事業計画

事業計画の策定、また企画・立案、実施にあたっては、世田谷区文化及び芸術の振興に関する条例、第3期文化・芸術振興計画の実現のため、さらに、美術館としての社会的使命を果たすことを常に心がけます。美術館は博物館法において社会教育施設として位置づけられており、ここに定義づけられた基本的な社会的機能、社会的貢献を重視し、区民の文化的な生活、区民の発表の支援、そして豊かな文化的体験を実現出来るよう創意工夫を重ねます。

施策目標1 発信する

- (1)世田谷の文化・芸術情報の収集・発信
- (2)世田谷の文化・芸術の魅力を高め・広める取組み

事業体系	内容
公1-6 文化芸術の活性化を図るための情報提供	<ul style="list-style-type: none"> ・ホームページの継続的な改善(通年) ・ホームページのTwitter、Facebook、Instagramとの連動(通年) ・セタビブログによる情報提供・発信(セタビチャンネル、セタビPodcasting、セタビチャンネル Jr. 等)(通年) ・世代を選ばない、分かりやすいポスター、チラシ等の紙媒体の発行

施策目標2 親しむ

- (1)文化・芸術を身近に鑑賞・体験出来る機会の充実
- (2)誰もが文化・芸術にふれることの出来る取組み

事業体系	内容
公1-1 文化芸術の振興に資する展覧会、公演等の企画・実施及び調査研究	<ul style="list-style-type: none"> ・国際展を含む美術、デザイン、建築等に関する企画展(5事業/年) ・所蔵品を活用した収藏品展(本館:ミュージアム コレクション)(3事業/年) ・所蔵品を活用した収藏品展(3分館)(各館2事業/年) ・収藏品や世田谷区の文化状況に関する調査研究、作品収集にまつわる事前調査 ・企画展事業実施に向けての調査研究、事前の作品調査や他機関との折衝 ・調査研究の成果を『世田谷美術館紀要』にまとめ、年度の記録を『年報』に集約 ・作品・資料の収集と、その保管整理(通年)

<p>公1-3 文化芸術の啓発、 体験、支援などの 普及活動</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・区内及び川場村の小中学生を対象とした鑑賞教室(約8,000人/年) ・東京学芸大学と連携したインターン実習(約20人/年) ・博物館学芸員資格課程・実習生の受入れ(約20人/通年) ・実技・講義を組み合わせた成人向け「世田谷美術館美術大学」(約60人/通年) ・鑑賞ボランティアの育成と協働(延約3,000人/年) ※登録者数:約500人 ・講座、ワークショップ(約800人/年) ・出張授業(アウトリーチ)の実施(約20校/年) ・講座、ワークショップに関連するオンライン配信(約40コンテンツ/年) ・国内外のアーティストを紹介するプロムナード・コンサート(4~5事業/約400人/年) ・ダンス等の国内外のパフォーマンス事業(3~4事業/約400人/年) ・分館講座室活動、ギャラリートーク等の普及事業(約300人/年) ・国際的な視点にたったの視覚障がい者のための美術鑑賞の研究「ミュージアムセッション」(1事業/年) ・聴覚障がい者のための講演会等での手話通訳(通年)
--	--

施策目標3 支える

- (1) 区民の文化・芸術活動の支援
- (2) 世田谷の文化・芸術を支える人材の支援

事業体系	内容
<p>公1-4 文化芸術活動の発表の機会の提供</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・区民展の開催(1事業/年間) ・区民ギャラリーの貸出・運営(2室/通年) ・講堂の貸出・運営(1室/140席/通年) ・世田谷区芸術アワード“飛翔”美術部門のこれまでの成果を踏まえ、区と連携した若手アーティスト育成の取組み ・美術鑑賞ボランティアの育成と協働(延約3,000人/年) ※登録者数:約500人 [再掲]

施策目標4 育む

- (1) 子どもの創造性を育む取組みの推進

事業体系	内容
<p>公1-3 文化芸術の啓発、体験、支援などの普及活動</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・区内及び川場村の小中学生を対象とした鑑賞教室(約8,000人/年) [再掲] ・東京学芸大学と連携したインターン実習(約20人/年) [再掲] ・博物館学芸員資格課程・実習生の受入れ(約20人/通年) [再掲] ・鑑賞ボランティアの育成と協働(延約3,000人/年) ※登録者数:約500人 [再掲] ・講座、ワークショップ(約800人/年) [再掲]

	<ul style="list-style-type: none"> ・出張授業(アウトリーチ)の実施(約 20 校/年) [再掲] ・講座、ワークショップに関連するオンライン配信(約 40 コンテンツ/年) [再掲] ・分館講座室活動、ギャラリートーク等の普及事業(約 300 人/年) [再掲]
--	--

施策目標5 活かし・つなぐ

(1) 文化資源の保存・継承・活用

事業体系	内容
公1-1 文化芸術の振興に資する展覧会、公演等の企画・実施及び調査研究	<ul style="list-style-type: none"> ・所蔵品を活用した収藏品展(本館:ミュージアム コレクション)(3 事業/年) [再掲] ・所蔵品を活用した収藏品展(3 分館)(各館 2 事業/年) [再掲] ・収藏品や世田谷区の文化状況に関する調査研究、作品収集にまつわる事前調査 [再掲] ・調査研究の成果を『世田谷美術館紀要』にまとめ、年度の記録を『年報』に集約 [再掲] ・作品・資料の収集と、その保管整理(通年) [再掲]

(2) 文化・芸術の力を活かしたまちの魅力づくり

事業体系	内容
公1-1 文化芸術の振興に資する展覧会、公演等の企画・実施及び調査研究	<ul style="list-style-type: none"> ・国際展をふくむ美術、デザイン、建築等に関する企画展(5 事業/年) [再掲] ・所蔵品を活用した収藏品展(本館:ミュージアム コレクション)(3 事業/年) [再掲] ・所蔵品を活用した収藏品展(3 分館)(各館 2 事業/年) [再掲]
公1-3 文化芸術の啓発、体験、支援などの普及活動	<ul style="list-style-type: none"> ・講座、ワークショップ(約 800 人/年) [再掲] ・出張授業(アウトリーチ)の実施(約 20 校/年) [再掲] ・講座、ワークショップに関連するオンライン配信(約 40 コンテンツ/年) [再掲] ・国内外のアーティストを紹介するプロムナード・コンサート(4~5 事業/約 400 人/年) [再掲] ・ダンス等の国内外パフォーマンス事業(3~4 事業/約 400 人/年) [再掲] ・分館講座室活動、ギャラリートーク等の普及事業(約 300 人/年) [再掲] ・国際的な視点にたったの視覚障がいのための美術鑑賞の研究「ミュージアムセッション」(1 事業/年) [再掲] ・聴覚障がい者のための講演会等での手話通訳(通年) [再掲]

公1-5 地域交流のための 文化芸術事業	<ul style="list-style-type: none"> ・鑑賞教室、100円ワークショップ等の運営に携わるボランティアとの交流(通年) ・友の会、美術館ボランティアと協働するさくら祭(5,000人/1事業/年) ・用賀サマーフェスティバル、緑化まつりへの参加 ・昭和女子大学、成城学園等の区内大学との文化芸術事業のコラボレーション ・玉川高島屋、成城コルティ等の商業施設とのコラボレーション ・ボランティア活動 川場村を含む区内小学校との交流
----------------------------	--

(3) 多文化共生と国際交流の推進

事業体系	内容
公1-1 文化芸術の振興に 資する展覧会、公 演等の企画・実施 及び調査研究	<ul style="list-style-type: none"> ・国際展をふくむ美術、デザイン、建築等に関する企画展(5事業/年) [再掲] ・所蔵品を活用した収蔵品展(本館:ミュージアム コレクション)(3事業/年) [再掲]
公1-3 文化芸術の啓発、 体験、支援などの 普及活動	<ul style="list-style-type: none"> ・国内外のアーティストを紹介するプロムナード・コンサート(4~5事業/約400人/年) [再掲] ・ダンス等の国内外パフォーマンス事業(3~4事業/約400人/年) [再掲] ・分館講座室活動、ギャラリートーク等の普及事業(約300人/年) [再掲] ・国際的な視点にたったの視覚障がい者のための美術鑑賞の研究「ミュージアム セッション」(1事業/年) [再掲]
公1-7 国際交流のための 文化芸術事業	<ul style="list-style-type: none"> ・企画展事業としての国際展の開催 ・海外の美術館等の諸機関との連携事業

その他 収益事業等

事業体系	内容
収1 物品販売事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ミュージアムショップの運営 ・カフェ、レストランの運営

3 第4期指定管理における事業実績(平成29(2017)年度～令和2(2020)年度)

平成29(2017)年度からの5カ年を期間とする第4期指定管理者として、美術館は世田谷区第3期文化・芸術振興計画実現のために、社会教育施設として、また博物館法に定められた事業に取り組みました。各年度に共通した、主な取り組みと実績の要点は次の通りです。

- ・施設の維持管理、館の運営については、常に安全な施設であるために、日常的な小破修繕、区と協働した大規模修繕や改修を実施し、利用者の利便性の向上と施設の整備を行いました。
- ・調査研究を日常的に積み重ね、区民の財産となる優れた美術作品や関係諸資料の収集に結びつけてきました。同時に収蔵品の修復等、様々なメンテナンスを実施しました。
- ・収蔵品の活用としては、本館では基本的に年間3本、分館では各2本の収蔵品展を開催するほか、全国各地の美術館への作品貸出等も行い、コレクションの活用に努めました。
- ・企画展事業では、基本的に年間5本の国内外の優れた美術作品、デザイン、建築等をテーマとした展覧会を開催しました。
- ・普及事業では、小中学生を主な対象とした「美術鑑賞」を通年体制で実施するとともに、成人、また障がいのある方にも美術館を楽しんでいただける取り組みを行い、地元の大学、大型商業施設との連携を図ってきました。
- ・広報活動では、スマートフォンの普及に対応し、ホームページの大幅な改修を進め、Twitter、Facebook、Instagram、YouTubeとも連動させた取り組みを進めてきました。
- ・新型コロナウイルスへの対応については、全館をあげて取り組み、様々な業務委託する専門事業者とも連携し、安全な館内環境を整備してきました。

■第4期指定管理期間における評価

■「施設の維持管理、館の運営」

施設の維持管理のうち大きな事業としては、平成29(2017)年7月3日～翌年1月12日の期間、本館を全面休館し、館内の照明器具のLED化に取り組みました。LED化にあたっては、区の所管部と密に連携し、世界各国、また国内の美術館や博物館の実績等を調査するとともに、館内において、様々なメーカーの器具の検証を重ねました。こうした、綿密な事前準備の成果として、ご来場者と美術作品に最適な環境の整備、そして作業効率の向上を実現しました。

■「調査研究と収集事業、そしてメンテナンスと作品の活用」

世田谷区の文化的資源、また素朴派や現代美術に関する調査研究といった日常業務の蓄積によって、各年度において、区民の財産である貴重な美術作品等の収集を行ってきました。各年度の収集点数、総評価額は次の通りです。平成29年度：116点(65,280,000円)、平成30年度：238点(218,125,000円)、令和元年度：461点(258,467,000円)、令和2年度：803点(451,794,960円)です。いずれも、寄贈によるものであり、現時点においては、令和3年度の収集事業を進めています。現在、美術館では、約17,000点の作品を収蔵しており、これらに日常的なメンテナンスを行い、そして本館、分館の収蔵品展で大いに活用し、日常的な調査研究と収取事業を結びつけることが出来ました。

■「企画展事業」

美術館では、内外の優れた美術、デザイン、建築、写真等、幅広いテーマを設け、年間5本の企画展事業を基本として実施しております。主要なものとして平成29年度には「エリック・カール展」、「ボストン美術館 パリジェンヌ展」。平成30年度：「人間・高山辰雄展」、「ブルーノ・ムナリー展」。令和元年度：「高橋秀+藤田桜 素敵なふたり展」、「チェコ・デザイン100年の旅展」を開催しました。令和2年度は新型コロナウイルスの影響により年度当初より臨時休館となりましたが、再開後には「作品のない展示室」を企画し望外の評価をいただきました。また令和3年度にまたがるかたちで「アイノとアルヴァ 二人のアアルト展」を開催するほか、秋には「グランマ・モーゼス展」を予定しております。企画展事業を通じて、国内各館との交流や連携はもとより、国際的な美術館相互の協力関係を深めることが出来ました。

■「普及事業と広報活動、そして新型コロナウイルスによる事業転換」

普及事業は、美術館の重要事業であり、地域の小中学校、また大学との連携事業を進めています。また、成人を対象とした各種の講座、友の会との連携事業、障がいのある方たちの美術鑑賞等にも取り組むとともに、定期的に開催して来た若手演奏家の発表の場である「プロムナード・コンサート」も、令和3年度で通算268回を迎えます。

広報事業は、デジタル時代の即時性を意識し、Twitter、Facebook、InstagramなどのSNSを活用し、ホームページを大幅に改善し、実際の集客に結びつける成果を出すことが出来ました。

そして新型コロナウイルスの影響によって、対面式のワークショップ等が実施出来ない状況下で、美術館では「セタビチャンネル」他、多数のデジタル・コンテンツを発信し、家庭でも楽しめる創作を支援するプログラムをオンラインで配信し、ご好評をいただいています。

今後も、新型コロナウイルス対策を充分に行い、職員が来館者のために出来ることを常に考え、安全で開かれた美術館を目指します。

■事業実績

平成 29(2017)年度

- (企画展)「エリック・カール展 The Art of Eric Carl」
- 改修工事 (共有空間等の空調、躯体の補修、展示室を中心にした LED 化
期間：2017 年 7 月 3 日～2018 年 1 月 12 日)
- (企画展)「ボストン美術館 パリジェンヌ展 時代を映す女性たち」
- 《ミュージアム コレクション》「それぞれのふたり 淀井彩子と淀井敏夫」ほか分館を含むコレクション展
- 《第 24 回世田谷区民写真展》
- 《第 5 回世田谷区芸術アワード “飛翔” 受賞発表展 青木亨平展／古田和子展》ほか



①[エリック・カール展]

乳幼児と一緒に作品を楽しむ来場者



②「ボストン美術館 パリジェンヌ展」

マネの名作が修復後初公開 撮影：松本和幸



③美術鑑賞教室

鑑賞後、児童に挨拶するボランティア

■来場者・事業参加者の声

平成 29 年度「エリック・カール展」

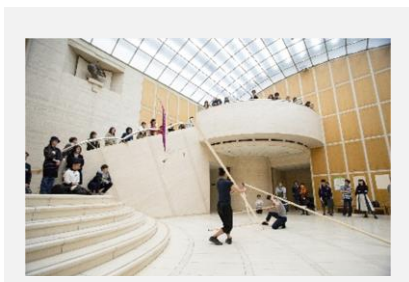
- ・原画だと筆づかいやコラージュの切貼部分など、より細かい部分が見られて良かったです。また、ストーリーを描くに至ったカールさんの背景なども知ることが出来、これからはもっと面白く絵本が読めそうで嬉しいです。
- ・保育士をしているので、エリック・カールの作品は子どもたちも大好きですし、私自身も好きなので、とても満足できました。彼の作品は絵だけでも心があたたまります。

平成 29 年度「ボストン美術館 パリジェンヌ展」

- ・パリ (フランス) でも女性は家庭に入り子育てをする道が一番とされていた時代があり社会に進出して行く過程があったことを知ることが出来た。
- ・世田谷美術館の様式 (雰囲気) に合ったテーマだった。パリの社会・歴史について詳しく解説されていて分かりやすかった。

平成 30(2018)年度

- (企画展)「人間・高山辰雄展—森羅万象への道」
- (企画展)「没後 40 年 濱田庄司展 大阪市立東洋陶磁美術館 堀尾幹雄コレクションを中心に」
- (企画展)「民家の画家 向井潤吉 人物交流記」
- (企画展)「ブルーノ・ムナーリ—役に立たない機械をつくった男」
- (企画展)「田沼武能写真展 東京わが残像 1948—1964」
- 《ミュージアム コレクション》「アフリカ現代美術コレクションのすべて」ほか分館を含むコレクション展
- 《第 39 回世田谷区民絵画展》
- 《トランス／エントランス Vol.16》「朗読劇 銀河鉄道の夜」ほか
- 《ナイトツアー2018》、《美術館サマースクール 2018》等 ほか



①「ブルーノ・ムナーリ展」
関連企画・記念パフォーマンス
／撮影：堀哲平

②「田沼武能写真展」
戦後の東京の風景のほか、世田
谷ゆかりの文化人の肖像写真も
展示／撮影：上野則宏

③「アフリカ現代美術コレク
ションのすべて」
1995 年に美術館で開催した企画
展を機に収蔵した作品を中心に
展示／撮影：松本和幸

■来場者・事業参加者の声

平成 30 年度「ブルーノ・ムナーリ」展

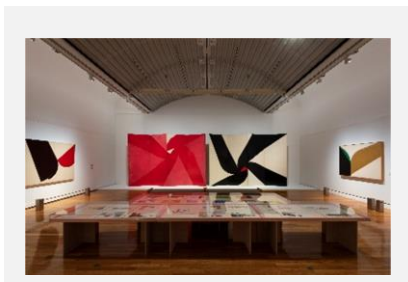
- ・子どもと一緒に来館たのしめました！子どもはすぐに絵をかきたいと言ったのでこのあと絵をかきつもりです。
- ・世田谷美は空間の使い方がきれいで大がかりな作品を見る時楽しいです。

平成 30 年度「田沼武能写真展」

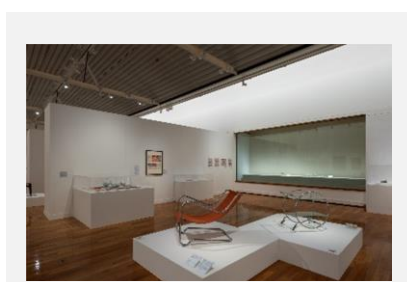
- ・今とは違う（人間）を強く感じ、命有る事、時代を生きている意味を強く意識しました。
- ・お人柄の伝わってくるような、また当時の雰囲気をもつくりとじこめたような写真の数々見事と思えました。がらっと変って端正な作家や有名人の写真もまた見事でした。今回の展示で田沼氏を知ることができ嬉しかったです。

令和元(2019)年度

- (企画展)「ある編集者のユートピア 小野二郎：ウィリアム・モリス、晶文社、高山建築学校」
- (企画展)「高橋 秀+藤田 桜—素敵なふたり」
- (企画展)「チェコ・デザイン 100年の旅」
- (企画展)「奈良原一高のスペイン—約束の旅」
- (企画展)「村井正誠 あそびのアトリエ」
- 《ミュージアム コレクション》「森芳雄と仲間たち」ほか分館を含むコレクション展
- 《第25回世田谷区民写真展》
- 「世田谷美術館美術大学講師作品展 群馬直美『神の仕業—下仁田ネギの一生』」
- 《音楽×ダンス》<ナイトシェード>「かごの中の鳥」
- 《トーク》「如月小春を読みなおす「続・八月のこどもたち」から」&如月小春と世田谷美術館のワークショップ記録展示 ほか



① 「高橋 秀+藤田 桜 素敵なふたり」展／高橋秀の大型作品と藤田桜の布貼りの絵が並び夫婦ならではの組み合わせの展示／撮影：上野則宏



② 「チェコ・デザイン 100年の旅」展／約100年にわたるチェコ・デザインを日本で初めて総合的に紹介。撮影：上野則宏



③ 美術の総合プログラム「美術大学」31期生／毎年60人が受講し、履修者の多くがボランティアとして活躍している。

■ 来場者・事業参加者の声

令和元年度 「高橋 秀+藤田 桜素敵なふたり」展

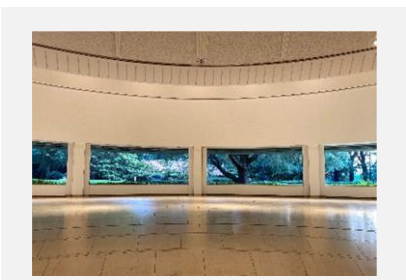
- ・ご夫妻の今までの生き方が想像できるような展示会でした。夫婦で作品のサイズ感としては対照的なのに、どこか通じるところのある作品を同時にみることができ面白かった。
- ・本当に素晴らしく、あらためて生きる力や幸せをいただいた展覧会でした。ありがとうございました。

令和元年度 「チェコ・デザイン 100年の旅」展

- ・年代別の流れがよく分かった。デザインに関係のない人間でもとても楽しく満足出来た。
- ・食器、イス、家電などが見れて楽しく興味深かった。時代とともにデザインが変わって、当時の流行をみれて良かったです。食器も単品1コでなく、セットでみるとよりキレイにみえて、本当に良かったです。

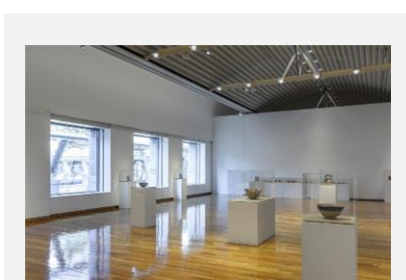
令和2(2020)年度

- 「作品のない展示室」
- (企画展)《世田谷美術館コレクション選》「器と絵筆—魯山人、ルソー、ポーシャンほか」
- 《ミュージアム コレクション》「美術家たちの沿線物語 田園都市線・世田谷線篇」ほか分館を含むコレクション展
- (企画展)「アイノとアルヴァ 二人のアアルト フィンランド—建築・デザインの神話」
- 《第6回世田谷区芸術アワード“飛翔”受賞発表展 久保ガエタン展—天の虫—/堀江栞展》
- 「作品のない展示室」クロージング・プロジェクト「明日の美術館をひらくために」 ほか



① 「作品のない展示室」

コロナ禍での工夫した取組みとして SNS 等で話題となり、TV 等でも紹介された。



② 「器と絵筆—魯山人、ルソー、ポーシャンほか」展

美術館の代表的な2大コレクションを、コロナ禍の密を避けたゆったりとした展示で紹介。

撮影：上野則宏



③ 「アイノとアルヴァ 二人のアアルト」展

内井建築と親和性もあるアアルトの建築デザインを、これまでにないアイノの存在にも着目し紹介。

■来場者・事業参加者の声

令和2年度「作品のない展示室」

- ・初めて来ました。2月に世田谷に越してきてそのうちいつてみたいな、くらいに思っていたのですが最初に訪れたのが作品のまったくない姿とは思ってもみませんでした。きっとここに訪れる人の多くは、作品のあるこの空間を知っていて、そのギャップを見つけるのかなと思います私にとってはただただ、建築の美しさ、空間との関係の心地良さを、(それこそ美術品を見るように)浴びることができました。
- ・この情勢下でこのテーマで展覧会を催してくれるのは、さすが世田谷美術館と思いました。かえってモダン。時代を反映した”展示”です。

令和2年度「器と絵筆」展

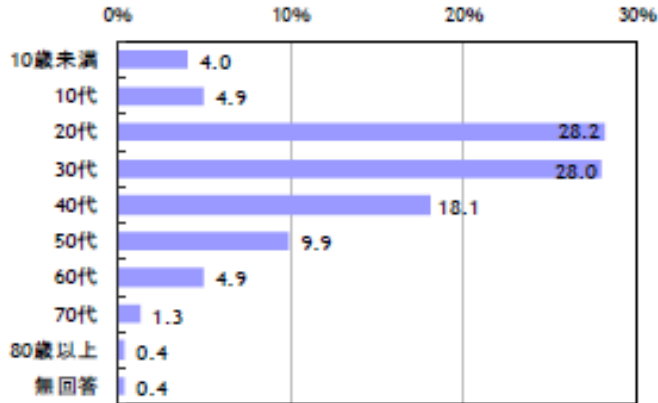
- ・魯山人と塩田夫妻のかかわりを知れて作品が味わい深くみれた 素朴な画家の日常を切りとる作品がとてもよかった 久永張さんに心ひかれた。
- ・コロナ禍中とてもゆっくり出来ました。シベリアの事を知りコロナをのりきる力が出ました。

■来場者の属性

平成 29 年度「エリック・カール展」(調査日 2017 年 6 月 17 日)

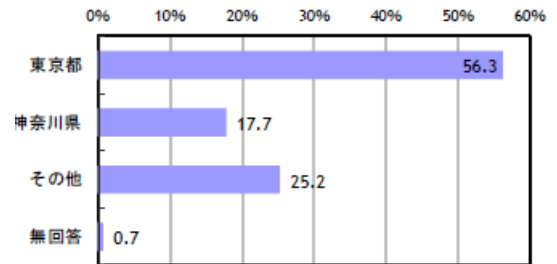
年齢

全体【n=547】

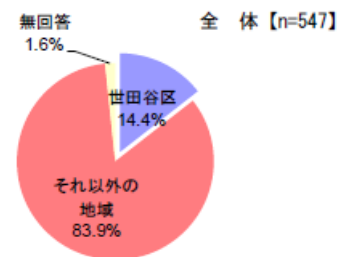


居住地域

全体【n=547】



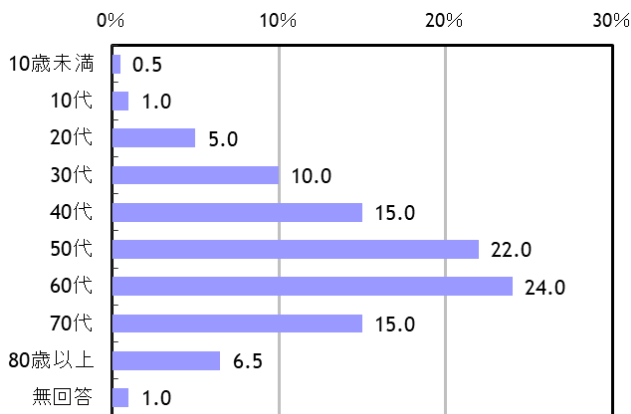
居住地域分布 (世田谷区: それ以外地域)



平成 30 年度「田沼武能写真展」(調査日 2019 年 4 月 6 日)

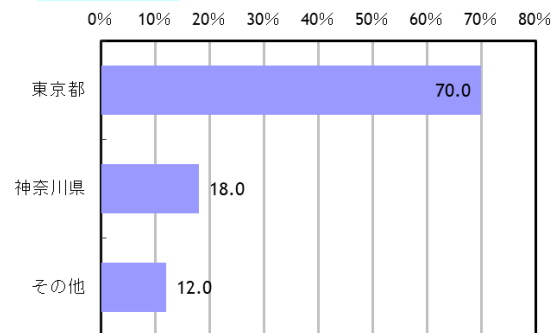
年齢

全体【n=200】

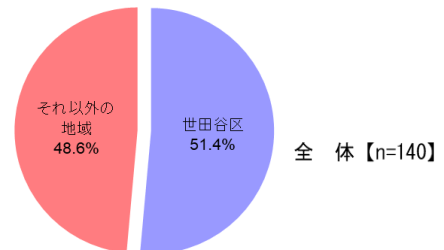


居住地域

全体【n=200】



居住地域分布 (世田谷区: それ以外地域)



■事業参加者・施設入場者の推移

(単位: 人)

平成 29(2017)年度	平成 30(2018)年度	令和元(2019)年度	令和 2(2020)年度
373, 408	302, 460	259, 088	151, 349

第5章 世田谷文学館



世田谷文学館は平成7（1995）年の開館以来、文学を軸に、マンガ、映画、美術、デザイン、音楽など隣接する諸分野も視野に入れて横断的に特色ある企画展示を開催してきました。また、10万点に及ぶ収蔵品をさまざまな角度からご紹介するコレクション展、「いつでも、どこでも、だれでも参加できる文学館」をコンセプトに館の内外での出張展示やワークショップなどの教育普及活動を行う「どこでも文学館」、本と雑貨の蚤の市「セタブンマーケット」など地域と連携しながら事業を展開しています。ライブラリー“ほんとう”、講義室、ミュージアムショップ含め、利用者にとって安心安全で快適な施設運営に取り組んでいます。

1 施設管理に関する提案

(1)施設概要（指定管理の範囲）

世田谷文学館	
所在地	世田谷区南烏山 1-10-10
延床面積	4,594 m ² (敷地面積：2,387 m ² ／建築面積：1,527 m ²)
開館時間	10時00分～18時00分
休館日	月曜日(祝休日の場合はその翌日) 年末年始(12月29日～1月3日) 館内整理期間
各階概要	1階 受付・ミュージアムショップ* コレクション展展示室、 ライブラリー“ほんとう”、授乳室 文学サロン 喫茶室*※社会福祉協議会が管理運営
	2階 企画展展示室・講義室 収蔵庫
	3階 収蔵庫 事務室*・役員室*・会議室*
	地階 駐車場(障がい者用駐車場含む)、 機械室、倉庫
根拠規程	世田谷区立世田谷文学館条例 世田谷区立世田谷文学館条例施行規則
その他	「土地使用に関する協定書」に基づく、近隣土地所有者や施設管理者、区、財団の良好な関係による施設の管理運営 各階に男女トイレ、1階にバリアフリートイレあり 音声誘導装置(入口)

各階概要の*：行政財産使用許可

*以外：指定管理対象施設

(2) 施設の管理運営方針

コロナ禍など社会経済状況の変化や多様な区民・利用者のニーズを的確に把握し、公共施設としての役割を推進するとともに質の高い施設管理運営を展開していきます。

指定管理者として、次の運営方針や保守管理の考え方を掲げ、開館以来 25 年余にわたり蓄積してきた施設管理のノウハウに基づき、より信頼感、安心感を高めるよう施設運営に取り組みます。

《運営方針》

- ・ 乳幼児、高齢者、障がい者まで幅広い利用者が安心して利用できる利用者サービスの向上をめざします。
- ・ 危機管理マニュアルや文学館消防計画などに基づく安全管理を徹底します。
- ・ リサイクル、省エネルギー、温室効果ガス低減などの環境対策に取り組みます。
- ・ 事業展開を支え、基本となる契約事務等の経理事務等を的確に実施します。 など

①施設の適切な維持管理

- 維持保全業務標準仕様書等に従い、いつでも利用者に安全・安心・快適に利用いただけるよう、日常及び定期保守管理業務、清掃業務、保安管理業務等、施設の管理運営を行います。
- 日常点検や施設内の巡回を確実にを行い、施設内外の破損などの異常をいち早く発見できるようにします。
- 設備等に不具合や問題が発生した場合、速やかに区に報告し相談のうえ対応します。
- 効率的運営の観点から、可能な業務は十分な検討を経て、外部の事業者へ委託します。
- 外部委託にあたっては、業務内容を適切に履行できる経験と信頼性のある事業者を選定するとともに、業務仕様書を明確に定め、それに適合するよう委託事業者を指導・管理し、責任を持って施設の運営を行います。

<外部委託事業>

委託事業
建築・機械・電気・空調・給排水衛生設備等の日常管理、定期保守、維持修繕
清掃業務
保安管理業務
情報機器、ネットワークの保守管理
その他(特殊建築物定期点検業務、建築設備定期検査を委託)

<持続可能な環境づくりに向けた取組み>

世田谷区環境基本条例、世田谷区気候非常事態宣言等の趣旨に基づき、持続可能な環境づくりに配慮した施設運営を行います。

- 世田谷区の環境マネジメントシステム「ECO ステップせたがや」の取組みに倣い、物品等の購入にあたっては、環境負荷の小さい製品を選び、適正量の購入に努めるなど、グリーン購入の推進を図ります。
- 照明や OA 機器等は、必要最小限度の使用を徹底し節電に努めるとともに、クールビズに取り組み、施設の省エネルギー対策を図ります。

- 分別ごとの資源・ごみ回収容器を使用し、ごみの削減やリサイクルの徹底を図ります。
- 「世田谷区環境方針」や環境配慮の取組みについて、職員及び利用者へ周知し、環境意識の維持と向上に努めます。

②利用者サービスの向上

<利用の予約、受付等に関する方針>

- 玄関に受付窓口を設置し、開館時間中は常時職員を配置して、観覧券の販売をはじめ、利用の受付や問合せに対応します。
- 施設の概要を4か国語で説明した施設案内リーフレットの配布や、展示ごとに内容を説明したチラシを作成します。
- 講義室の利用者で、マイクやプロジェクターの使用などの設備に不慣れな利用者には、職員が会場で説明します。
- 授乳室のあるライブラリー“ほんとう”に、スタッフを配置し、細やかに対応します。
- 講義室は、団体登録のうえ、電話により予約を受付けます。来館時に申請書の提出を受け、許可書を発行します。

<利用者ニーズの把握と運営への反映>

地域に開かれた施設運営を図るため、利用者ニーズを把握し、反映できるものは積極的に取り入れ、利用者の満足度を高めます。

- 施設利用者を対象としたアンケート(職員の対応や清掃状況など)を実施し、ニーズの把握に努めます。また、施設利用者からの要望等は、詳細を把握し検証したうえで、運営に反映できるよう努めます。
- 受付スタッフ等が、来館者の生の声や直接伺った感想などをまとめ、展覧会や事業、接遇の向上に活用していきます。

<苦情への対応>

利用者からのご意見(苦情等)は真摯に受け止め、可能な限り迅速に対応します。

- ご意見(苦情等)については、ミーティング等で内容・対応方法・結果を従事職員に周知し、情報の共有を図ります。内容によっては財団事務局、区とも共有し、対応を協議・調整します。
- 職員研修を定期的実施し、接遇能力等の向上に努め、また、施設利用時の注意点等を丁寧に分かりやすく説明できるよう指導します。

<公平・公正な施設利用>

公の施設として利用者に対して公平・公正な利用機会を確保し、安定した施設運営及び利用者サービスの向上を図ります。

- 利用者に対して公平・公正な利用機会を確保するため、施設の利用案内を作成し、利用ルールなどを利用者に分かりやすく案内します。
- 従事職員全員が一定のサービスを提供できるよう業務マニュアル等を整備するとともに、計画的に研修を実施します。
- 講義室の利用については、先着順であることを明記し、予約の受付を行います。

<ユニバーサルデザインの取組み(合理的配慮要望の対応)>

- ・障害者差別解消法、世田谷区ユニバーサルデザイン推進条例、世田谷区多様性を認め合い男女共同参画と多文化共生を推進する条例等の趣旨に基づき、乳幼児、高齢者、外国人等を含め、障がいの有無にかかわらず、誰にでも開かれた利用しやすい施設運営を目指します。
- ・1階にあるライブラリー“ほんとう”には、授乳室を備えたベビー&キッズエリアを設置し、親子で楽しめる環境を整え、地域に根差した運営を行います。

取組み内容
<ul style="list-style-type: none">■合理的配慮に関する苦情や要望を受けた場合には、総務部で集約、課題に応じて区担当課(文化・芸術振興課)に報告し、相手方との対応方法を調整します。■障害者差別解消やユニバーサルデザインに関して、施設管理や案内業務の委託事業者、喫茶運営者(社会福祉協議会)による情報交換の機会を設け、役割分担や対応方法を確認します。■ライブラリー“ほんとう”内に授乳室で必要なお湯の準備など、喫茶運営者(社会福祉協議会)と連携します。■成人のおむつ替え場所要望について、施設内に専用の場所がないため、要望があった場合は、案内業務委託事業者と連携し、他の利用を制限したうえで、1階トイレ内に折り畳みベッドを設置します。■認知症の方への対応など、支援が必要な方について館内で情報共有します。■職員を対象に社会福祉協議会による障がい者体験や地区あんしんすこやかセンターの認知症サポーター養成講座、世田谷ボランティア協会による車いす介助講座を実施します。■受付・ライブラリーでの筆談対応、盲導犬・介助犬・聴導犬利用への対応、ベビーカー・車いすの貸出等、合理的配慮に基づく運営を行います。

③観覧料の取扱いについて

文学館条例、施行規則等に基づき、収納金管理責任者を配置して、公正な収納事務を遂行します。

- 文学館の観覧料金は、受付窓口で販売し、チケットの半券をもって領収書に代えます。
- 観覧料は収納日ごとに収納金日計表を作成します。収納金の点検は職員2名以上で行い、最後に収納金管理責任者が行います。
- 収納金は、施設内の入金機に保管し、翌日金融機関の専用口座へ預金します。
- 翌月の月初めに収納金月報を作成し、速やかに区へ報告します。
- その後、区からの送付される納入通知書により、ひと月分の収納金をまとめて納付します。
- 収納金関係書類は、収納事務取扱要領に定める期間、保存します。

(3) 安全管理に関する事項

利用者の安全・安心の確保を最優先とすることを基本とし、日頃から緊急時に備えた訓練などを重ね万全の対応を図ります。また、収蔵品の保護・安全対策についても取り組みます。

- 地震、風水害、火災、不審者来訪、事故等発生時における利用者の安全確保のため、災害対応マニュアル、消防計画等を整備するとともに、1年に2回訓練を行って安全管理を徹底します。
- 優良防火施設対象物、防災管理点検報告特例等(現在認定)を今後も目指します。
- 開館時間外も含め、非常時の連絡体制を明確にし、万全の対応を図ります。
- コロナ禍における臨時休館、再開時と同様に、緊急事態下においては、区と緊密に連携をとって対応します。

(4) 危機管理体制の強化

① 新型コロナウイルス感染症防止対策

新型コロナウイルス感染症の感染拡大が収束しない状況において、利用者と文学館で働くすべての者の安全を確保するため、感染予防・感染拡大防止に向けた最大限の対策を実施します。

- 区と緊密に連携をとり、感染状況に対応した臨時休館／再開、事業の中止／延期／実施(実施形態の変更含む)等に迅速、的確に対応します。
- 感染状況に応じた東京都の措置、世田谷区の方針及びガイドラインに従い、利用定員の制限、利用時間の短縮、飲食を伴う利用の停止等を実施します。
- 施設利用者が安心して利用できるよう、施設側で万全の対策を講ずるとともに、感染防止対策について、ホームページ、館内表示、利用者向けリーフレット等により注意喚起、マスク着用等、感染防止対策への協力を呼びかけます。
- 国・都・区の決定による臨時休館を除いて、これまで施設運営に起因する臨時休館を招くことなく運営を継続してきており(提案書作成日時時点)、今後も緊張感をもって運営にあたります。
- 職員は毎日の検温をはじめ健康状態を把握し、また、事務所は常時換気を行い、机上にパーテーションを設置するなど、感染予防を徹底します。

施設使用	事業実施
<ul style="list-style-type: none"> ■ライブラリーに抗ウイルスコーティング施工をし、遊具など施工箇所以外は消毒作業を徹底します。 ■施設内の換気の励行、二酸化炭素濃度・湿度管理を行い、また、各室の人数制限を行います。 ■受付窓口にアクリル板を設置し、施設内の随所に手指消毒用アルコールを設置します。 ■来館者は全員検温し、万が一に備え連絡先を把握します。 ■状況により日時予約制を導入し、感染症拡大による利用中止の際には、払戻しを実施します。 ■共用のウォータークーラーの使用を中止し、喫茶どんぐりで水を販売します。 ■ドアノブ、エレベーターのボタン等の除菌を徹底します。 	<ul style="list-style-type: none"> ■入室時に参加者の検温、手指消毒を徹底し、受付窓口にアクリル板を設置します。 ■団体が講義室を利用する際は、窓開けなど換気を行います。 ■内容に応じ、オンライン等のツールを活用して事業を実施します。 ■リアルイベントの際は、机上に個別のパーテーションを設置するなどの感染予防を行います。 ■必要な箇所に手指消毒用アルコールを配置します。 ■世田谷区のガイドラインに沿って、入場人数を抑え、講演会等の場合、座席の間隔を広くとる、大声等への注意、随時換気を行う等の対策を実施します。

②その他の緊急対応

- 気候変動に伴う大型台風や豪雨等への対策を強化し、災害発生時には世田谷区をはじめ関係官公署と緊密に連携して対応します。
- 文学館危機管理マニュアル、震災時初動期行動マニュアル、消防計画等を整備しています。
- 東京消防庁の優良防火対象物の認定(平成 27 年 8 月更新)を受けた文学館は、「文学館消防計画」に基づき、全職員が参加する消防訓練を年 2 回実施しています。
- 臨時職員も含めた全職員の上級救命講習会受講、指定職員が応急手当普及員講習を受講しています。AEDの取扱いを含め救命活動の技能を高め、緊急対応に備えていきます。
- 応急手当普及員による職員間の技能向上訓練を行います。
- 館職員、業務委託事業者、喫茶運営者を含め、全館をあげた防災体制を構築します。
- 文学館として施設に係る賠償責任保険等に加入し、万が一に備えた対応を図ります。

(5) 個人情報の保護等に関する事項

- 指定管理者として行う業務遂行にあたって、世田谷区文化施設の管理運営に関する協定及び電算処理の業務委託契約の特記事項を遵守することはもとより、世田谷区個人情報保護条例、財団の個人情報保護規程等に則り、個人情報の適切な管理、保護を徹底していきます。
- 情報機器、ネットワークのセキュリティ対策を十分に行い、機密漏洩、改ざん等を防ぎます。
- 施設利用者や展示作品関係者などの個人情報を適切に保護するため、個人情報取得、利用の制限やデータの安全管理などのルールを定め、全職員に対してもその周知徹底を図ります。
- 文学館ホームページでも、個人情報保護の事項を掲載し、安心して施設をご利用いただけるよう努めます。
- 文生センター・美術館を含め 3 館共通でファイアウォール機能を強化するとともに、情報セキュリティの重要性について研修を行うなど、職員の個人情報保護の意識を高めるような取組みを進めます。

2 事業計画に関する提案

① 事業展開に関する基本方針

i 理念	<p>平成 7(1995)年の開館以来、世田谷文学館基本計画に掲げられた</p> <p>(1)世田谷固有の文学風土を保存・継承し、まちづくりの活性化に寄与することをめざす文学館</p> <p>(2)区民の文化交流の場と機会をつくりだし、あらたな地域文化創造の拠点をめざす文学館</p> <p>を基本理念とし、世田谷ゆかりの文学資料の収集・保存・調査研究、隣接分野にも視野を広げた展示、アウトリーチを含めた教育普及活動などの事業を着実に進めてきました。</p> <p>現在、世界的なパンデミックが格差や分断をはじめとする社会のさまざまな課題をあぶりだしています。</p>
------	--

	<p>文学は、世界と人間を取り巻くあらゆる問題を掬い取りながら、すべての人に生きるに値する人生があること、そして明日への希望をつないでいくことを表現してきました。世田谷文学館はいま一度文学の本質に立ち返り、乳幼児から高齢者まで幅広い世代が共に楽しみ学ぶ中から創造的なアイデアを生み出していけるような空間づくりを行い、多様性を認め合う共助・共生社会の実現に寄与します。</p>
ii 使命	<p>「世田谷区文化・芸術振興計画」に基づき、地域の身近な文化施設として文学を軸に多彩な事業を展開・発信し、区民・利用者と共に感じ、学び、考える場をつくりまします。</p>
iii 事業方針	<p>■開館以来の3つの基本方針に基づき事業を展開します。</p> <p>(1) ジャンルの枠にとらわれない文学館 (2) 幅広い層に親しまれる文学館 (3) 生き生きと活動する文学館</p> <p>■文学及び美術、映像の専門知識と経験を有する学芸員を配置し、世田谷区が所有する収蔵品を系統的に整理するとともに良好な状態で保管管理し、計画的に調査を進めます。繊細な紙資料がコレクションの中核を成すことから、定期的な燻蒸のほか、近年の気候変動に対応した適切な収蔵環境の維持・向上に努め、収蔵庫・展示室の防災マニュアル及び防災用品の整備など、世田谷区と連携し、最新の情報を収集しながら計画・実施していきます。</p> <p>■収蔵品にまつわる作家と作品のエピソードを積極的に紹介＝地域の文化人・文化遺産を顕彰、発信します。【拡充】</p> <p>■オンラインを活用した事業展開＝「もっと、いつでも、どこでも、だれでも参加できる文学館」を実現します。【拡充】</p> <p>■区内大学、学校、団体、在住作家・アーティストとの連携による教育普及プログラムの充実＝子どもたちの創造性を地域の力で育てていきます。【拡充】</p> <p>■ライブラリー“ほんとう”の運営を通し、地域の人びとに向けて本との新たな出会いと多様な楽しみ方を提案します。</p> <p>■より効果的な広報＝発信力の強化を推進していきます。【拡充】</p> <p>■財団他施設、全国の文化施設やメディア・出版社との協力・連携による事業の充実と活性化を図ります。【拡充】</p>
iv 5か年の達成目標	<p>■区民にとってなくてはならない文化施設として存在感を高めます。</p> <p>■5年間の累計利用者目標：90万人（WEB視聴者：3万人）</p>

②新たな取組み

- 教育普及活動「どこでも文学館」サポーターの育成やライブラリー“ほんとう”のプログラムなどを通して利用者に文学館事業への主体的、継続的な参加を促し、「サードプレイス」としての機能を開発します。
- 主要収蔵品のインターネット公開を段階的に拡充することで、コレクションを通して地域の文化人・文化遺産を顕彰し、区内外に広く発信します。
- 世田谷区立図書館との連携プログラムを計画・実施し、それぞれのリソースを活用しながら本との新しい出会いの機会を創出します。
- 台湾の文化と文学を紹介する国際交流イベントを企画します。

③利用者数向上に向けた取組み

- 広報の強化を推進します。「お知らせ」にとどまることなく、利用者の期待と共感、支持を高められるような情報を、ホームページや SNS などを通して発信します。
- 幅広い層の関心を得られる注目度の高い企画展を年間計画の中でバランスよく配置します。

④アウトリーチ事業の拡充

- 「移動文学館」（作家の紹介や文学作品、絵本などをテーマにした展示キットの制作及び区内小中学校・施設への出張展示）プログラムを充実させます。
- 出張展示キットの全国の学校や文化施設への貸出を開始します。

⑤コロナ禍・アフターコロナにおける新たな事業展開

- オンラインを活用したワークショップやトークイベントなどプログラムの開発を行います。来館しにくい環境にある人たちへのアプローチも含めた「もっと、どこでも、いつでも、だれでも参加できる文学館」を実現させます。
- ホームページの読み物(コラム)や配信用動画の拡充とアーカイブ化を計画的に行い、たとえ来館が困難な状況であっても、人びとが文化・芸術に触れられる機会を作っていきます。
- アフターコロナにおいては人と人、人と本のつながりを実感できる対面型イベント、たとえば地域と連携した「セタブンマーケット」などの事業を再開します。
- 感染症予防対策の経験と蓄積に基づく安心で安全な事業の運営を行います。

⑥事業計画

「世田谷区第3期文化・芸術振興計画」に掲げられた5つの施策目標に向けた取組みを推進し、「心潤う、文化・芸術のまち世田谷」の形成を目指します。

従来から注力してきた良質な企画展・コレクション展事業の開催、子どもから大人までを対象にした教育普及活動(施策目標2 親しむ、施策目標3 支える、施策目標4 育む)の充実はもとより、世田谷の文化・芸術の魅力の効果的な発信(施策目標1 発信する)、また世田谷区の貴重な文化資源であるコレクションの保存・継承・活用(施策目標5 活かし・つなぐ)にも積極的に取組み、「まちの魅力づくり」を推進します。

なお、事業の実施にあたっては、アンケートや SNS の分析による利用者ニーズの把握に努めるとともに、評価と見直しを着実にを行い、事務改善や次の事業計画につなげていきます。

施策目標1 発信する

(1)世田谷の文化・芸術情報の収集・発信

(2)世田谷の文化・芸術の魅力を高め・広める取組み

事業体系		内容
公1-6 文化芸術の活性化を図るための情報提供	文学館広報	・利用者の期待と共感、支持を高められるよう内外に文学館の情報を発信していきます。 ・WEBサイトの運営 ・「世田谷文学館ニュース」の発行(2~3回/年) ・SNS(Twitterの充実、Instagram開発)による情報発信

		<ul style="list-style-type: none"> ・各種プレスリリース配信 ・財団内・他団体との連携による広報媒体「せたがや文化・スポーツ情報ガイド」、「世田谷芸術百華」等の印刷媒体を通じた事業告知を行います。 ・施設内における区内外の文化芸術情報の配架及び掲示
--	--	--

施策目標2 親しむ

- (1) 文化・芸術を身近に鑑賞・体験できる機会の充実
- (2) 誰もが文化・芸術にふれることのできる取組み

事業体系		内容
公1-1 文化芸術の振興に資する展覧会、公演等の企画・実施及び調査研究	企画展事業	<ul style="list-style-type: none"> ・区民、利用者の幅広いニーズに応えられるよう5つの視点から選定・立案したテーマの展覧会をバランス良く配置します。(3~4企画/年) (1)世田谷ゆかりの作家・作品をテーマとする企画展 (2)幅広い層から支持を受け、文学への関心を促進できる企画展 (3)文学展の幅を広げる新しい切り口・手法の展覧会 (4)文学と美術、デザイン、映像、音楽、演劇等のジャンルを横断する企画展 (5)子どもや家族で楽しめる企画展 ・館内無料スペースを利用したギャラリー展示を実施するほか、区内在住のわが国を代表する書家の新作展を開催します。(随時)
	収蔵品展 (コレクション展)	<ul style="list-style-type: none"> ・世田谷ゆかりの作家と作品、コレクションの魅力を広く紹介する展覧会を実施します。(2企画/年)
公1-3 文化芸術の啓発、体験、支援などの教育普及活動	講演会等事業	<ul style="list-style-type: none"> ・トークイベント、上映会、コンサート、ワークショップ、館長プロデュースによる講座等を企画展・収蔵品展、ライブラリー事業と連動しながら実施します。(15~20回/年)
	ライブラリーの運営	<ul style="list-style-type: none"> ・ライブラリー“ほんとう”の運営(通年) ・読書会、ブックトーク、ミニ展示など関連プログラムを充実させます。【リニューアル】(通年) ・世田谷区立図書館との連携プログラムを計画・実施します。【新規】 ・閲覧サービス(通年)

施策目標3 支える

(1) 区民の文化・芸術活動の支援

事業体系		内容
公1-3 文化芸術の啓発、 体験、支援などの 教育普及活動	活動支援・共催 事業	<ul style="list-style-type: none"> ・世田谷文学館友の会を支援します。(通年) ・文学活動を中心とする区内外の団体の講座、活動を支援します。(通年)

(2) 世田谷の文化・芸術を支える人材の支援

事業体系		内容
公1-3 文化芸術の啓発、 体験、支援などの 教育普及活動	人材育成プロ グラム	<ul style="list-style-type: none"> ・博物館学芸員実習(1回/年) ・中学、高校からの職場体験、ボランティア体験の受け入れを行います。(随時)
公1-4 文化芸術活動の発 表の機会の提供	区民の表現の場 の提供	<ul style="list-style-type: none"> ・世田谷文学賞の作品募集及び入賞作品の発表を行います。 ・世田谷芸術アワード“飛翔”文学部門のこれまでの成果を踏まえ、区と連携した若手アーティスト育成の取組みを行います。

施策目標4 育む

(1) 子どもの創造性を育む取組みの推進

事業体系		内容
公1-3 文化芸術の啓発、 体験、支援などの 教育普及活動	どこでも文学館	<ul style="list-style-type: none"> ・「もっと、いつでも、どこでも、だれでも利用できる文学館」のコンセプトのもと、出張展示などのアウトリーチ事業、オンラインも活用したワークショップを行います。 ・作家の紹介や文学作品、絵本等をテーマにした出張展示キットを制作します。(1~2本/通年) ・区内小中学校、幼稚園・保育園、図書館、区民センター、群馬県川場村、コミュニティカフェなどへ出張展示「移動文学館」を実施します。(20回/年) ・出張展示キットの全国への貸出を開始します。 【新規】(通年) ・子どもを中心に幅広い世代に向けた各種ワークショップ(対話型、創作型、身体活動型、体験型)を実施します。(15回程度/年) ・乳幼児向けワークショップ・おはなし会を実施します。(2~3回/年) ・どこでも文学館サポーターの育成に取り組みます。 【新規】(通年) ・ワークショッププログラムのオンライン配信とアーカイブ化に取り組みます。【新規】(通年)

施策目標5 活かし・つなぐ

(1) 文化資源の保存・継承・活用

事業体系		内容
公1-1 文化芸術の振興に資する展覧会、公演等の企画・実施及び調査研究	調査・研究	<ul style="list-style-type: none"> ・収蔵品および世田谷ゆかりの作家・作品の調査・研究を行います。(通年) ・展覧会図録、「世田谷文学館ニュース」等の出版物、WEBで調査・研究の成果を公開します。(通年)
	資料収集・管理	<ul style="list-style-type: none"> ・世田谷ゆかりの文学資料等の収集、系統的な調査・整理を実施します。(通年) ・収蔵品の適切な保管管理を行います。(収蔵庫環境を良好に維持、資料の修復、画像記録等)(通年) ・収蔵品の公開活用に積極的に取り組みます。(展覧会への出品、世田谷美術館ほか全国の文学館・博物館施設への貸出、閲覧・画像貸出サービス等)(通年)
	OAシステムの運用	<ul style="list-style-type: none"> ・収蔵品管理システムへのデータ登録および管理を行います。(通年) ・主要収蔵品のインターネット公開を段階的に拡充していきます。【新規】(通年)

(2) 文化・芸術の力を活かしたまちの魅力づくり

事業体系		内容
公1-3 文化芸術の啓発、体験、支援などの教育普及活動	セタブンマーケット	<ul style="list-style-type: none"> ・書物との新たな出会いと多様な楽しみ方を発信する「本と雑貨の蚤の市」を、地元商店街など地域と連携しながら開催します。(1~2回/年)

(3) 多文化共生と国際交流の推進

公1-7 国際交流のための文化芸術事業	国際交流・異文化理解の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・台湾の文化と文学を紹介するイベントを実施します。【新規】(1回/年) ・国立台湾文学館との交流を進めます。
------------------------	---------------	---

その他 収益事業等

事業体系		内容
収1 物品販売事業	物品販売事業	<ul style="list-style-type: none"> ・企画展関連商品、書籍、魅力的な文具・雑貨などを扱うミュージアムショップの運営を行います。

3 第4期指定管理における事業実績(平成29(2017)年度～令和2(2020)年度)

第4期指定管理期間は、平成29(2017)年4月、大規模改修工事による半年間の休館を経てのリオープンから始まりました。改修を機にライブラリーを「新たな本との出会いの場」をコンセプトにリニューアルし、利用者に向けて展示やイベント以外での来場動機を高めたほか、地元商店街とも事業連携するなど地域の文化施設としての機能向上に注力してきました。企画展では、現在最も活躍する絵本作家のひとりをご紹介した「ヒグチユウコ展」(平成30)が開館以来の入場者数を記録し、大きな注目を集めました。令和2年冬以降、1年半にわたって新型コロナウイルスの甚大な影響を受けながらも、施設と事業運営両面からの見直しを図り、文学館の新たな価値とサービスを生み出すべく職員一丸となって努力を続けています。



■第4期指定管理期間における成果(来場者、参加者の声)

人びとに「文学」の本質を伝え、「本」との出会いや楽しみ方を提案するチャンネルとして各種の事業を展開してきました。期間中の代表的な事業について参加者のコメントも交えてご紹介します。

1) 文学者の企画展を開催する意義

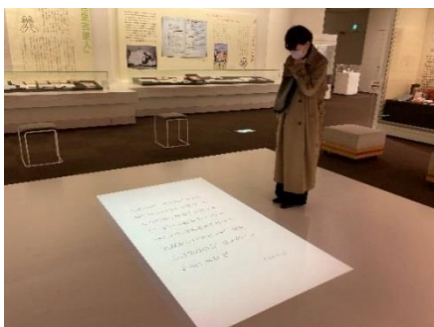
「筒井康隆展」(平成30)は現代文学の最高峰の作家の多彩な活動を余すことなく紹介しつくす初の大型展として企画。全長85mの個人年表を会場一面に張り巡らせるディスプレイを考案するなど新たな文学展の手法に挑みました。

脅威の天才の軌跡を良くぞここまでまとめてくれたものだと感動を持って拝見しました！もう一回来ます
(アンケート40代・男性)



「筒井康隆展」会場風景(平成30)

コロナ禍における「井上ひさし展」(令和2)では、「絶望から希望へ橋渡しをする人」(『組曲虐殺』)のコンセプトのもと、井上作品にみられる「希望の言葉」に来場者が向き合う空間づくりを行いました。



「井上ひさし展」会場風景(令和2)

「最終日飛び込みで一時間ほど。言葉の海。広く深く。改めて、凄いね」(Twitter・男性)

「井上さんの言葉を追っかけていると涙目になって文字が読めなくなる。過去に読んだものとしてしまいこまずに、しょっちゅう引っ張り出して心に言い聞かせなきゃと思う。」(Twitter・女性)

2) サブカルチャーやマンガをテーマとする企画展～「あなたの人生の物語」を紡ぐ空間



「原田治展」会場風景(令和元)

「信藤三雄レトロスペクティブ展」(平成 30)は日本の音楽シーンに革新的なデザインをもたらしたアートディレクター、「原田治展」(令和元)は、爆発的な人気を博した「オサムグッズ」を生んだイラストレーターの仕事に光をあてた展覧会です。

サブカルチャーやマンガの展覧会(「安野モヨコ展」「あしたのジョー展」とともに令和2年度開催)の特徴は、文化史の一側面が来場者の個人史と少なからず交差している点にあります。SNSには撮影フリーとした会場写真とともに来場者の熱いコメントが溢れました。

「とってもかわいいオサムグッズがいっぱいいっぱい。”かわいい”を馬鹿にせず、明るく肯定的にかつ少しセンチメンタルに描いてくれてありがとう治さん！そしてそれを届けてくれたセタブンさんもありがとう」(「原田治展」アンケート 30代・女性)

「私は彼女の作品で大きくなり、今もその一つ一つが自分の細かな部分に生きていると、今日改めて思った」(「安野モヨコ展」Twitter・女性)

「あのシーン、あのキャラクター、死闘の数々の原画を展示！昭和40年代の世相や空気、音、匂い、血の熱さ、強大なエナジーが伝わってくる。震えのくる凄さだった。今月一杯まで開催。必見」(「あしたのジョー展」Twitter・男性)

3) 巡回展の企画～全国への発信

この期間、新聞社や企画会社と共同企画で立ち上げた展覧会4本が全国各地を巡回しました。巡回展は全体経費の規模が大きくなるため、展示演出やカタログ仕様の充実、各種のグッズを扱えるなどのメリットがあり、来場者の満足度も高まります。現役絵本作家の仕事を紹介する「ヒグチユウコ展」(平成30)は約64,000人、上記「原田治展」(令和元)は約36,000人と記録的な入場者数になりました。

「とてもよかったです。我が家にネコがいます。ネコの幸せって何だろう、と考えたら泣けてきました。素晴らしい作品、かわいい作品、大好きでした。」
(「ヒグチユウコ展」アンケート 30代・女性)



「ヒグチユウコ展」会場風景(平成30)

4) コレクションのインターネット検索を開始

収蔵品の公開、活用機会として年2回のコレクション展、他館展示会への貸出、「文学館ニュース」などでの資料紹介を行ってきましたが、令和2年にはコレクションの中から一部資料のWEBサイトでの検索サービスを開始しました(「森鷗外家族資料」)。今後も計画的に公開していきます。

5) どこでも文学館～「いつでも、どこでも、だれでも」参加できる文学館

教育事業の柱となる事業で、文化庁の補助金も活用し事業を展開しています。

「移動文学館」(出張展示)は、写真パネル展や作家の紹介パネルを区内の学校、図書館、区民センター、コミュニティカフェなどで展示するアウトリーチ事業です。令和元年度からは教育委員会の委託事業として幼稚園や保育園で展示も開始し、幼児の読書体験を促進しています。

移動文学館:

大竹英洋写真展「ノースウッズ 生命を与える大地」への小学生の感想(「好きな写真」の設問への回答)

「焼け野から芽を出すジャックパイン:命がたんじょうし、生きようとかがやいているようにみえるから好きです。」

(4年生)

「森を歩くムース:ムースはのっしりのっしり歩いているところがマイペースでいいなと思いました。」(4年生)



左:大竹英洋写真展より

「焼け野から芽を出すジャックパイン」(令和2)

右:出張展示「SF入門 VOL.1 星新一」(令和2)



「ことばとからだ オンラインワークショップ ～ダンスでつながろう」(令和2)

ワークショップはショートショート小説の創作、声優体験、映像制作、哲学カフェ、身近な風景の撮影など各界から講師を迎えて多彩に展開、一部は区内大学のダンス研究部とも連携して実施しました。コロナ禍で取り入れたオンラインワークショップでは、より幅広い地域や世代、さまざまな事情で出掛けにくい立場の人びとなども参加できるようになるなどの効果も見られました。

6) ライブラリー “ほんとう”

「本との新たな出会いの場」をコンセプトに“ほんとう”と命名、平成29年4月末にリニューアルオープンしました。群馬県川場村の材木を使ったあたたかみのある什器、ベビーケア設備を整えた子どものエリア、作家や各分野のプロフェッショナルに依頼したセレクト本のコーナーなど企画性のある書棚づくりを行い、利用者もリニューアル前の2倍以上に伸びるなど好評を得ています。区立図書館との連携事業「馬とスポーツのライブラリー」(令和2)も実現しました。

「小学校で読み聞かせをするので絵本を探しに行きました。次女も一緒に来てくれました。魅力的な絵本もたくさんあって秘密基地みたいで、絵本を読むにはぴったりの場所です。」(インスタグラムへの投稿)



左から“ほんとう”入口、キッズスペース、おはなし会

7) セタブンマーケット

書物との新たな出会いと多様な楽しみ方を発信する本と雑貨の蚤の市。作家や編集者からの特別出品や子どもも楽しめるミニワークショップなど、地域の商店街の協力も得て世田谷文学館独自の内容で開催しました。令和2年度は、新型コロナウイルスのため開催を断念しましたが、今後状況をみながら再開していきます。



「セタブンマーケット 2019」東日本大震災の木材がれきを使ったワークショップ

8) 広報



HPトップ画面イメージ

コロナ禍を機にHPの改修に取り組みました。より見やすく、親しみやすく、そして正確な情報を利用者に届けることを心がけています。作家らによるコラム「この3冊」、子どもたち向け映像制作講座の動画配信なども開始しました。また、使い方次第で危険なツールにもなりうるSNSについても運用ルールを明確にしながら行っています。

WEBと印刷物では機能を分けるなど、限られたリソースの中でより効果的な情報発信のありかたを模索していきます。



Twitter:コラム「この3冊」アップのお知らせ

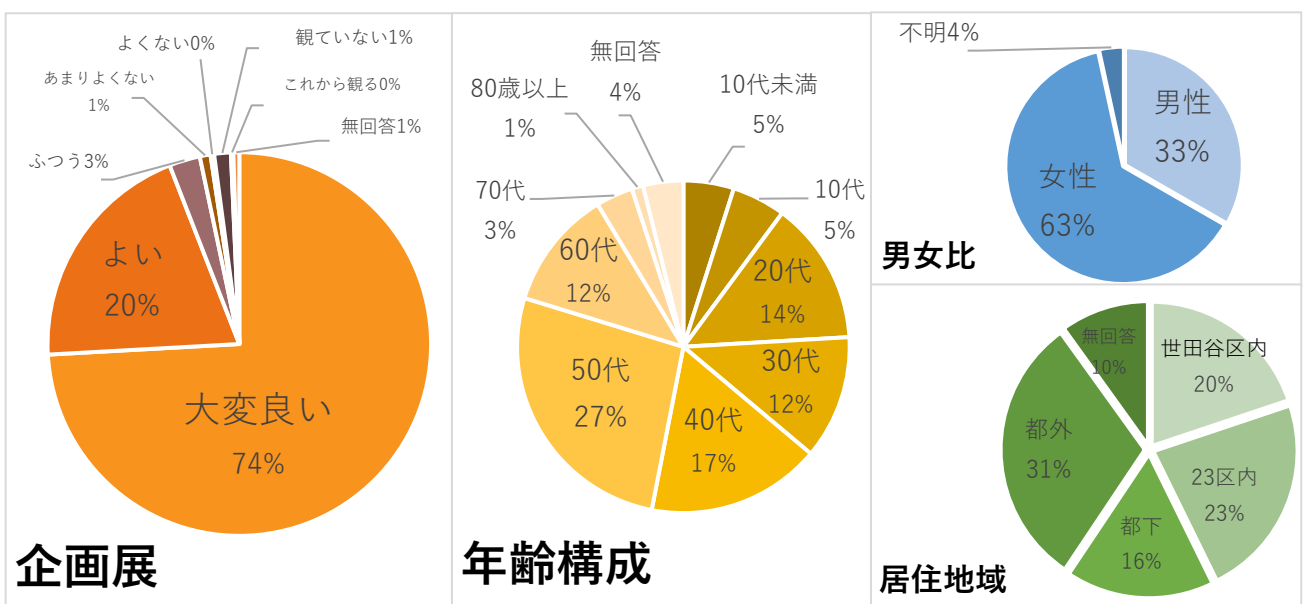
9) 誰もが安心・安全、快適に過ごせる施設運営のために

巨大台風などの自然災害への備えや感染症拡大防止の対応に全館挙げて取り組んでいるほか、さまざまな立場の来館者にとって安全で利用しやすい環境となるよう職員の意識の醸成を図っています。また、収蔵品については定期的にモニタリング調査を行い、収蔵環境を良好に保つよう努めています。



車いす介助研修

10) 来場者の属性 令和元年度（全企画展アンケートより集計）



■事業実績

平成 29(2017)年度

- 企画展「ムットーニ・パラダイス」
- 企画展「山へ! to the mountains 展」
- 企画展「澁澤龍彦 ドラコニアの地平」 ■連続講座「夢と綺想の球体ー澁澤龍彦」
- 企画展「ミロコマチコ いきものたちの音がきこえる」※全国巡回展として企画
- コレクション展「コレクションにみる文学を彩る書画の魅力」(前期)「SF再始動」(後期)
- ワークショップ「本づくりワークショップ 第1回~第3回」(どこでも文学館)ほか
- 「0歳からのジャズコンサート」ほか
- 「セタブンマーケット 2017」 ■第36回世田谷の書展 ■第34回世田谷文学賞



「ムットーニ・パラダイス」フライヤー



大規模改修後のミュージアムショップ



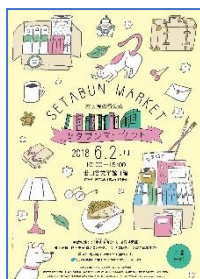
「澁澤龍彦展」会場風景



「ミロコマチコ展」ライブペインティング

平成 30(2018)年度

- 企画展「林芙美子 貧乏コンチクショウ -あなたのための人生処方箋-」
- 企画展「ビーマイバイビー 信藤三雄レトロスペクティブ」
- 企画展「筒井康隆展」
- 企画展「ヒグチユウコ展 CIRCUS」 ※全国巡回展として企画
- コレクション展「新収蔵・北杜夫コレクションを中心に」(前期)
- コレクション展「蘆花生誕 150年 徳富蘆花と烏山ゆかりの文学者たち」(後期)
- ワークショップ「だれでも小説家~ショートショートを書こう」(どこでも文学館)ほか
- 「セタブンマーケット 2018」 ■第37回「世田谷の書展」ほか



「セタブンマーケット 2018」フライヤー



「信藤三雄レトロスペクティブ」会場風景



上祖師谷中・船橋希望中 合同職場体験



「筒井康隆展」 筒井康隆、松浦寿輝対談

令和元(2019)年度

- 企画展「萬画家・石ノ森章太郎展－僕は、ダ・ビンチになりたかった」
- 企画展「原田治展 〈かわいい〉の発見」 ※全国巡回展として企画
- 企画展「小松左京展 -D計画-」 ■企画展「ようこそ歌舞伎の国へ 六世中村歌右衛門展」
- コレクション展「仁木悦子の肖像」(前期)、『『新青年』と世田谷ゆかりの作家たち』(後期)
- 移動文学館「宮西達也と子どもたち」(幼保連携事業)ほか
- 連続講座「遠藤周作 神に問いかけてつづける旅」ほか
- 「セタブンマーケット 2019」 ■第38回「世田谷の書展」 ■第35回世田谷文学賞



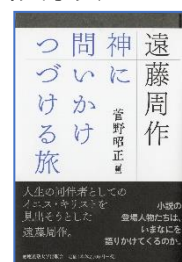
「萬画家・石ノ森章太郎展」フライヤー



希望丘保育園への出張展示
「宮西達也と子どもたち」



「小松左京展-D計画-」
会場風景



連続講座「遠藤周作」
書籍

令和2(2020)年度

- 企画展「安野モヨコ展 ANNORMAL」※全国巡回展として企画
- 企画展「没後10年 井上ひさし展 希望へ橋渡しする人」
- 企画展「あしたのために あしたのジョー！ -情熱的にあすを生き抜くために-」
- コレクション展「綴じられた時間の物語 -ムットーニのからくり文学館-」(通年)
- どこでも文学館「くほんとうわ」哲学カフェ」全4回(うち3回はオンライン開催)ほか
- 第39回「世田谷の書展」 ■「台湾・世田谷交流バナー」の制作

※新型コロナウイルスの影響により企画展4本の予定を3本に変更して実施



「安野モヨコ展」
フライヤー



区内図書館との連携企画
「馬とスポーツのライブラリー」



「ワン・ミニット・ムービーを
つくろう！」(動画配信)



「あしたのために あしたの
ジョー！」会場風景

■事業参加者・施設入場者の推移

(単位：人)

平成 29(2017)年度	平成 30(2018)年度	令和元(2019)年度	令和 2(2020)年度
172, 363	267, 931	252, 502	165, 520

資料編

■財団役員名簿

(令和3(2021)年4月1日現在 敬称略)

理事：10名

任期：令和元(2019)年6月18日から令和3(2021)年度定時評議員会の終結の時まで

役職名	氏名	備考
理事長	永井 多恵子	世田谷文化生活情報センター館長（事務取扱）
常務理事	酒井 忠康	世田谷美術館館長
常務理事	亀山 郁夫	世田谷文学館館長
常務理事	城倉 茂	公益財団法人せたがや文化財団事務局長
理事	池松 俊雄	元日本テレビ放送網株式会社取締役
理事	桑島 俊彦	東京都商店街振興組合連合会理事長
理事	竹内 修司	前世田谷文学館友の会会長
理事	田中 富美子	弁護士
理事	名兎耶 明	元公益財団法人五島美術館副館長
理事	湯川 れい子	音楽評論家 作詞家

監事：2名

任期：令和元(2019)年6月18日から令和5(2023)年度定時評議員会の終結の時まで

役職名	氏名	備考
監事	鈴木 重雄	公認会計士 税理士
監事	原田 茂実	世田谷区会計管理者

■財団評議員名簿

(令和3(2021)年4月1日現在 敬称略)

評議員：11名

任期：令和元(2019)年6月18日から令和5(2023)年度定時評議員会の終結の時まで

役職名	氏名	備考
評議員	秋山 光文	お茶の水女子大学名誉教授 目黒区美術館館長
評議員	朝生 公章	区内企業代表
評議員	大笹 吉雄	演劇評論家
評議員	木村 慶子	医学博士 前慶應義塾大学教授
評議員	佐々木 健二	弁護士
評議員	島田 成年	東京商工会議所世田谷支部副会長
評議員	田村 哲夫	学校法人渋谷教育学園理事長 学校法人青葉学園理事長
評議員	丹治 誠	元日本銀行理事
評議員	丹羽 正明	音楽評論家
評議員	萩原 朔美	多摩美術大学名誉教授 前橋文学館館長
評議員	山野井 崇二	下馬新生自治会会長

公益財団法人せたがや文化財団処務規程

(分掌事務)

第5条 事務局の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 理事会に関すること。
- (2) 評議員会に関すること。
- (3) 財団の運営に関すること。
- (4) 財団の諸規程に関すること。
- (5) 文書及び印章の調整に関すること。
- (6) 情報公開及び個人情報保護に関すること。
- (7) 財団に係る関係諸官庁及び諸団体との連絡調整に関すること。
- (8) 事業計画及び事業報告の総括に関すること。
- (9) 予算、決算及び会計の総括に関すること。
- (10) 職員等の人事に関すること。
- (11) 職員等の給与、服務、研修及び福利厚生等の総括及び調整に関すること。
- (12) アルバイト職員の雇用等の調整に関すること。
- (13) 財団が管理する施設及び附帯設備並びに通信設備に関すること。
- (14) 財団の広報に関すること。
- (15) 各館との連絡調整に関すること。
- (16) 各館に属さないこと。

2 文化生活情報センターの分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 演劇、音楽等の公演その他の催物を行うこと。
- (2) 演劇、音楽等の文化に関する専門的・技術的な調査研究を行うこと。
- (3) 演劇、音楽等の文化に関する情報を提供すること。
- (4) 演劇、音楽等の教育の普及及び創作活動の指導助言を行うこと。
- (5) 地域交流活動、国際交流活動等に係る講座及び催物を行うこと。
- (6) 地域交流活動、国際交流活動等に係る情報の収集及び提供に関すること。
- (7) 世田谷区からの委託に基づく世田谷区立世田谷文化生活情報センターの管理に関すること。
- (8) 前号に掲げるもののほか、世田谷区立世田谷文化生活情報センターの目的を達成するために必要な事業に関すること。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、財団の設立目的に合致する事業に関すること。

3 美術館の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 美術品及び美術に関する資料を保管、展示及び利用に供すること。
- (2) 美術文化に関する専門的・技術的な調査研究を行うこと。
- (3) 美術文化に関する情報を提供すること。
- (4) 美術教育の普及及び創作活動の指導助言を行うこと。

- (5) 美術文化に係る各種催物を行うこと。
- (6) 世田谷区からの委託に基づく世田谷区立世田谷美術館及びその分館の管理に関すること。
- (7) 前号に掲げるもののほか、世田谷区立世田谷美術館及びその分館の目的を達成するために必要な事業に関すること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、財団の設立目的に合致する事業に関すること。

4 文学館の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 文学に関する資料及び文学作品（以下「文学資料等」という。）を保管、展示及び利用に供すること。
- (2) 文学資料等に関する専門的な調査研究を行うこと。
- (3) 文学資料等に関する情報を提供すること。
- (4) 文学教育の普及及び創作活動の指導助言を行うこと。
- (5) 文学に関する講座、講演会、映画会等を開催すること。
- (6) 世田谷区からの委託に基づく世田谷区立世田谷文学館の管理に関すること。
- (7) 前号に掲げるもののほか、世田谷区立世田谷文学館の目的を達成するために必要な事業に関すること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、財団の設立目的に合致する事業に関すること。

世田谷文化生活情報センター処務規則

(分掌事務)

第5条 センターの部及び生活工場の担当の分掌事務は、次のとおりとする。

総務部

総務担当

- (1) センター内の調整に関すること。
- (2) センターに係る関係諸官庁、諸団体との連絡調整に関すること。
- (3) センターの諸規定に関すること。
- (4) センターの文書及び印章に関すること。
- (5) センターの職員の人事、給与、服務、研修及び福利厚生等に関すること。
- (6) センターのアルバイト職員の雇用契約及び賃金に関すること。
- (7) センター及びその附帯設備の維持管理に関すること。
- (8) センターの備品及び車両の管理に関すること。
- (9) センターの事業の調整に関すること。
- (10) キャロットタワー管理組合との連絡調整に関すること。
- (11) センター内の取締りに関すること。
- (12) センターの事業の契約締結事務に関すること。
- (13) センターの予算及び決算並びに会計に関すること。
- (14) 他の部及び生活工房に属さないこと。

生活工房

生活工房担当

- (1) セミナールーム、ワークショップ室、情報プラザ、市民活動支援コーナー、メディア工房及び印刷室の管理運営及び附帯設備の維持管理に関する事。
- (2) セミナールーム、ワークショップ室の貸出に関する事
- (3) 生活文化の創造のための事業等の企画、制作及び実施に関する事。
- (4) 生活文化の創造に向けた市民活動の支援に関する事。
- (5) 国際交流に向けた生活文化の創造活動の企画及び実施に関する事。
- (6) 生活工房内の庶務に関する事。

劇場部

総合調整担当

- (1) 部の事業の調整及び進行管理に関する事。
- (2) 部の業務改善に関する事。
- (3) 主劇場及び小劇場等の貸出に関する事。(企画制作担当共管)
- (4) 提携公演の企画、実施に関する事。(企画制作担当共管)
- (5) 国際的な演劇作品の企画、制作、実施、招聘に関する事。(企画制作担当共管)
- (6) 演劇手法を活用した事業の企画及び実施に関する事。
- (7) 文化創造活動の教育普及に関する事。
- (8) 演劇活動に係る人材育成に関する事。
- (9) 主劇場及び小劇場等における地域交流事業に関する事。(企画制作担当共管)
- (10) 部の予算、決算及び会計に関する事。
- (11) 部内の庶務に関する事。
- (12) 部内他担当の事務に属さない事。

企画制作担当

- (1) 自主企画公演の企画、制作、実施に関する事。
- (2) 主劇場及び小劇場の貸出に関する事。(総合調整担当共管)
- (3) 提携公演の企画、実施に関する事。(総合調整担当共管)
- (4) 国際的な演劇作品の企画、制作、実施、招聘に関する事。(総合調整担当共管)
- (5) 主劇場及び小劇場等における地域交流事業に関する事。(総合調整担当共管)

営業広報担当

- (1) 劇場に係る営業及びファンド・レイジングに関する事。
- (2) 劇場に係る広報に関する事。
- (3) 世田谷パブリックシアター友の会との連絡調整に関する事。
- (4) チケットセンターの運営に関する事。

技術部

管理担当

- (1) 部の業務改善に関する事。
- (2) センター低層棟の稽古場、作業室、倉庫、事務所及びその附帯設備の維持管理に関する事。(技術部他担当共管)
- (3) 部の予算、決算及び会計に関する事。

- (4) 部内の庶務に関すること。
- (5) 部内他担当の事務に属さないこと。

舞台担当

- (1) 主劇場及び小劇場の機構技術に関すること。
- (2) 主劇場及び小劇場の管理運営に関すること。(技術部他担当共管)
- (3) 主劇場及び小劇場の附帯設備の維持管理に関すること。(技術部他担当共管)
- (4) 稽古場、作業室及びその附帯設備の維持管理に関すること。(技術部他担当共管)
- (5) 機構技術の専門家の養成に関すること。

照明担当

- (1) 主劇場及び小劇場の照明技術に関すること。
- (2) 主劇場及び小劇場の管理運営に関すること。(技術部他担当共管)
- (3) 主劇場及び小劇場の附帯設備の維持管理に関すること。(技術部他担当共管)
- (4) 稽古場、作業室及びその附帯設備の維持管理に関すること。(技術部他担当共管)
- (5) 照明技術の専門家の養成に関すること。

音響担当

- (1) 主劇場及び小劇場の音響技術に関すること。
- (2) 主劇場及び小劇場の管理運営に関すること。(技術部他担当共管)
- (3) 主劇場及び小劇場の附帯設備の維持管理に関すること。(技術部他担当共管)
- (4) 稽古場、作業室及びその附帯設備の維持管理に関すること。(技術部他担当共管)
- (5) 音響技術の専門家の養成に関すること。

音楽事業部

音楽事業担当

- (1) 音楽事業の公演及び提携・共催公演の企画、実施に関すること。
- (2) 音楽教育の普及及び創作活動に関すること。
- (3) ジュニアオーケストラの運営に関すること。
- (4) 音楽の振興に係る各種催物に関すること。
- (5) 音楽事業に係る広報、ファンド・レイジングに関すること。
- (6) 音楽活動団体の支援に関すること。
- (7) 部内の庶務に関すること。

国際事業部

国際事業担当

- (1) 多文化共生や国際交流等に関する情報発信に関すること。
- (2) 区民参加型の国際交流イベントその他多様な交流を通じた地域の活性化に関すること。
- (3) 事業関係者や市民活動団体とのネットワーク化に関すること。
- (4) 前各号に係る担い手の育成に関すること。

世田谷美術館処務規則

(分掌事務)

第5条 担当の分掌事務は次のとおりとする。

総務部

総務担当

- (1) 館内の調整に関する事。
- (2) 館に係る関係諸官庁、諸団体との連絡調整に関する事。
- (3) 館の諸規定に関する事。
- (4) 館の文書及び印章に関する事。
- (5) 館の職員の人事、給与、服務、研修及び福利厚生に関する事。
- (6) 館のアルバイト職員の雇用契約及び賃金に関する事。
- (7) 館及びその附帯設備の維持管理に関する事。
- (8) 館の備品及び車両の管理に関する事。
- (9) 館の購入物品等契約の履行の検査に関する事。
- (10) 区民ギャラリーに関する事。
- (11) 観覧料・使用料等に関する事。
- (12) ミュージアムショップに関する事。
- (13) 分館の管理運営に関する事。
- (14) 館内の取締りに関する事。
- (15) 館の予算、決算及び会計に関する事。
- (16) 他の担当に属さない事。

学芸部

美術担当

- (1) 美術品等の収集、保管に関する事。
- (2) 展覧会（企画展を除く。）及び関連事業の立案、調整、実施に関する事。
- (3) 美術文化の調査研究に関する事。
- (4) 美術図書室に関する事。
- (5) 分館事業の立案、調整、実施に関する事。
- (6) 前各号のほか、館の事業についての専門的事項に関する事。

企画調整担当

- (1) 企画展及び関連事業の長期計画の立案並びにこれに付随する事前調整に関する事。
- (2) 企画展の実施、予算作成、予算執行、進行管理及び助成金申請の調整に関する事。
- (3) 企画展の広報及び宣伝の実施に関する事。
- (4) 紀要の作成に関する事。
- (5) 芸術アワードに関する事。

普及担当

- (1) ワークショップ等各種講座の企画及び運営に関する事。
- (2) 小中学校等の美術館鑑賞教室の運営に関する事。
- (3) 区民絵画展、区民写真展に関する事。

- (4) ボランティア活動への支援に関する事。
- (5) 世田谷美術館美術大学の企画及び運営に関する事。
- (6) 各種催物の企画及び運営に関する事。
- (7) 地域の大学との連携及び地域の行事への協力に関する事。
- (8) 館の広報に関する事。

世田谷文学館処務規則

(分掌事務)

第5条 担当の分掌事務は次のとおりとする。

総務部

総務担当

- (1) 館内の調整に関する事。
- (2) 館に係る関係諸官庁、諸団体との連絡調整に関する事。
- (3) 館の諸規定に関する事。
- (4) 館の文書及び印章に関する事。
- (5) 館の職員の人事、給与、服務、研修及び福利厚生に関する事。
- (6) 館のアルバイト職員の雇用契約及び賃金に関する事。
- (7) 館及びその附帯設備の維持管理に関する事。
- (8) 館の備品及び車両の管理に関する事。
- (9) 館の購入物品等契約の履行の検査に関する事。
- (10) 観覧料に関する事。
- (11) ミュージアムショップに関する事。
- (12) 館内の取締りに関する事。
- (13) 館の予算、決算及び会計に関する事。
- (14) 他の部に属さない事。

学芸部

学芸担当

- (1) 文学資料等の展示利用に関する事。
- (2) 文学の調査研究に関する事。
- (3) 文学の振興に係る各種催物に関する事。
- (4) 館の広報に関する事。
- (5) 文学資料等の収集・保管・整理に関する事。
- (6) ライブラリーに関する事。
- (7) 収蔵品管理システムの運用に関する事。
- (8) 館のホームページの運用に関する事。
- (9) 文学教育の普及及び創作活動に関する事。
- (10) 前各号のほか、館の事業についての専門的事項に関する事。

世田谷区文化施設指定管理者提案書

世田谷文化生活情報センター

世田谷美術館（向井潤吉アトリエ館 清川泰次記念ギャラリー 宮本三郎記念美術館）

世田谷文学館

令和3年6月7日

公益財団法人 せたがや文化財団

〒154-0004

世田谷区太子堂 4-1-1 キャロットタワー

TEL 03-5432-1501

FAX 03-5432-1559

<http://www.setagaya-bunka.jp/>